

事業概要

平成 26 年度 版

(平成 25 年度実績)



堺市環境事業部

目 次

第1章 総説

1 概説	1
2 ごみ処理事業（沿革）	1
3 し尿処理事業（沿革）	3

第2章 組織・職員

1 機構	5
2 事務分掌	6
3 職員配置	10
4 勤務時間	11

第3章 車輛・施設

1 車輛	12
2 ごみ関係施設	12
3 し尿関係施設	16
4 余熱利用施設	17
5 施設配置図	18

第4章 ごみ処理事業

1 概説	19
2 ごみの処理主体及び処理方法	20
3 ごみの収集運搬	21
4 中間処理	22
5 最終処分	23
6 資料	24

第5章 ごみの減量化・資源化

・適正化・まち美化等事業

1 ごみの減量化・資源化	31
2 ごみの適正処理	35
3 粗大ごみふれあい収集	36
4 堺市廃棄物減量等推進審議会	36
5 堺市まち美化促進事業	36
6 路上喫煙等対策事業	38
7 資料	39

第6章 し尿処理事業

1 概説	44
2 し尿の収集運搬	44
3 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬	44
4 し尿・浄化槽汚泥の処理	44
5 資料	45

第7章 予算・決算等

1 平成26年度予算	48
2 平成25年度決算	48
3 一般会計決算額と清掃費決算額の推移	49
4 処理経費の推移	49

第8章 手数料

1 ごみ処理手数料	50
2 し尿処理手数料	54
3 手数料の推移	55

◆参考資料

1 人口・世帯数の推移	57
2 ごみ処理量の推移	58
3 し尿処理量の推移	59
4 事業年表	60

◆条例・規則・要綱等

・堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	70
・堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則	76
・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例	89
・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例施行規則	90
・堺市まちの美化を推進する条例	91
・堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例	93
・堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例施行規則	96
・堺市浄化槽法施行細則	97
・堺市ごみ収集要綱	99
・堺市有価物集団回収報償金交付要綱	101
・堺市まち美化促進事業実施要綱	102
・堺市事業用大規模建築物に係る事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する要綱	103
・その他一覧	105

第1章 総 説

1 概 説

本市では、これまで、廃棄物処理体制の拡充を図るとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を分担する三者協働により、ごみの減量化・資源化及び適正処理に取り組んできました。

しかし、長年にわたる大量生産・大量消費・大量廃棄型社会による環境負荷の増大は、地球規模での深刻な環境問題を進行させてきました。

平成17年2月に南河内郡美原町(以下「美原町」という。)との合併、翌年の平成18年3月には、最終目標年度を平成27年度とし、「三者協働による環境負荷の少ない循環型のまちづくりをめざして」を基本理念とした堺市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

また、平成18年4月には、全国15番目の政令指定都市となり、本市としましても、時代の要請に応えるために新たな施策の展開を行い、より一層の資源循環型の社会経済システムの構築が求められています。今後も持続可能な環境共生都市の実現に向けて様々な施策に取り組んでいきます。

なお、美原町との合併以降、行政サービスの激変を緩和するための経過措置として、処理体制は一市二制度となっていました。合併協議に基づく5年が経過したこと、また、市域の一体化が着実に進展したこと、平成22年4月に「ごみ処理事業」、「し尿処理事業」等について旧堺市域(現在の堺・中・東・西・南・北区の6区域)制度に統一しました。

2 ごみ処理事業(沿革)

本市の本格的なごみ処理事業は、明治33年『汚物掃除法』の施行により、同年10月、掃除事務所が市庁舎内に開設されたときから始まりました。当時、収集したごみは、清掃工場がなかったため、市内の低地などにそのまま埋立処分していました。

第一次世界大戦を契機に産業の高度化・都市化が進み、人口増に伴う汚物の増加という新たな問題が生じ、大正13年、掃除人夫の増員や塵芥自動車の導入など作業の効率化を図りました。

昭和期に入ると埋立地の確保が困難になり、塵芥焼却場(清掃工場)の建設が急速にクローズアップされるようになりました。地元住民の反対等により思うような進展を見ないまま第二次世界大戦が勃発、戦争の進行とともにごみ処理はほとんど行われなくなりました。

終戦直後の昭和20年10月、『堺市復興部規定』が制定され、戦災地の清掃とともに保健部によりごみ処理が再開され、昭和22年頃には、ごみ処理状態は戦前の水準まで回復しました。昭和22年5月には清掃旬間を設け市民に対する普及啓発活動を実施、昭和24年からは、塵芥収集を10日に1回から1週間に1回にしました。昭和25年、朝鮮戦争の勃発による特需景気は日本経済を立ち直らせ繁栄をもたらす一方で、ごみ処理問題が戦前にもまして表面化しました。

昭和29年には、『汚物掃除法』が環境衛生対策の進展、衛生工学の進歩、社会情勢の変化に伴い廃止され、同年7月から新たに『清掃法』が施行され、ごみ収集及び処分の責務が全国の市町村に移行されました。昭和30年12月、本市は『堺市清掃条例』を制定しました。同条例は、①汚物の区別による収集回数の規定、②運搬又は処分を命ずることができる特殊な汚物の規定、③汚物の処理手数料とその減免などの規定を骨子としたもので、これにより同月から、多量排出者に対する毎日収集を有料で開始しました。

昭和34年10月、市域拡大等による委託収集の導入、さらに翌年10月、本市初の清掃工場(塵芥焼却炉・固定炉バッチ方式)の完成など、ごみ処理事業に大きな変革がありました。その後、市町村合併による人口増加に伴いごみ量が増加の一途をたどるなか、泉北ニュータウンの開発を見据え、昭和38年8月、塵芥焼却炉を増設し処理能力を計180t/日に、さらに昭和43年10月には第一清掃工場(東工場旧炉、平成8年度廃止)の完成など焼却体制を整える一方、昭和44年7月には50万㎡の埋立地(畑処分場)も確保しました。

昭和44年12月には、『市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例』を全国に先がけて制定し、土地の所有者、管理者に対し適正な管理を義務付けるとともに、不法投棄物収集業務(委託)を開始しました。

昭和45年、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)』の公布に伴い、家庭ごみ収

集を週2回とする『ごみ収集実施要領』を策定し、同法の施行に伴い、昭和47年3月『堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を制定しました。なお同年6月には、粗大ごみ収集の委託化(9業者)を図りました。この間(昭和40年代中頃)、泉北ニュータウンへの本格的な入居開始に伴うごみ量の増加に対処するため、同地区に昭和48年3月、第二清掃工場(現クリーンセンター南工場)を竣工しました。

また、昭和48年4月、直営収集では肩引き(リアカーに「かご」を積んで収集する方法)と呼ばれていた収集方法からロータリー車を使用した収集方法へと移行しました。同年のオイルショック以降、資源の大切さが注目を浴び、資源化・再利用といった機運も高まりました。

ごみ量の増加に伴い、昭和51年8月、全市域で家庭ごみの週2回収集を実施し、昭和52年3月、第三清掃工場(第一清掃工場増設炉(現クリーンセンター東工場第一工場))を竣工、昭和54年3月には、粗大ごみ処理施設(現クリーンセンター東工場第一破碎施設)を竣工すると同時に、昭和53年から55年にかけて既存施設に排水・排ガス設備を設置しました。

昭和63年11月、昭和53年に確保した40万 m^3 の埋立処分地(南部処理場)が満杯となったことから、その隣接地に70万 m^3 の新処分地を建設し埋立を開始しました。また、昭和57年3月から大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス計画)に参画し、現在も最終処分場の確保に努めています。

平成2年9月から、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともにごみ意識向上のため、自治会、子ども会等が実施する集団回収に対する報償金制度(4円/kg)を開始しました。また、同年12月、市役所から排出される紙類を再資源化するため、現クリーンセンター東工場敷地内に、大型シュレッダー処理施設を設置(平成21年度廃止)しました。

平成3年10月、ごみ量の増大や質的变化とともに、最終処分場等の処理施設の確保が困難となり、不法投棄などの不適正処理の問題が生ずる等の諸課題に対応して、廃棄物処理体系の抜本的見直しとその強化を図ることを目的に、『廃棄物処理法(平成4年7月施行)』が改正されました。これに伴い、平成5年4月『堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を廃止し、現在の『堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例』を制定しました。また、法改正と同時期の平成3年10月「堺市一般廃棄物処理基本計画」(目標年度:平成17年度)を策定しました。

平成5年9月には、増加し続ける粗大ごみと不適正な排出への対策として、粗大ごみ収集の申込制度を実施し、また、平成7年7月には、ごみ減量化・資源化の推進のため、缶・びん収集の全市実施に向け、選別施設「堺市リサイクルプラザ」が竣工しました。平成8年10月には、資源ごみ(缶・びん)収集を東・西支所区域で開始、平成9年3月には全市域に拡大し、その収集については、直営収集縮小の流れのなかで、委託業者10業者による指名競争入札方式を採用しました。

なお、平成6年10月に、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項を調査・審議することを目的とした「堺市廃棄物減量等推進審議会」を、同年11月には、地域におけるリーダー的役割として住民啓発、指導等の協力活動を行う「堺市ごみ減量化推進員制度」を設けるなど、それまでの行政主導型体制の見直しに着手しました。

平成9年3月、老朽化の著しかった東工場旧炉の更新炉として、クリーンセンター東第二工場及びクリーンセンター東工場第二破碎施設を竣工しました。当該工場は、最新の公害防止設備を備えるとともに、他市に先駆けて従来のごみ発電(蒸気タービン)とガスタービン発電を組み合わせた「高効率複合発電システム」を採用しました。

平成10年2月には、ペットボトルの拠点回収を開始(平成23年10月廃止)、平成12年5月からは、家庭を対象にごみ袋透明化を実施し、分別の徹底及びごみの発生抑制に努めるとともに、同年10月には、廃棄物収集情報管理システムを導入し、粗大ごみの収集受付システムの効率化を図りました。

平成12年度から14年度にかけては、ダイオキシン対策としてクリーンセンター南工場及びクリーンセンター東工場第一工場の排ガス高度処理施設などの施設整備工事を順次実施しました。また、同時期に、循環型社会の構築に向けて『循環型社会形成推進基本法』をはじめとした各種法律が制定され、また、先に制定されていた家庭ごみの容積で約6割を占める容器包装について、消費者、事業者、自治体の役割分担を規定した『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年6月制定)』(容器包装リサイクル法)、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの製造事業者等にリサイクルを義務付けた『特定家庭

用機器再商品化法(平成10年6月制定)』(家電リサイクル法)がそれぞれ施行されました。

平成13年7月、ごみの散乱及び自転車等の投棄防止、きれいで快適なまちづくりを推進する『堺市まちの美化を推進する条例』の制定にともない、公共スペースの定期的な清掃活動等をする市民団体等に対し、清掃活動に伴うごみの回収等の支援を実施する「アドプト制度」を開始しました。また、同年12月には、粗大ごみの有料化を実施しました。これは、増加傾向にあった粗大ごみの減量化と受益者負担の公平性を確保するためのものであり、大阪府下で初の完全有料制の実施となりました。

平成16年3月には、クリーンセンター東工場第二工場から発生する焼却余熱や高効率複合発電システムによる電力エネルギーを活用した健康増進施設「堺市立のびやか健康館」を竣工しました。

また、堺市行財政改革に基づくアウトソーシングを推進するため、順次入札地域を拡大しました。平成17年の入札の際には、「一般廃棄物収集運搬業務入札参加資格登録制度」を創設し、新たに3業者が参入しました。平成17年2月に南河内郡美原町と合併し、平成18年4月、全国で15番目の政令指定都市となったその年、3校区を新たに参入した3業者が落札し、ごみ収集委託業者は、美原町の2業者を合わせて15業者となりました。

個別リサイクル法が相次いで施行された後、環境省からは、ごみ減量化の手段としてのごみの有料化方針が打ち出され、また循環型社会の形成に資する施設整備が求められるようになり、地方への財政支援として平成17年4月に「循環型社会形成推進交付金制度」が創設されました。

平成18年3月には、前計画の期間終了に伴い、「堺市一般廃棄物処理基本計画」(目標年度:平成27年度)を策定、新たな目標を設定しました。また、平成19年4月、さらなるアウトソーシングの推進による事業所の規模縮小のため、3事業所あった直営事業所が、1事業所となりました。

平成21年7月には、事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己責任の明確化を図り、事業者の多様な要請に対応するため、「一般廃棄物収集運搬業務許可制度」を開始しました。同年10月には、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属の分別収集を新たに開始しました。その際、収集効率を高めるため、クリーンセンター東工場敷地内に一時貯留施設としてストックヤードを建設するとともに、資源ごみ収集に南区の生活ごみ収集を合わせた18業務の一斉入札を行いました。

平成22年3月末をもって、堺市と美原町との合併以降一市二制度となっていた廃棄物行政を解消し、4月から新堺市体制でスタートしました。

平成21年9月『堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例』の制定に伴い「路上喫煙等禁止区域」を設け、平成23年4月より、違反者に対し過料1,000円を科しています。

平成24年7月、堺市ごみ減量キャラクターに「ムーやん」が決定しました。応募総数1,135点の中から選ばれ、今後ごみの減量化・資源化及び環境美化の情報発信のため積極的に活用していきます。

平成25年4月からクリーンセンター臨海工場が稼働、本市で初めて熔融処理を開始し、処理によって発生するメタル・スラグの資源化を実施しています。また、老朽化し更新時期を迎えていた東工場第二工場についても、基幹改良工事を実施(平成26年3月完了)し、更なる施設の延命化とCO₂の削減を図りました。

これらの完成により、昭和48年3月から稼働を続けてきたクリーンセンター南工場を平成26年3月に老朽化のため休止しました。

3 し尿処理事業(沿革)

本市において、本格的なし尿処理事業は昭和24年から開始されました。同年11月、『堺市し尿処理条例』が制定され、清掃組合によりくみ取りが実施されるようになりました。当時、し尿は各家庭から無料でくみ取られ(1カ月 3回以上)、し尿の輸送料は配給を受けた農家等が負担し、市はこれら業者に対し、し尿農村還元交付金とし尿廃棄処理交付金を支出していました。なお、当該事業は、農業用肥料としてのし尿であったため、農水産課が担当していました。その後、化学肥料の発達に伴い、し尿の肥料としての使用が徐々に減少し始め、農家の不需要期には処理に支障をきたすようになりました。

昭和27年10月、『堺市し尿くみ取り手数料条例』が制定され、掃除義務者から手数料を徴収するようになり、新市街地区の直営による収集も開始されました。翌年5月には、し尿海上投棄船を購入し、8月から海上投棄を開始しました。さらに、昭和30年5月にも投棄船を購入し、その処理にあたりましたが、各都市の海上

投棄は必然的に大阪湾を汚染することとなり、汚染防止対策が急務となりました。

昭和30年4月には、し尿関係業務が農水産課から清掃課へ移管されました。また同年、委託業者の収集区域の不統制が問題化したため、全市の収集区域の割当を実施しました。これにより、直営での収集は公共施設のみとなりました。

また、昭和32年6月の台風で、本市は予想外の被害を受けました。これは、特に下水排水の不備による浸水が大きな原因を成したことから、下水の整備が改めて問題となり、昭和36年1月、三宝下水処理場の完成を機に、し尿の海上投棄を廃止し、すべて陸上処理するようになりました。

さらに、昭和35年1月には、委託業者の木槽車からバキューム車への切り替えを完了し、収集面での近代化も図られました。その後もし尿量は増加の一途をたどり、昭和40年3月、化学処理場（現クリーンセンター浄化ステーション）の竣工、昭和45年、三宝下水処理場の増設、さらに、昭和46年には西除処理場（平成15年3月末で廃止）の建設など処理施設の整備を図り、その処理に万全を期しました。

その後、昭和54年には、化学処理場の二次処理設備の増強により50kℓ/日の受入増を図るなど、既存施設に対する種々の改造が行われました。一方、水洗化も進められ、し尿は昭和50年をピークに逓減傾向に転じましたが、この頃から新たな問題として、浄化槽設置家屋の増加に伴う浄化槽汚泥の処理が求められてきました。本市は、これに対処するため、昭和58年10月、化学処理場内に浄化槽専用処理施設を建設しました。

また畑地域では、排水路の未整備に起因する溜池、用水路等の水質汚濁が相当深刻化していたことから、生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、法律に基づく地域し尿処理施設として厚生省（当時）の補助を受け、畑地区地域下水道処理施設（コミュニティ・プラント）を建設し、平成3年4月に稼働しました。

一方、化学処理場は、堺市のし尿処理施設として改造、増設を重ねながらその役割を果たしてきましたが、し尿・浄化槽汚泥の処理に関しては、施設の老朽化と下水道の普及により将来的に減少傾向にあることから根本的な見直しが必要となり、平成12年度から15年度にかけては、し尿及び浄化槽汚泥を泉北下水処理場へ送り処理するための前処理施設としての化学処理場更新事業に着手し、平成16年9月にクリーンセンター浄化ステーションとして竣工しました。

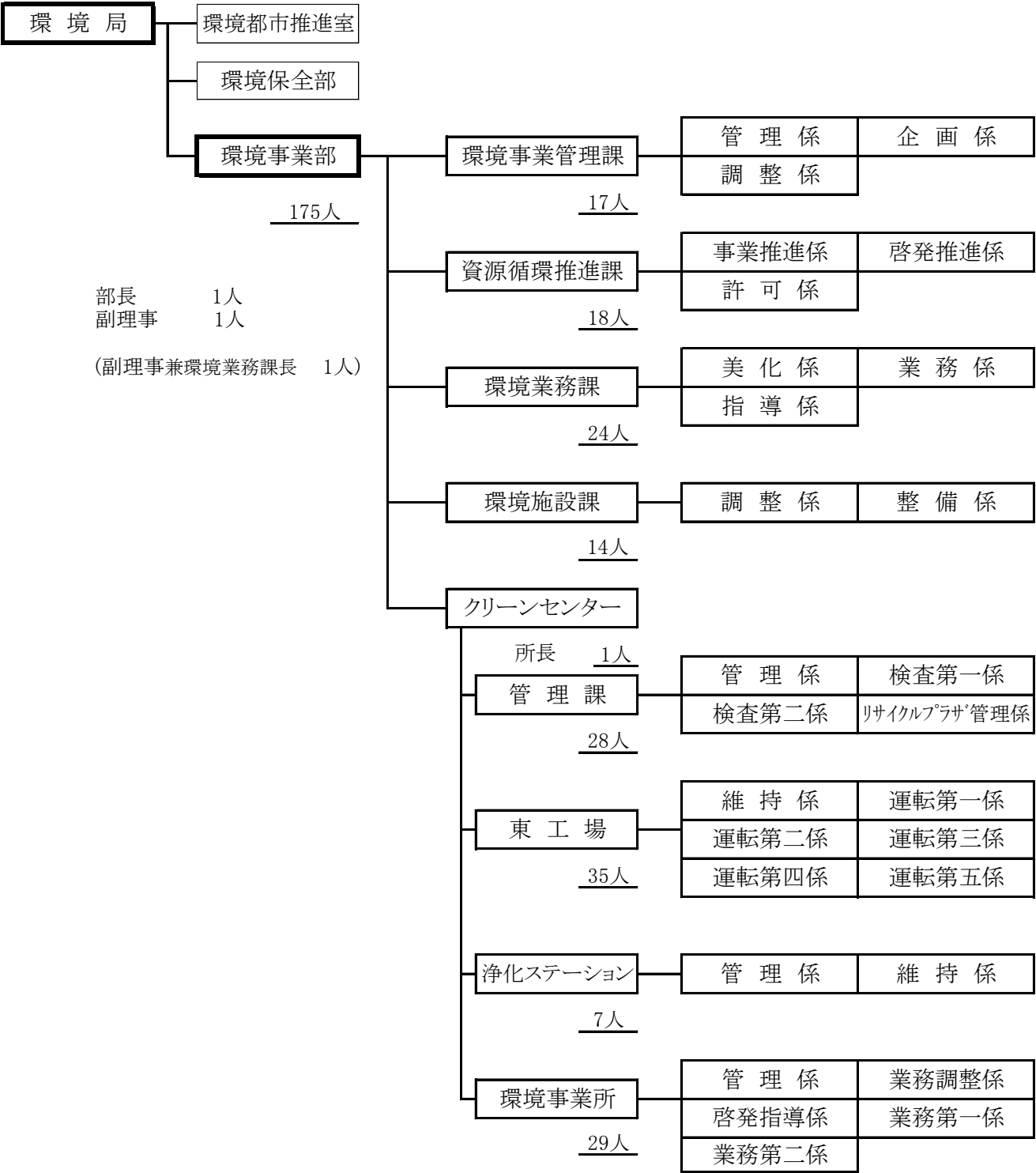
なお、平成12年4月には、し尿処理手数料の徴収方法を、留守などによる受け渡しの困難性等で市民のニーズに合わなくなってきたし尿くみ取り券制度から、納入通知書による納付制度に変更、現行の手数料は、昭和61年4月1日改正後据え置いてきましたが、処理経費に対する受益者負担の適正化を図るため、手数料改正も同時に行いました。

平成17年2月に南河内郡美原町と合併し、平成18年4月、全国で15番目の政令指定都市となり、平成22年4月の制度統一時には、し尿処理手数料納付制度の見直しとして、美原町でのくみ取り券制度から納付制度へ変更するとともに、滞納の発生を抑制するため、納期回数を年4回から年6回に変更を行い、1回あたりの負担軽減を図りました。

第2章 組織・職員

1 機 構

(平成26年4月1日現在)



(注) 部付副理事で所属長を兼務する者は、兼務先所属に含みます。

2 事務分掌

■ 環境事業部

環境事業管理課

管理係

- (1) 部内の職員の服務に関すること。
- (2) 部の所管に係る財産管理に関すること。
- (3) のびやか健康館の管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (4) 部内の連絡調整に関すること。
- (5) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 部の企画調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理に係る計画の策定及び進捗状況の管理に関すること。
- (3) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (4) 一般廃棄物の処理に係る調査及び統計に関すること。

調整係

- (1) 部の所管に係る経理に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬の業務委託に係る入札参加資格登録に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬の業務委託に係る積算に関すること。

資源循環推進課

事業推進係

- (1) 有価物集団回収報償金交付制度に関すること（交付に関するものを除く。）。
- (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

啓発推進係

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化及び資源化の推進並びに適正処理に係る啓発に関すること。
- (2) 一般廃棄物に係る環境教育の推進に関すること。
- (3) ごみ減量化推進員に関すること。
- (4) 一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化、資源化等に係る調査及び分析に関すること。
- (5) 事業系廃棄物減量化計画に基づく指導及び啓発に関すること。

許可係

- (1) 一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設に係る許可及び指定並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- (2) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 堺市循環型社会形成推進条例に基づく手続に関すること（一般廃棄物処理業の許可及び指定に係るものに限る。）。
- (4) 一般廃棄物（家庭系ごみ、継続的な処理を行うごみ及びし尿を除く。）の適正処理に係る指導及び啓発に関すること。

環境業務課

美化係

- (1) まち美化促進プログラムに関すること。
- (2) 町会清掃への対応に関すること。
- (3) 不法投棄への対応に関すること。
- (4) 環境美化に係る指導及び啓発に関すること。
- (5) 区役所における環境美化業務の総括に関すること。
- (6) 死犬猫等の処理に関すること。
- (7) 路上喫煙対策に関すること。
- (8) 美化推進協議会に関すること。
- (9) 課内の他の係の所管に属しないこと。

業務係

- (1) 一般廃棄物(し尿に限る。)の適正処理に係る指導及び啓発に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿に限る。)の収集運搬計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物(し尿に限る。)の収集運搬の業務委託契約に関すること。
- (4) 公衆便所の管理に関すること。
- (5) し尿処理手数料の徴収に関すること(滞納額の総額が 100,000 円以上のもので、徴収が困難なものとして債権回収対策室に移管したものを除く。)

指導係

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。)の適正な排出に係る指導及び調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬の業務委託契約及び業務委託に係る指導監督に関すること。
- (4) 粗大ごみ受付の業務委託契約及び業務委託に係る指導監督に関すること。

環境施設課

調整係

- (1) 部の所管に係る施設の維持管理等の企画及び調整に関すること。
- (2) 臨海工場の管理運営に関すること。
- (3) クリーンセンターとの連絡調整に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

整備係

- (1) 一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備計画及び建設に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等に係る調査及び研究に関すること。

クリーンセンター

- (1) 管理課、東工場、浄化ステーション及び環境事業所の運営の調整に関すること。

管理課

管理係

- (1) 資源化施設の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 施設における環境啓発に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- (4) 臨海工場の管理運営に係る連絡調整に関すること。
- (5) 東工場、浄化ステーション及び環境事業所との連絡調整に関すること。
- (6) 東工場、浄化ステーション、環境事業所及び課内の他の係の所管に属しないこと。

検査第一係

- (1) 東工場への一般廃棄物の搬入許可に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に係る検査及び指導に関すること。
- (3) 不法投棄された一般廃棄物の処理に関すること。

検査第二係

- (1) 臨海工場への一般廃棄物の搬入許可に関すること。
- (2) 一般廃棄物の搬入に係る検査及び指導に関すること。

リサイクルプラザ管理係

- (1) リサイクルプラザに関すること。
- (2) 施設における環境啓発に関すること。

東工場

維持係

- (1) 一般廃棄物の焼却に係る指導及び監督に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物発電に関すること。
- (4) 廃棄物処理に伴う未利用エネルギーの活用に関すること。
- (5) 場内の他の係の所管に属しないこと。

運転第一係・運転第二係・運転第三係・運転第四係・運転第五係

- (1) 一般廃棄物の焼却に関すること。
- (2) 廃棄物発電の運用に関すること。
- (3) 廃棄物処理に伴う未利用エネルギーの利用施設の運用に関すること。

浄化ステーション

管理係

- (1) し尿の処理に関すること。
- (2) し尿浄化槽の汚泥処理に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること（維持係の所管に属するものを除く。）。
- (4) ステーション内の他の所管に属しないこと。

維持係

- (1) 最終処分場及び浸出水处理施設の維持管理に関すること。
- (2) 浸出水の処理に関すること。
- (3) 地域下水道の維持管理に関すること。

環境事業所

管理係

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 所内の他の係の所管に属しないこと。

業務調整係

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬及び車両配車計画に関すること。
- (2) 粗大ごみ受付センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 粗大ごみふれあい収集事業に関すること。

啓発指導係

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬、指導及び啓発の総括に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬に係る環境教育の推進に関すること。

業務第一係・業務第二係

- (1) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬及び作業計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集運搬地域に係る指導及び啓発に関すること。

3 職員配置

(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

所 属	職種	部長	副理事	課長	参事	課長補佐	主幹	係長	主査	一般	《職種別合計》	《合計》	再任用・再雇用	《総合計》
環 境 事 業 部	事務		1								1	2		2
	技術	1									1			
環 境 事 業 管 理 課	事務			1		1	2	1	1	9	15	17		17
	技術									2	2			
資 源 循 環 推 進 課	事務					1	2	1		10	14	18	1	19
	技術			1			1			2	4			
環 境 業 務 課	事務		1		1	1	1	2	1	13	20	24	9	33
	技術						1	1		2	4			
環 境 施 設 課	事務									2	2	14		14
	技術			1		1		2	1	7	12			
ク リ ー ン セ ン タ ー	事務										0	1		1
	技術		1								1			
ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 課	事務			1	1					13	15	28	16	44
	技術					1	3	2	3	4	13			
ク リ ー ン セ ン タ ー 東 工 場	事務										0	35	10	45
	技術			1		1	1	5	7	20	35			
ク リ ー ン セ ン タ ー 浄化ステーション	事務			1		1	1				3	7	4	11
	技術							1	1	2	4			
環 境 事 業 所	事務			1						1	2	29	7	36
	技術					1	1	5	1	19	27			
《合 計》	事務	0	2	4	2	4	6	4	2	48	72	175	47	222
	技術	1	1	3	0	4	7	16	13	58	103			

(注) 部付副理事で所属長を兼務している場合は、兼務先所属で計上しています。

(注) クリーンセンター所長は、副理事で計上しています。

(注) 所属により、他に短期臨時職員を配置しています。

4 勤務時間

(平成26年4月1日現在)

所 属	対象職員	勤務曜日	勤務時間	休憩時間	1週間の実働時間
環境事業管理課 資源循環推進課 環境業務課 環境施設課	全 職 員	月～金	9:00～17:30	12:00～12:45	38時間45分
クリーンセンター 管 理 課	検 査 係	全日 (変則勤務有り)	8:30～17:00	11:30～12:15	
	その他の職員	月～金			
クリーンセンター 東 工 場	焼却炉の運転に 従事する職員	全日 (変則勤務有り)	8:30～17:00	11:30～12:15	
			16:50～8:35	勤務時間の 途中に60分	
	その他の職員	月～金	8:30～17:00	11:30～12:15	
クリーンセンター 浄化ステーション	全 職 員	月～金	8:30～17:00	11:30～12:15	
環境事業所	全 職 員	月～金	8:30～17:00	11:45～12:30	

(注)堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(注)堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第3章 車輛・施設

1 車 輛

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位:台)

事 業 区 分			環境事業管理課	資源循環推進課	環境業務課	環境施設課	クリーンセンター			《 合 計 》
							※ 1 管 理 課	浄化ステーション	環境事業所	
区分	車 種									
ごみ収集関係	プレスパッカー車	(4t)							2	2
		(2t)							7	7
	プレスパッカー車 (天然ガス)	(4t)					2		1	3
		(2t)							2	2
	ダンプ車(天然ガス)	(2t)							2	2
		(1t 以上) (軽)			1			1		2
その他	事務連絡車 ※2		1	1	4	1	7	2	2	18
	小型貨物車 ※3						4	1		5
	フォークリフト						3			3
	フォーククロー						1			1
	ショベルローダー						3	1		4
	ロードスウィーパー						1			1
《 合 計 》			1	1	6	1	21	7	20	57

※1 東工場使用分も含みます。

※2 主に事務連絡や調査関係用に軽キャブバンやライトバン等を使用しています。

※3 ごみ収集関係以外の場内使用として軽ダンプや軽トラック等を使用しています。

2 ごみ関係施設

(1)直営収集部

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	名 称	環 境 事 業 所
所 在 地	南区赤坂台 5 丁 41 番 1 号 ☎072-273-2672	
着 工 年 月 日	平成 9 年 3 月 27 日	
竣 工 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日	
敷 地 面 積	2,630.45 m ²	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
床 面 積	1,611.09 m ²	
建 設 費	320,026 千円	
収 集 事 業	粗大ごみ収集	粗大ごみふれあい収集

(2) 処理部門

(ア) 焼却施設

	クリーンセンター東工場 第一工場	クリーンセンター東工場 第二工場	クリーンセンター 南工場
所在地	東区石原町1丁102番地 ☎ 072-252-0815		南区御池台5丁1番1号
着工年月日	昭和48年12月26日	平成5年6月24日	昭和46年2月1日
竣工年月日	昭和52年3月31日	平成9年3月31日	昭和48年3月31日
敷地面積	54,732.62㎡		48,996.84㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階地上4階建
(別棟:排ガス処理棟)	(鉄骨ALC造)		
建築面積	2,723.98㎡ (排ガス処理棟367.76㎡を含む)	7,927.45㎡	3,511.70㎡
延床面積	5,476.05㎡ (排ガス処理棟662.00㎡を含む)	22,792.17㎡	5,405.82㎡
型式	デ・ロール式 全連続燃焼式焼却炉	クボタ上向き摺動型 全連続燃焼式焼却炉	川重サン型ストーカー 全連続燃焼式焼却炉
公称能力	150t/日×2基(300t/日)	230t/日×2基(460t/日)	150t/日×3基(450t/日)
請負業者	丸紅㈱(施工 日立造船㈱)	㈱クボタ	汽車製造㈱
ごみピット容量	2,500㎥	7,500㎥	3,000㎥
灰ピット容量	250㎥	550㎥	260㎥
煙突	50m	80m	59m
建設費	用地費	998,397千円	6,735,345千円
	本体工事費	2,367,810千円	18,931,400千円
	監理委託費	9,550千円	206,000千円
	その他	348,385千円	782,527千円
	合計	3,724,142千円	26,655,272千円
発電形式 発電出力	—	蒸気タービン発電 12,600kW ガスタービン発電 4,100kW 最大出力合計 16,700kW	—
排ガス処理方式	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器 触媒脱硝装置	電気集じん器 排ガス洗浄装置(半湿式)
排水処理施設	昭和55年3月設置 (第一・第二工場併用)		昭和55年3月設置

(注) クリーンセンター東工場第二工場建設費については、東工場第二破碎施設建設費を含みます。

クリーンセンター南工場については、平成26年3月末休止。



クリーンセンター東工場（第一工場）



クリーンセンター東工場（第二工場）

		クリーンセンター 臨海工場		
所在地	堺区築港八幡町1番70 ☎ 072-282-7400	建設費	本体工事費	17,993,889千円
			監理委託費	163,485千円
着工年月日	平成22年 6月24日		その他	267,303千円
竣工年月日	平成25年 3月31日		合計	18,424,677千円
敷地面積	29,952.56㎡	発電形式		蒸気タービン発電 13,500kW
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地下1階地上5階建	発電出力		ガスエンジン発電 815kW×3基 最大出力合計 15,945kW
		排ガス処理方式		ろ過式集じん器 触媒脱硝装置
(別棟:管理計量棟)	(鉄骨造)地上3階建	排水処理		クローズドシステム
(別棟:スラグストックヤード棟)	(鉄骨造)地上1階建			
建築面積	7,445.28㎡			
延床面積	13,624.29㎡			
型式	シャフト炉式 全連続ガス化熔融方式			
公称能力	225t/日×2基(450t/日)			
受託業者	(株)堺クリーンシステム			
請負業者	新日鉄住金エンジニアリング(株)			
ごみピット容量	8,686㎡			
煙突	80m			
用地費	67,572千円/年			

クリーンセンター臨海工場

(イ) 破碎処理施設

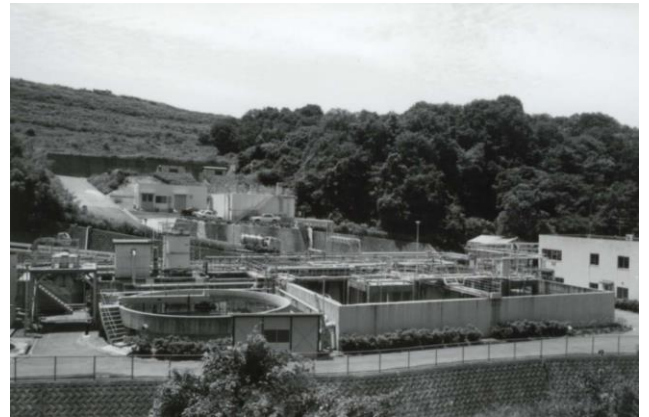
		クリーンセンター東工場 第一破碎施設	クリーンセンター東工場 第二破碎施設	クリーンセンター臨海工場
所在地		東区石原町1丁102番地 ☎ 072-252-0815		堺区築港八幡町1番70 ☎ 072-282-7400
着工年月日	昭和53年5月30日	昭和53年5月30日	平成5年6月24日	平成22年6月24日
竣工年月日	昭和54年3月31日	昭和54年3月31日	平成9年3月31日	平成25年3月31日
敷地面積	クリーンセンター東工場内 約1,800㎡	クリーンセンター東工場 第二工場内	クリーンセンター東工場 第二工場内	クリーンセンター臨海工場内
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 スレート張地下2階地上3階建			
建築面積	954.61㎡			
延床面積	1,277.53㎡			
処理方式	破碎(衝撃・せん断・圧縮・摩擦による複合式)	破碎(せん断式)	破碎(せん断式)	破碎(せん断式)
型式	堅型回転式 (クボタ・アイダル型シュレツダ KE1000)	せん断式縦刃付き	せん断式縦刃付き	二軸回転せん断式
公称能力	100t/日(5h)	50t/日(5h)	50t/日(5h)	16t/日(5h)
受託業者	—			(株)堺クリーンシステム
請負業者	(株)クボタ			新日鉄住金エンジニアリング(株)
貯留ピット	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	524㎡
建設費	本体工事費	409,500千円	937,300千円	工場建設費に含む
	監理委託費	5,500千円	9,136千円	
	その他	330千円	—	
	合計	415,330千円	946,436千円	
備考		鉄分(売却)と それ以外(焼却)に選別	前処理	前処理

(ウ)最終処分場

		南部処理場	
区 分		埋立処分地	
		第 1 期	第 2 期
所 在 地		南区畑1344番地	
総 面 積		93,500㎡	
埋 立 面 積		37,200㎡	33,800㎡
埋 立 容 量		194,600㎥	466,100㎥
形 式		管 理 型	
埋 立 期 間		昭和63年11月～平成4年9月	平成4年10月～平成21年3月
建 設 費	造 成 工 事	720,000千円	774,261千円
	浸出水処理施設	535,331千円	—
	搬入道路工事等	498,288千円	—
	そ の 他	968,512千円	61,886千円
	合 計	2,722,131千円	836,147千円
備 考		【 旧処分地 】 埋立期間:昭和53年11月～昭和63年10月 埋立面積:37,249㎡ 埋立容量:403,000 ㎥	

(注) 平成20年9月の搬入停止後は、大阪湾広域臨海環境整備センターに
全量搬入しています。

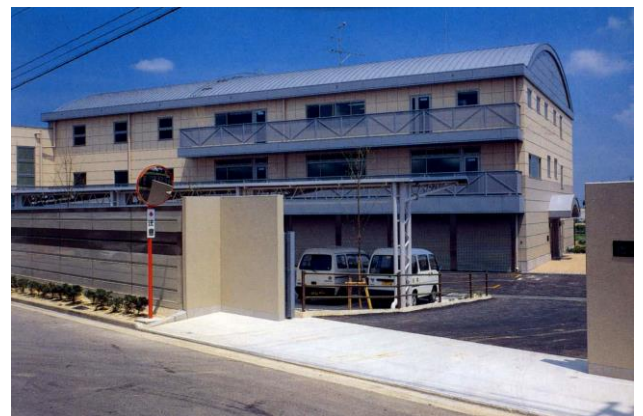
		南部処理場
区 分		浸出水処理施設
敷地面積		6,461㎡
処理能力		500㎥/日
処理方式		長時間曝気活性汚泥法



南 部 処 理 場

(エ)資源化施設

		リサイクルプラザ
所 在 地		中区深井畑山町30番地1 ☎ 072-279-7953
着 工 年 月 日		平成6年7月21日
竣 工 年 月 日		平成7年7月31日
敷 地 面 積		1,994.42㎡
建 物 構 造		鉄骨造3階建
建 築 面 積		974.94㎡
延 床 面 積		1,853.87㎡
処 理 方 式		機械選別方式及び手選別方式
公 称 能 力		30t/日(5h)
請 負 業 者		(株)栗本鐵工所
建 設 費	用 地 費	753,919千円
	本体工事費	978,500千円
	そ の 他	23,660千円
	合 計	1,756,079千円
備 考		分別収集された缶はアルミ・スチール に、びんは無色・茶色・その他の色・混み ガラスに選別しています。



リサイクルプラザ

(オ)貯留施設

クリーンセンター東工場貯留施設	
所在地	東区石原町1丁102番地 ☎ 072-252-0815
着工年月日	平成21年3月2日
竣工年月日	平成21年9月24日
建物構造	鉄骨造平屋建
貯留容積	2,204m ³
建築面積	1,413.55m ²
延床面積	1,413.55m ²
建設費	本体工事費 211,811千円
	監理委託費 2,835千円
	その他 10,860千円
	合計 225,506千円
備考	分別収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属を一時貯留しています。



クリーンセンター東工場貯留施設

3 し尿関係施設

(1)前処理施設

クリーンセンター浄化ステーション	
所在地	西区草部1120番地1 ☎ 072-271-1493
着工年月日	平成13年6月26日
竣工年月日	平成16年9月10日
敷地面積	10,467.54m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建
建築面積	1,650.64m ²
延床面積	3,212.83m ²
処理方式	前処理＋下水圧送
公称能力	280kℓ/日
請負業者	(株)荏原製作所
建設費	本体工事費 2,520,000千円
	その他 49,956千円
	合計 2,569,956千円
備考	し尿及び浄化槽汚泥等を受け入れ、前処理後、全量を泉北下水処理場へ圧送しています。



クリーンセンター浄化ステーション

(2)コミュニティ・プラント(地域下水道処理施設)

本市南部に位置する畑地区では、排水路の未整備に起因する溜池、用水路等の水質汚濁が相当深刻化していた状況からコミュニティ・プラント(地域下水道処理施設)を建設し、公共用水域の水質汚濁の防止に努めています。

○畑地区地域下水道処理施設

所在地	南区畑地内
竣工年月日	平成3年3月31日
計画処理人口	600人
処理能力	308m ³ /日
処理方式	長時間曝気方式

(3)その他の処理施設(下水道部所管分)

○三宝下水処理場(し尿処理に係る部分)

所在地	堺区松屋大和川通4丁147-1 ☎ 072-232-4958
建設年月日	平成22年3月30日
敷地面積	約63,920m ²
処理能力	100kℓ/日
処理方式	下水道直接投入方式

(4) 公衆便所

所在地	床面積(㎡)	建物構造	建設年月日	備考
堺区宿院町東2丁	30.40	鉄筋コンクリート造	平成2年4月1日	大便器 4 小便器 3 身障者用便器 1 水洗式
西区浜寺石津町西3丁	34.62	鉄筋コンクリート造	平成2年4月1日	大便器 3 小便器 3 身障者用便器 1 水洗式
堺区三国ヶ丘御幸通19	30.50	鉄筋コンクリート造	昭和56年5月1日	大便器 4 小便器 2 身障者用便器 1 水洗式
堺区竜神橋町1丁	31.85	鉄筋コンクリート造	昭和61年12月1日	大便器 4 小便器 3 身障者用大便器 1 身障者用小便器 1 水洗式
堺区熊野町東5丁	14.04	ステンレス鋼板張り	平成12年2月28日	大便器 3 小便器 3 身障者用便器 1 水洗式
北区中百舌鳥町2丁	26.27	鉄筋コンクリート造	平成14年10月1日	大便器 2 小便器 1 身障者用便器 1 水洗式

(注)本市における公衆便所は、環境事業部所管の上記6か所の他、公園緑地部所管の90か所あります。

4 余熱利用施設

		のびやか健康館				
所在地		北区金岡町2760番地1 ☎ 072-246-5051				
着工年月日		平成14年3月29日	竣工年月日	平成16年3月1日	供用年月日	平成16年4月1日
敷地面積		26,500.27㎡	建築面積	6,732.34㎡	延床面積	9,866.19㎡
建物構造		鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造)地下1階地上2階建				
1 階		フィットネスエリア	スパエリア(温浴施設)	プールエリア	2 階	テニスコート フットサルコート
		マシンジム	大浴場	25m×7コース		屋 外
		スタジオ	露天風呂	マッサージプール		
			サウナ	ウォーキング専用プール		
				ファミリープール		
建設費	本体工事費	3,722,503千円				
	監理委託費	73,849千円				
	合計	3,796,352千円				
備考		・事業方式 公設民営方式 ・施設運営主体 さかいウェルネス㈱を指定管理者として指定 温水プールや空調等の熱源(蒸気)及び電力は、隣接する清掃工場から供給しています。				

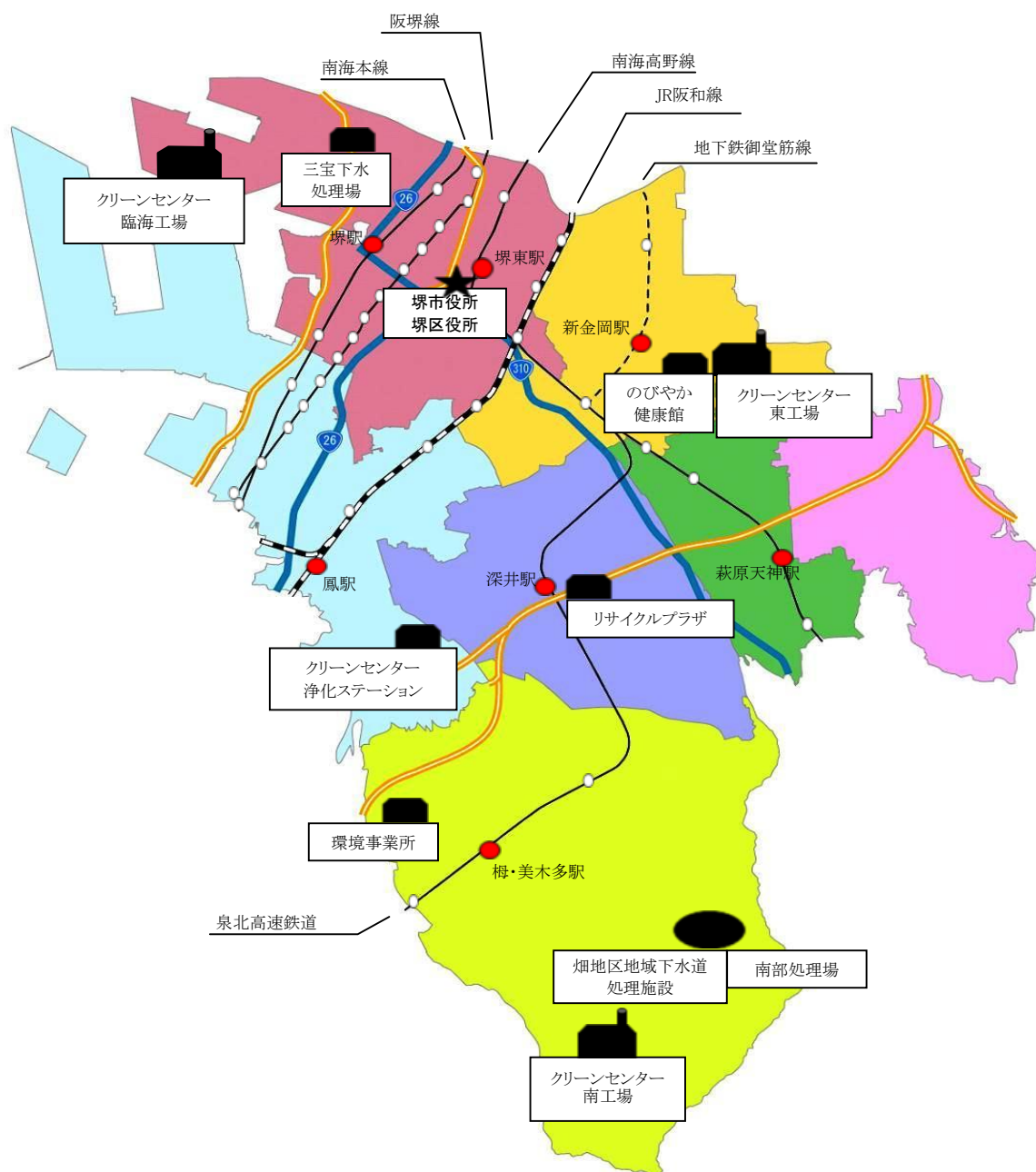


のびやか健康館



のびやか健康館

5 施設配置図



【各区分人口・世帯数】

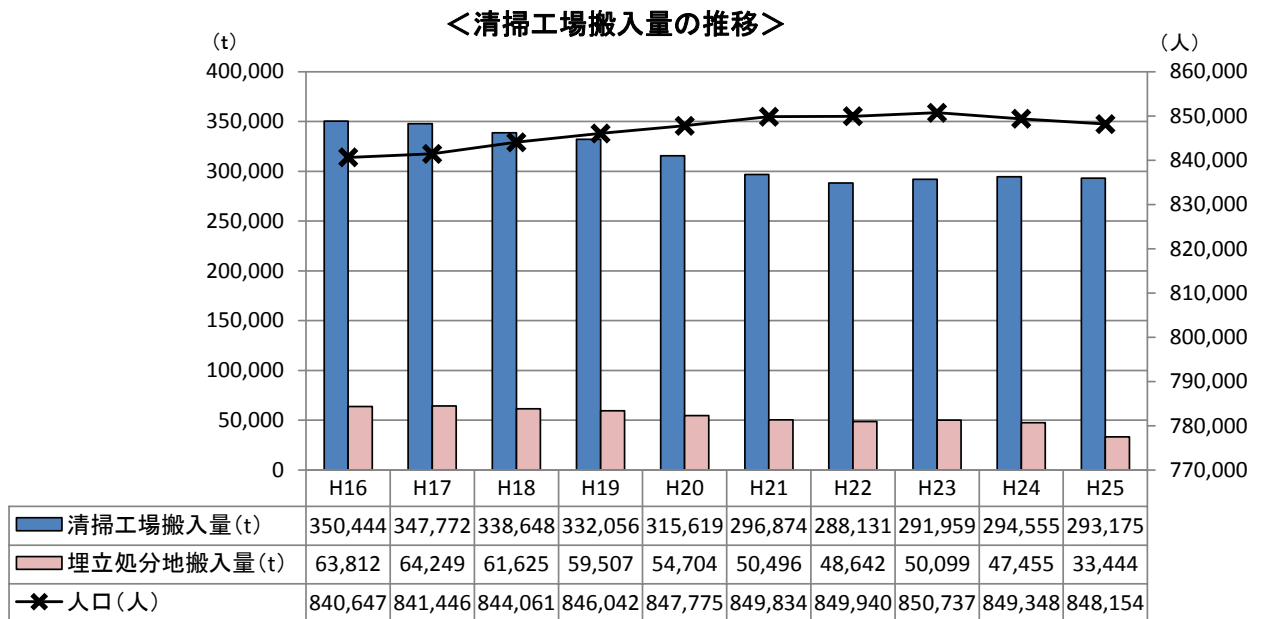
(平成26年4月1日現在)

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (k m ²)	一世帯あたり 人口 (人)
堺市全域	379,646	848,154	149.99	2.23
堺区	73,196	146,516	23.69	2.00
中区	53,327	125,268	17.94	2.35
東区	37,718	87,140	10.48	2.31
西区	60,680	138,146	28.62	2.28
南区	66,434	153,043	40.44	2.30
北区	71,936	158,151	15.58	2.20
美原区	16,355	39,890	13.24	2.44

第4章 ごみ処理事業

1 概 説

ごみ処理は、市民生活に深く関わりを持つ環境衛生上欠くことができない事業であり、特に近年では、生活様式等の変化やごみ質の多様化など、処理の困難性も増大してきています。本市では、法令等に基づき、市内から排出される一般廃棄物を収集運搬し、中間処理を経て最終処分に至るまでの各過程において、円滑で適正な処理に万全を期しているところです。



2 ごみの処理主体及び処理方法

(平成26年4月1日現在)

種 類		収 集 ・ 運 搬			中間処理		最終処分	
		方 法	主 体 (業者数)		方 法	主 体 (業者数)	方 法	主 体
家 庭 系	生活ごみ	計画収集 (週2回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委託(15)	焼 却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	缶・びん	計画収集 (月2回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委託(15)	資源化	直 営 委託(1)	—	—
	ペットボトル	計画収集 (月2回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委託(15)	資源化※2	委託(1)		
	プラスチック製 容器包装	計画収集 (週1回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委託(15)	資源化※2	委託(1)	—	—
	小型金属	計画収集 (月1回)	各戸・ステーション	委託(6)	資源化※3	—	—	—
	古紙類※4	計画収集 (月1回)	各戸・ステーション	委託(2)	資源化	—	—	—
	粗大ごみ	申込制 (随時)	各戸・ステーション	直 営	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	臨時ごみ	申込制 (随時)	各戸・ステーション	委託(12)	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	直接搬入ごみ	随 時	自己搬入	排出者	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
事 業 系	継続ごみ※6	継続収集 (週6回)	各事業者	委託(12)	焼 却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	臨時ごみ	申込制 (随時)	各事業者	委託(12)	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	許可業者 搬入ごみ	随 時	各事業者	許可 (96)※7	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	直接搬入ごみ	随 時	自己搬入	排出者	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	環境美化ごみ	随時収集	—	委託(1)	破碎※5・焼却 (資源化※1)	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス
	資源自主回収※8	—	—	—	資源化	—	—	—
そ の 他	犬猫等の死体	随時収集	—	委託(1)	焼 却	直 営 委託(1)	埋 立	フェニックス

※1 クリーンセンター臨海工場にて焼却・溶融処理し、スラグ、メタルとして資源化しています。

※2 クリーンセンター東工場貯留施設に集積・積替え後、委託により資源化しています。(選別後残渣は焼却)

※3 クリーンセンター東工場貯留施設に集積後、直接再資源化事業者に売却しています。(選別後残渣は焼却)

※4 美原区のみ。収集後、直接再資源化事業者に売却しています。

※5 クリーンセンター東工場第一破碎施設にて資源化物を選別・回収し、その後残渣を焼却施設で焼却し、埋立しています。

※6 一部家庭系を含みます。

※7 収集運搬業許可業者のうち1者は、市外での処理です。

※8 剪定枝・庁内紙類

(注) 最終処分項目「主体」欄のフェニックスは、「大阪湾広域臨海環境整備センター」の通称です。

3 ごみの収集運搬

(1) 計画収集ごみ	〔表 4-1〕〔表 4-2〕〔表 4-3〕参照
日常生活に伴って生じるごみ及び資源を次の①～⑥のように分けて収集しています。 収集方式は、各家庭前で収集する各戸方式、住宅密集地や道路状況等により収集車両が通行できず、各戸収集が困難な場所に適宜集積場を設けて収集するステーション方式、さらに団地等の中高層集合住宅でコンテナボックスを設置して収集するコンテナ方式の3方式で収集しています。(⑤、⑥については、各戸方式、ステーション方式の2方式)	
① 生活ごみ 日常生活に伴って生じた厨芥類等を混合で週2回収集しています。	
② 缶・びん 家庭から排出される缶・びんを資源として月2回収集しています。	
③ ペットボトル 家庭から排出されるペットボトルを資源として月2回収集しています。	
④ プラスチック製容器包装 家庭から排出されるプラスチック製容器包装を資源として週1回収集しています。	
⑤ 小型金属 家庭から排出される小型金属(最大辺がおおむね30cm以下で全体の80%が金属のもの)を資源として月1回収集しています。	
⑥ 古紙類(美原区で実施) 家庭から排出される古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)を資源として月1回収集しています。	
(2) 粗大ごみ	〔表 4-1〕〔表 4-2〕〔表 4-3〕参照
家庭から排出される粗大ごみを、申込制により、有料で週1回収集しています。	
(3) 臨時ごみ	〔表 4-1〕〔表 4-2〕参照
冠婚葬祭や引っ越し、植木の葉刈りで家庭から臨時的に排出されるごみ及び事業所等から臨時的に排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず)については、排出者立会のもと有料で収集しています。	
(4) 継続ごみ	〔表 4-4〕参照
事業所等から排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず)については、任意の申し込みにより月曜日から土曜日まで週6回、有料で収集しています。また、家庭から排出される生活ごみについても、任意の申し込みにより月曜日から土曜日まで週6回、有料で収集しています。	
(5) 許可業者搬入ごみ	〔表 4-1〕〔表 4-2〕参照
事業所等から排出される事業系一般廃棄物(動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くず)については、委託業者による臨時、継続ごみ収集のほか、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集しています。平成26年4月1日現在の事業系ごみの許可業者数は96業者で、うち実験動物の死体及びふん尿の許可業者数は1業者です。	

(6) 直接搬入ごみ	[表4-1][表4-2] 参照
市の計画収集以外に、排出者自らが直接清掃工場に搬入できるものがあります。 搬入対象物は、次の通りです。 ・家庭系廃棄物 家庭において通常の収集以外に臨時的に排出される廃棄物 ・事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物で、動植物性残渣、木くず、紙くず、繊維くずの可燃物のうち「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」に定める受入基準を満たすもの。	

(7) 環境美化ごみ	[表4-1][表4-6] 参照
市域の環境美化を推進するために、市民によるボランティア清掃活動等により排出されたごみ及び不法投棄されたごみの収集等の対応を行っており、これらのごみ収集については、委託業者があたっています。 また、不法投棄対策として、環境業務課と各区役所自治推進課美化係が連携して不法投棄常習地点の昼間パトロール、啓発活動、適正処理指導、収集等を行っており、夜間は委託業者による不法投棄監視パトロールを行っています。 なお、不法投棄の多発地点には、自治会等からの要望により監視カメラの設置も行っており、不法投棄抑制に努めています。	

(8) 犬猫等の死体	[表4-7] 参照
犬猫等の死体は、委託業者が収集しています。	

(9) あき地の適正管理
市街地におけるあき地については、清潔保持し適正管理に努めるよう、所有者(管理者)に対し、繁茂している雑草の除去等を指導しています。

4 中間処理

(1) 焼却処理施設

現在、クリーンセンター東工場第一工場、第二工場及び臨海工場の3工場にて焼却処理しています。なお、清掃工場では、排水・排ガス処理設備等を設置し、公害防止に万全の対策を講じています。

また、クリーンセンター東工場第一工場及び第二工場では焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、各工場内の給湯・暖房のほか、外部施設に蒸気を供給(売却)しています。さらに、クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場では廃棄物発電を行っています。この発電設備で清掃工場の使用する電力を賄い、余剰電力を電気事業者に売却しています。

・エネルギー供給先等一覧

工場	余熱利用方法	供給先等
クリーンセンター東工場第一工場	外部蒸気供給	民間会社
		市立のびやか健康館
クリーンセンター東工場第二工場	発電	電気事業者
		市立のびやか健康館
クリーンセンター臨海工場	発電	電気事業者

(2) 破碎処理施設

家庭から排出される粗大ごみ等は、クリーンセンター東工場及び臨海工場内の破碎処理施設で破碎されます。その後、クリーンセンター東工場では、鉄分を選別(売却)し、焼却しています。クリーンセンター臨海工場では、破碎処理後、溶融処理し、溶融スラグ・メタルとして資源化を図っています。

(3) 資源化施設

分別収集された缶・びんを、リサイクルプラザで、缶はアルミとスチールに、びんは無色、茶色、その他の色、混みガラスに選別し、品目別に再生資源事業者に引き渡しています。

(4) 貯留施設

分別収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装をクリーンセンター東工場貯留施設で集積し、品目別に圧縮・梱包等の中間処理を行う委託業者に引き渡しています。

分別収集された小型金属をクリーンセンター東工場貯留施設で集積し、異物を除去した後、再生資源事業者に引き渡しています。

5 最終処分

埋立処分

南区畑地先に埋立処分地(南部処理場)を確保し、主に焼却残渣、下水道汚泥等公共施設処理残渣、不法投棄廃棄物、その他不燃物を、生活環境の保全上支障が生じない方法で適正に埋め立て処分するとともに、焼却残渣の一部は大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックス)へ埋立処分を委託していました。

平成20年9月の南部処理場への搬入停止後は、大阪湾広域臨海環境整備センターに全量搬入しています。

なお、埋立処分地(南部処理場)の浸出水については、現在も適正に処理しています。

6 資料

◆ごみ総排出量の推移

[表 4-1]

(単位:t)

区 分	年 度				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
【ごみ収集量】	296,874	286,983	290,850	293,815	292,004
〈家庭系ごみ〉	168,711	158,974	167,632	167,761	168,137
生活ごみ収集量	158,554	149,793	158,667	158,371	158,439
粗大ごみ収集量	5,191	3,772	3,098	3,000	2,958
直接搬入ごみ持込量	4,966	5,409	5,867	6,390	6,740
〈事業系ごみ〉	128,163	128,009	123,218	126,054	123,867
継続ごみ収集量	39,701	30,854	21,869	20,295	16,538
環境美化ごみ収集量	1,796	1,648	1,608	1,401	1,474
直接搬入ごみ持込量	38,414	24,321	23,915	24,273	24,393
許可業者搬入ごみ	48,252	71,186	75,826	80,085	81,462
焼却対象外のもの(鉄: 破碎処理施設鉄分回収 分は資源化量を含む)	335	574	413	551	330
外部受払い(不用バイク等)	0	0	0	0	0
(焼却残渣処理量)	(50,441)	(48,598)	(50,065)	(47,429)	(33,426)
【埋立処分地搬入量】※1	41	34	34	26	18
環境美化ごみ(不燃物)	41	34	34	26	18
公共事業系直接搬入ごみ					
【資源回収量】※2	47,186	51,228	50,214	49,252	46,881
缶・びん※3	6,595	7,384	7,076	6,818	6,670
ペットボトル※4	950	1,780	1,650	1,649	1,753
プラスチック製容器包装	2,450	5,752	5,490	5,240	5,156
小型金属	164	347	324	314	305
有価物等※5	121	—	—	—	—
古紙類(美原区のみ)※6	—	106	96	101	112
集団回収	33,999	33,316	31,898	30,388	29,195
庁内紙類	187	183	179	171	221
剪定枝	2,385	2,360	3,501	4,571	3,469
破碎処理施設鉄分回収	335	—	—	—	—
【総 排 出 量】	343,766	338,245	341,098	343,093	338,903

※1 瓦礫、ブロック類。

※2 平成22年度より【資源回収量】を計上しています。平成21年度以前は【資源化量】を計上しています。

平成21年10月より、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属の分別収集を開始しています。

※3 平成21年度以前は缶・びん等に含まれる可燃残渣は生活ごみもしくは粗大ごみに含みます。

※4 ペットボトル拠点回収量を含みます(平成23年10月制度終了)。平成20年10月より、中区分別収集先行実施分も含みます。

※5 有価物等(古紙類・繊維類・金属類・発泡トレイ(PS6表示等))は美原区で分別収集され、平成22年4月の制度統一により終了しています。

金属類については平成20年度以降破碎処理施設鉄分回収に計上しています。

発泡トレイについては、平成21年10月よりプラスチック製容器包装に計上しています。

※6 古紙類は制度統一後も美原区で継続して実施しています。

◆清掃工場搬入量の推移

[表 4-2]

(単位:t)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分						
家庭系	生活ごみ	158,554	149,793	158,667	158,371	158,439
	粗大ごみ	5,191	3,772	3,098	3,000	2,958
	直接搬入ごみ	4,966	5,409	5,867	6,390	6,740
	選別後残渣※1	—	1,148	1,109	740	1,171
	《合 計》	168,711	160,122	168,741	168,501	169,308
事業系	継続ごみ※2	39,701	30,854	21,869	20,295	16,538
	環境美化ごみ	1,796	1,648	1,608	1,401	1,474
	直接搬入ごみ	38,414	24,321	23,915	24,273	24,393
	許可業者搬入ごみ	48,252	71,186	75,826	80,085	81,462
	《合 計》	128,163	128,009	123,218	126,054	123,867
清掃工場搬入量		296,874	288,131	291,959	294,555	293,175

※1 平成21年度以前は生活ごみもしくは粗大ごみに含まれています。

※2 一部家庭系を含みます。

◆生活ごみ・粗大ごみ収集量の推移

[表 4-3]

(単位:t)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分						
生活ごみ	直営	8,194	7,904	7,921	4,839	0
	委託※1	144,733	141,889	150,746	153,532	158,439
	《合計》	152,927	149,793	158,667	158,371	158,439
粗大ごみ	直営	413	660	584	640	2,489
	委託※2	2,910	3,112	2,514	2,360	469
	《合計》	3,323	3,772	3,098	3,000	2,958

(注) 平成21年度以前は、旧堺市区域分となります。

※1 継続ごみ収集(毎日収集)の推定収集量を除きます。

※2 臨時ごみを含みます。

◆継続ごみの推移

[表 4-4]

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分						
家庭系	件 数※1	337	332	319	294	265
	延個数※2	9,551	7,693	7,265	6,989	7,239
事業系	件 数※1	4,317	3,679	2,809	2,512	2,223
	延個数※2	131,726	93,760	80,335	72,438	71,027
《合 計》	件 数※1	4,654	4,011	3,128	2,806	2,488
	延個数※2	141,277	101,453	87,600	79,427	78,266

※1 件数は、各年度末現在です。

※2 延個数は、年間申込個数です。

◆廃棄物発電事業実績表

[表 4-5]

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分					
総 発 電 量(MWh)	73,433.64	76,262.29	79,566.48	70,247.11	76,414.41
自家消費量(MWh)	28,096.67	27,862.68	28,048.7	25,185.15	25,829.09
売 電 量(MWh)	45,411.26	48,431.06	51,549.01	45,149.25	50,585.46
売 電 収 入(百万円)	409.17	396.31	421.41	381.79	832.54
買 電 量(MWh)	74.29	31.45	31.23	87.29	0.14

(注) 平成24年度以前は東工場第二工場における3月～2月の実績値、平成25年度は臨海工場(東工場第二工場は基幹改良工事のため停止)における4月～3月の実績値です。

◆環境美化作業状況

[表 4-6]

(単位: 件)

区 分 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不法投棄※1	3,644	3,633	3,378	3,527	2,842
町会清掃	2,869	3,303	3,090	3,022	2,745
《合 計》	6,513	6,936	6,468	6,549	5,587

※1 環境業務課及び各区役所地域美化係による直接回収件数を含みます。

◆犬猫等の死体処理の推移

[表 4-7]

(単位: 件)

区 分 \ 年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収集処理	有料分	1,234	1,205	1,181	1,148	1,103
	無料分	5,164	5,112	5,278	4,956	4,702
	〈小計〉	6,398	6,317	6,459	6,104	5,805
持込処理	無料分	3,469	3,443	3,631	3,413	3,282
《合 計》		9,867	9,760	10,090	9,517	9,087

◆破砕処理施設における搬入量・資源回収の推移

[表 4-8]

年度 \ 区分	搬入量(t)		資源回収(鉄分)	
			回収量(t)	売却金額(円)
平成21年度		10,920	335	7,809,228
	第一破砕施設	8,740		
	第二破砕施設	2,180		
平成22年度		11,976	574	18,353,866
	第一破砕施設	9,724		
	第二破砕施設	2,252		
平成23年度		11,768	413	12,937,008
	第一破砕施設	9,106		
	第二破砕施設	2,662		
平成24年度		11,388	551	14,465,006
	第一破砕施設	8,755		
	第二破砕施設	2,633		
平成25年度		12,758	330	12,585,608
	第一破砕施設	7,212		
	第二破砕施設	467		
	臨海工場破砕施設	5,079		

(注) 第一・第二破砕施設は、クリーンセンター東工場内にあります。

◆埋立処分地搬入量の推移

[表 4－9]

(単位:t)

区 分 年 度	フェニックス						
	焼却残渣				直接埋立 ごみ	《合計》	し尿処理汚泥 クリーンセンター 浄化ステーション
	クリーンセンター 東工場	クリーンセンター 南工場	クリーンセンター 臨海工場	美原区分※1			
平成21年度	31,903	17,134	—	1,404	41	50,482	14
平成22年度	30,951	17,647	—	—	34	48,632	10※2
平成23年度	32,853	17,212	—	—	34	50,099	12
平成24年度	27,343	14,692	5,394	—	26	47,455	10
平成25年度	13,812	13,506	6,108	—	18	33,444	11

(注) 平成22年4月、制度統一により処理体系を変更しています。

※1 美原区分の焼却残渣は、平成21年度末まで南河内清掃施設組合の構成市(区)町村の搬入割合で推計量です。

※2 し尿処理汚泥には、地域し尿処理施設から発生した処理汚泥を含みます。

◆平成25年度ごみ処理体系

(単位:t)

収 集 運 搬 ・ 持 ち 込 み

中 間 処 理

最 終 処 分

家庭系総計	生活ごみ	158,439	焼却	158,439
	直営収集	0		
	委託収集	158,439		
	継続ごみ ※1	1,530	焼却	1,530
	直営収集	0		
	委託収集	1,530		
	粗大ごみ	2,958	焼却 破碎	0 2,958
	直営収集	2,489		
	委託収集	469		
	直接搬入	6,740	焼却 破碎	398 6,342
	缶・びん	6,624		
	直営収集	0		
	委託収集	6,624		
	ペットボトル	1,753		
プラスチック製容器包装	5,156			
小型金属	305			
古紙類	112			
事業系総計	126,091	焼却	81,092 370	
直営収集	0			
委託収集	15,054			
直接搬入	111,037	焼却 破碎	18,164 2,050	
公共事業系直接搬入	4,179			
一般事業系直接搬入	20,214			
環境美化ごみ	1,474	焼却 破碎	983 491	
許可業者	81,462			
剪定枝等	3,469	焼却 破碎	3,834 345	
庁内紙類	221			
直接埋立ごみ	18			

クリーンセンター東工場・南工場・臨海工場				
	搬入量	処理量	搬出量	
焼却施設 溶融施設	280,417	294,152	焼却灰	33,426
			溶融スラグ	12,568
			溶融メタル	2,423
▲				
	搬入量	処理量	搬出量	
破碎施設	12,758	14,805	残渣	14,114
			鉄	330

クリーンセンター東工場貯留施設(一時保管)				
↓ 民間処理施設				
	搬入量		資源化量※2	
計	7,220		7,051	
ペットボトル	1,753	ペットボトル	1,424	6,270
プラスチック製容器包装	5,156	プラスチック製容器包装	4,580	
小型金属	311	小型金属	266	
		可燃残渣	781	

リサイクルプラザ				
	搬入量		資源化量※2	
計	6,670		6,483	
缶・びん	6,670	缶	1,174	6,087
		びん	4,913	
		小型金属		6
		鉄類(不燃残渣)		202
		可燃残渣		188

大阪湾広域臨海環境整備センター			
搬入量		33,444	
埋立処理	搬入内訳	焼却灰	33,426
		瓦礫、ブロック等	18

※下水道汚泥はし尿処理残渣であるため、総排出量からは除いています。

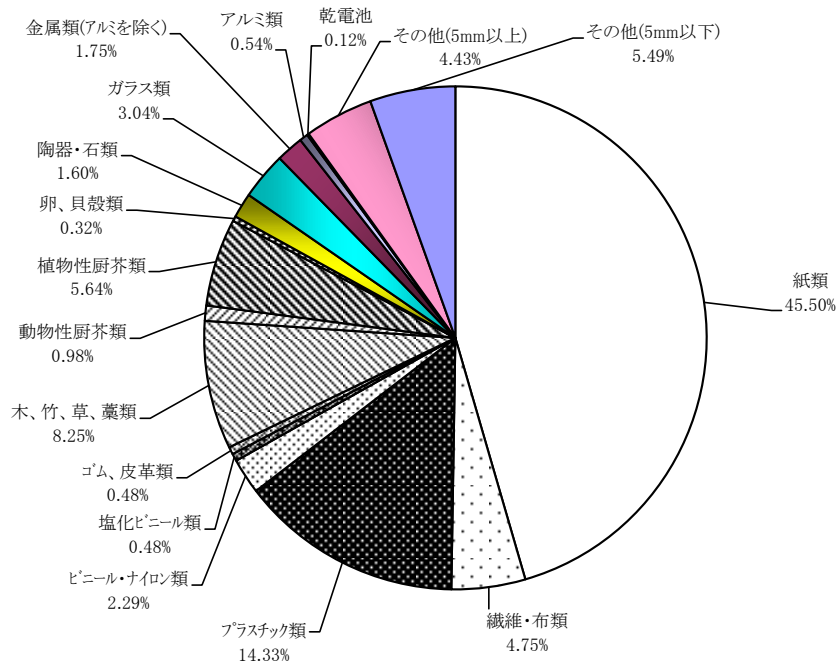
資源化量※2	
缶・びん	6,087
ペットボトル	1,424
プラスチック製容器包装	4,580
小型金属	266
古紙類	112
集団回収	29,195
庁内紙類	221
剪定枝等	3,469
鉄類	330
溶融スラグ	12,568
溶融金属	2,423
総資源化量	60,675

総排出量	338,903
------	---------

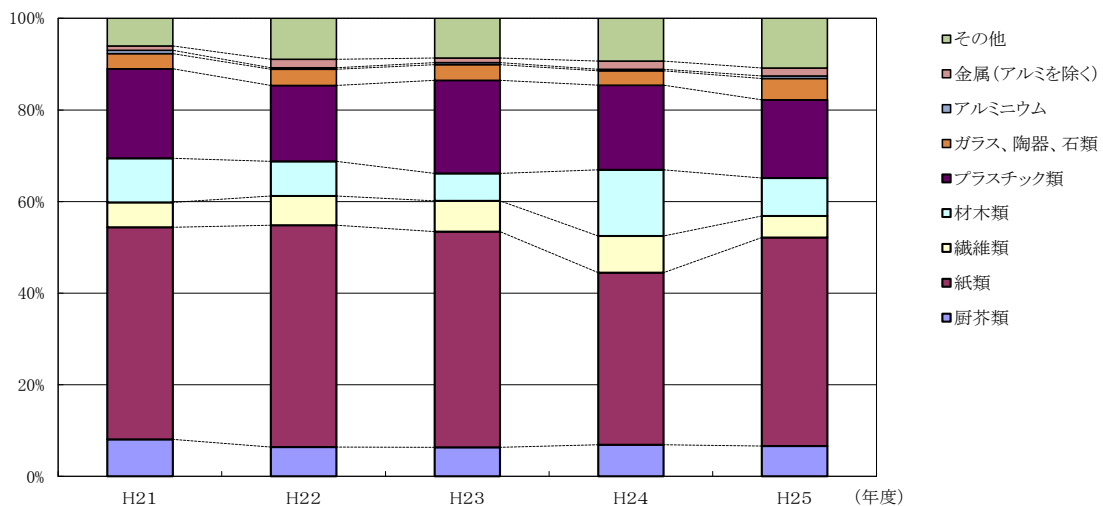
(注)搬入量と処理量(資源化量を含む)の総合計は一致しません。
たとえば、年度間での処理の繰越、搬入時のトラックスケールと焼却等処理施設での計量器との誤差、時間の経過による水分蒸発などの要因があるためです。
※1 継続ごみについては、申込個数により家庭系と事業系に按分しています。
※2 処理により抽出した資源適合物の量です。資源化業者への引渡量和必ずしも一致しません。

◆ごみ質分析（平成25年度）

区分	構成比(%)
紙類	45.50
繊維・布類	4.75
プラスチック類	14.33
ビニール・ナイロン類	2.29
塩化ビニール類	0.48
ゴム、皮革類	0.48
木、竹、草、藁類	8.25
動物性厨芥類	0.98
植物性厨芥類	5.64
卵、貝殻類	0.32
陶器・石類	1.60
ガラス類	3.04
金属類(アルミを除く)	1.75
アルミ類	0.54
乾電池	0.12
その他(5mm以上)	4.43
その他(5mm以下)	5.49



[ごみ質分析の推移]



◆一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託業者一覧

(平成26年4月1日現在)

社名又は屋号	代 表 者	電 話	住 所
(株)SYC	代表取締役 米 田 健 司	072-237-8321	〒599-8241 堺市中区福田632番地1
日光産業(株)	代表取締役 鍛冶本 昭 光	072-236-8551	〒599-8243 堺市中区見野山53番地3
日之出興業(株)	代表取締役 梶 本 三 郎	072-252-3029	〒591-8022 堺市北区金岡町2469番地
(有)常陽興業	代表取締役 高 橋 秀 明	072-255-0010	〒591-8041 堺市北区東雲東町3丁4番19号
関西土建(株)	代表取締役 梶 本 彰	072-232-5234	〒590-0074 堺市堺区北花田口町2丁1番26号
金岡興業(株)	代表取締役 橋 本 浩 一	072-252-3394	〒591-8022 堺市北区金岡町305番地
泉都興業(株)	代表取締役 関 口 謙 治	072-255-2277	〒591-8008 堺市北区東浅香山町1丁49番地
朝日興業(株)	代表取締役 駒 井 清 子	072-237-0888	〒599-8234 堺市中区土塔町2044番地16
つかさ興業(株)	代表取締役 田 仲 延 好	072-238-0256	〒590-0940 堺市堺区車之町西3丁1番8号
山本清掃(株)	代表取締役 山 本 光 二	072-241-2556	〒590-0801 堺市堺区大仙中町7番23号
(株)ディブレイク	代表取締役 中 村 肇	072-286-9000	〒599-8107 堺市東区白鷺町3丁4番35号
(株)西上商会	代表取締役 西 尾 功	072-270-1177	〒599-8254 堺市中区伏尾300番地
(株)プレーバリー	代表取締役 中 村 博 美	072-224-5000	〒590-0969 堺市堺区新在家町西3丁4番2号
(株)エスワイミハラ	代表取締役 大 和 敬 幸	072-363-0375	〒587-0051 堺市美原区北余部314番1号
阪南清掃(株)	代表取締役 狭 間 真 弓	0721-23-6558	〒584-0039 富田林市美山台5番1号

◆一般廃棄物収集運搬業許可件数

(平成26年4月1日現在)

廃棄物の種類	許可件数
事業系ごみ	95
実験動物の死体及びふん尿	1

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号及び同第2条の3第2号並びに
堺市再生利用業の個別指定に関する規則に基づく一般廃棄物再生利用業個別指定件数

(平成26年4月1日現在)

事業の種類	指定件数
一般廃棄物再生輸送業(積替え保管を含まない)	24
一般廃棄物再生活用業	2

◆大阪府エコタウン事業に基づく堺第7-3区における一般廃棄物処理業の許可件数

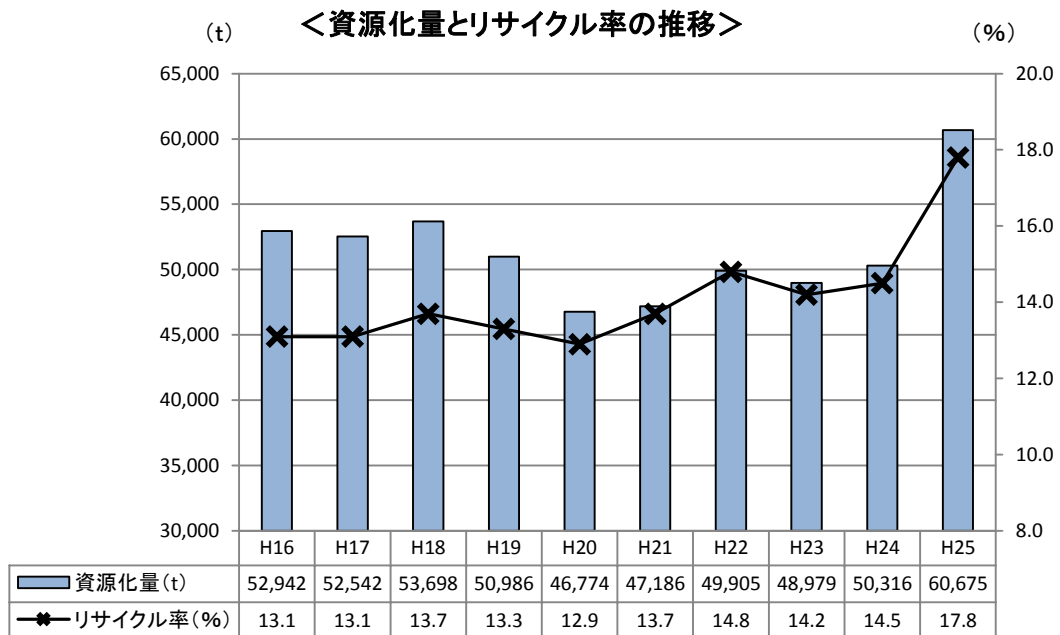
(平成26年4月1日現在)

事業の種類	処分の方法	許可件数
一般廃棄物処分業	発酵(肥飼料化)	1
	エタノール発酵	1
	炭化(再資源化)	1
	選別・破砕	1

第5章 ごみの減量化・資源化・適正化・まち美化等事業

1 ごみの減量化・資源化

ごみは、日常生活と密接な関係があり市民の関心も高いため、市民・事業者に対する情報提供と、適切なごみ処理システムの整備が求められています。市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を認識し、限りある資源を大切に、循環型の社会システムに向けて施策を展開していくことが求められています。



(1) 各種資源の分別

[表5-1] [表5-2] 参照

① 缶・びんの分別

リサイクルプラザで缶はアルミ・スチールに、びんは無色・茶色・その他の色・混みガラスに選別した後、再生資源事業者等によって資源化を図っています。

② ペットボトルの分別

クリーンセンター東工場貯留施設に集積し、民間処理施設に運び選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化を図っています。

③ プラスチック製容器包装の分別

クリーンセンター東工場貯留施設に集積し、民間処理施設に運び選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化を図っています。

④ 小型金属の分別

クリーンセンター東工場貯留施設に集積し、異物を除去した後、再生資源事業者に売却し、資源化を図っています。

⑤ 古紙類の分別

美原区では、古紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック)の分別収集をしています。収集後の古紙類は直接再生資源事業者に売却し、資源化を図っています。

(2) 有価物集団回収報償金交付制度	〔表5-3〕参照
子ども会や自治会等の住民団体が自主的に行っている集団回収では、古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)、古布類などを対象に回収し、有価物として再生資源業者に引き渡し、リサイクルしています。市では、平成2年9月から、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみに対する意識の向上をめざすことを目的に、営利を目的としない集団回収実施団体に対し、年に2回、報償金(4円/kg)を交付しています。	
(3) 破碎処理施設からの鉄分回収	〔表4-8〕参照
クリーンセンター東工場第一破碎施設では、家庭から排出される粗大ごみ等を破碎処理後、磁選機で鉄分を回収(売却)し、資源化を図っています。	
(4) 溶融スラグ・メタルの利用	
クリーンセンター臨海工場では、溶融処理がなされ、溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり(カウンターウェイト)等に利用され、資源化を図っています。	
(5) 庁内紙ごみの資源化	〔表5-1〕参照
庁内及び出先職場から排出される紙ごみを新聞、雑誌、その他(再生紙、チラシ、パンフレット等)及びダンボールに分別し、再生資源事業者に売却し、資源化を図っています。 なお、平成13年度以降は、総務局行政部総務課が主管課として実施しています。	
(6) 公共事業系剪定枝等の資源化	〔表5-1〕参照
大阪府エコタウンプランの一環として、堺臨海部に立地・整備された新技術、新システムを導入した民間リサイクル事業者と連携し、公園や街路から発生する剪定枝等の恒久的なリサイクルシステムを構築するために、平成19年度から実証実験を行いました。 平成22年度からは、当該事業者の事業として本格化し、平成25年度は約3,500トンが炭製品やバイオエタノールに資源化されました。	
(7) 粗大ごみの有料化	
平成13年12月から、ごみ問題や環境問題への意識高揚と多量排出者と少量排出者との行政サービスの公平性と受益者負担の適正化を図ることを目的として、粗大ごみの有料化を実施しています。	
(8) ごみ袋の透明化	
平成12年5月から、ごみに対する市民意識の高揚を促進し、ごみ分別の徹底及びごみの減量とリサイクルを推進させることと、収集時における作業員の安全確保のために、生活ごみ及び資源に使用するごみ袋の透明化(無色透明又は白色半透明)を実施しています。	
(9) 堺市ごみ減量化推進員制度	
平成6年11月から、ごみの減量化・再資源化と適正排出を推進し、循環型の社会を構築するため単位自治会ごとにごみ減量化推進員を設置(任期2年)しており、地域におけるリーダー的な存在として、市と地域とのパイプ的な役割を担っていただき、市民と市が協働して、ごみの減量とリサイクルを推進することを目的としています。	

(10) 啓発普及活動等

[表5-4][表5-5][表5-6][表5-8] 参照

本市では、「ごみの4R運動」をごみの発生・排出抑制、減量化の基本方針としています。この基本方針のもとに、様々な方策・手法を用いた市民の意識改革につながる啓発活動を行っています。

「ごみの4R運動」…Recycle(リサイクル)は最後の手段とし、Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)を優先して推進する

1. Refuse(リフューズ)…発生源でごみを断つ
2. Reduce(リデュース)…ごみとなるものを減量する
3. Reuse(リユース)…くり返し使う
4. Recycle(リサイクル)…再資源化する

また、ごみ減量マスコットキャラクター「ムーやん」を活用し、市に関連するイベントや地域のイベント、行事などに参加し、小学校・幼稚園・保育所などでは、ムーやんと講師とのかけあいによる出前講座を行い、ごみの減量化・資源化をわかりやすく親しみやすい内容で啓発を行っています。

ごみが無くなる。「無がエエやん」で

「ムーやん」



- ・ごみの減量が大好き
- ・ごみを見つけるとすぐに拾ってしまう
- ・体はごみ袋をイメージ
- ・ごみが増えるとどんどん太っちゃう
- ・恥ずかしがり屋だけど、みんなと一緒に活動したくて仕方がない

① 出前講座

「どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～」において、次の5講座を行い、平成25年4月より環境出前講座の講師のひとりとしてマスコットキャラクタームーやんが参加することで、子ども達と近い立場に立って質問や回答をしながら啓発活動を行っています。

- ・『ダンボール箱で生ごみ減量体験』～環境にやさしい生ごみ処理方法「生きごみさん」～
- ・『あなたが出した ごみのその先は…』～ごみの一生を見てみよう！～
- ・『ムーやん おしえて！ごみの問題』～ムーやんと一緒にごみのことを考えよう！～
- ・『楽しく学んでみんなで分別』～わかると簡単分別のコツ～
- ・『「ごみ収集車」ってなあに？』～環境にやさしい収集車が間近で見られる！～

② 「生きごみさん」講習会

「生きごみさん」とは、ダンボールを使い、腐葉土中に生息する好気性菌と米ぬかを利用した、家庭でも気軽に作ることができる生ごみの堆肥化方法で、広報さかいやホームページなどで公募し、各区役所などで講習会を行っています。

また、この講習会を通じて、環境問題や本市におけるごみ処理事情、ごみの減量の大切さを理解していただくとともに「4R運動」を啓発しています。

③ 施設見学会

クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザでは、施設見学を実施しています。見学時には、ごみ処理事情、ごみの減量の大切さを理解していただくとともに「4R運動」を啓発しています。

また、「ごみ処理施設見学会」として、缶・びんの選別圧縮梱包の中間処理施設、フェニックスの最終処分場等の見学会も実施し、さらなるごみの減量化と分別に対する意識の向上を図っています。

④ 小学校での啓発(環境教育)

教育委員会と連携し、出前講座の内容を小学生向けに改良した「環境教育出前授業」を実施し、授業参観では、保護者も含めた啓発を行っています。また、堺市環境学習副読本「わたしたちと環境」(環境共生課作成)を配布し、「使い捨て社会」から「循環型社会」へと移行する必要性とごみに関する各種取り組み等を分かりやすく紹介しています。また、低学年の児童や、幼児とその保護者を対象に紙芝居での啓発を行っています。

クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザでは、市内の小学校4年生を対象に、社会見学においてごみや缶・びんのゆくえ、ごみ処理事情、ごみの減量の大切さを理解していただくとともに「4R運動」を啓発しています。また、焼却処理に伴い発生する熱を利用した廃棄物発電、市の施設への蒸気や電力の提供などの紹介も行っています。

⑤ 各種イベントでの啓発

本市が主催するイベント(各区民まつり等)にブース出展し、ごみの減量化・資源化推進を啓発しています。

- ・ごみ減量や環境問題に関するクイズやアンケートの実施
- ・各種パネル・リサイクル製品の展示
- ・生ごみ減量化の方法「生きごみさん」の紹介

⑥ パンフレット等

市民のごみに対する認識と理解を高めるため、情報提供と啓発を兼ねたパンフレット等を随時作成、配布しています。また、下記以外のチラシ等も含め市政情報センター及び各区役所市政情報コーナーにて配布しています。

- ・家庭用「資源とごみの出し方便利帳」及び「町名別収集曜日一覧表」

ごみの分類(分け方)と出し方、出し方の注意を詳しく説明したパンフレット及び町名別に収集曜日を記載したチラシを作成し、全世帯に配布しています。また、ホームページで資源とごみの分け方・出し方を区分別に動画で掲載しています。

また、ユニバーサルデザインに対応するよう、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語版及び視覚障害者用の音声版と点字版も同時に作成して希望者に配布しています。

- ・「粗大ごみ出し方マニュアル」

粗大ごみの対象品目、申込方法、手数料等を説明したリーフレットを作成し、全世帯に配布しています。

- ・「集団回収の手引」

有価物集団回収報償金交付制度について掲載し、登録団体に配布しています。

- ・「ごみのことがよくわかるガイドブック」

家庭から出される「ごみ」が最終的にどうなっているのか、分別排出された「資源」がどのようにリサイクルされているのかをイラストなどを使用し、詳しく分かりやすく説明するごみ減量化・資源化に関するガイドブックを作成し、小学校での出前講座等で配布しています。

⑦ 広報紙・ホームページ等の活用

わかりやすい情報提供をこころがけながら、積極的な啓発を行っています。

- ・「広報 さかい」への特集の掲載
- ・市ホームページ(環境事業部ホームページ)に「資源とごみの出し方」や「資源化のゆくえ」を動画で掲載
- ・市ホームページさかいキッズゾーンへの掲載

〔「生きごみさんの環境道場」としてクイズ形式の「環境やさしさ度チェック」や「リサイクルクイズ」
「ごみを減らそう」ではごみ問題と減量方法について分かりやすく解説〕

また、出前講座実施時における写真やキャラクター「ムーやん」の活動などを掲載し、市民により身近に感じられるホームページづくりに取り組んでいます。
⑧ 清掃業務調査員制度 清掃業務調査員をモニターとして、し尿・ごみ収集状況に関する市民アンケート調査を年6回実施（毎年5～6月に懇談会を開催）しています。
⑨ 収集車での啓発 環境美化に関する標語を収集車の側面に表示しています。また、減量化・資源化推進の啓発テープを流しながら収集し、啓発を行っています。
⑩ 堺市エコショップ制度 平成26年4月に本市独自のエコショップ制度を制定しました。 資源物の店頭回収、レジ袋の削減など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組む小売店を「エコショップ」として認定し、平成26年10月からホームページを通して、消費者に各店舗の取り組み項目などの情報の発信を行う予定です。

2 ごみの適正処理

(1) 事業系ごみ対策 事業系一般廃棄物の減量化・資源化を図るとともに、適正処理を推進するため、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物又は大規模小売店舗立地法に規定する店舗部分の延べ床面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗のいずれかに該当する事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けています。 なお、当該建築物の所有者より提出された書類をもとに、事業系一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する取り組みが効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行っています。（平成26年度対象：936事業所）
(2) ゴミ袋の透明化 平成25年4月から、清掃工場に直接搬入されるごみについて、搬入物の中身を容易に検査・確認できるよう、ゴミ袋の透明化（無色透明又は白色半透明）を実施しています。
(3) 搬入物検査 クリーンセンター各工場に検査係を設置し、搬入物検査やごみの適正処理に関する指導・啓発を行っています。
(4) 適正処理困難物対策 本市では、関係する近隣市町村と近畿地区適正処理困難物指定廃棄物対策協議会を組織し、自主回収ルート、広域処理システムの確立等、適正処理の確保をめざしています。

(5) 特別管理一般廃棄物対策

爆発性、毒性、感染性があり、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある特別管理一般廃棄物については、生活ごみ等の他の一般廃棄物とは異なった基準で処理する必要があるため、製造者・排出事業者・市民への指導の徹底と協力を得ながら、適正処理体制の確立をめざしています。

3 粗大ごみふれあい収集

平成13年7月から「粗大ごみふれあい収集事業」(申込制)を実施しています。原則として、市内在住の65歳以上の方で、寝たきりや認知症等により介護を必要とする高齢者及びホームヘルパーの派遣されている身体障害者等のいる世帯で、他に粗大ごみを運び出せる方のいない世帯が対象となります。ホームヘルパー又は第三者が立ち会いのもと職員が直接家屋内に入り、粗大ごみ(原則6点以内)を運び出し収集します。(ただし、粗大ごみ処理手数料は必要)

4 堺市廃棄物減量等推進審議会

平成6年4月、「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に基づき設置された審議会で、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項を調査審議します。

《 委員の構成と人数と任期 》

堺市廃棄物減量等推進審議会	
〔委 員〕	15人
学 識 経 験 者	3人
各種団体代表者	8人
堺市議会議員	2人
市民公募委員	2人
(任 期)	2年

※第8期任期(平成25年10月1日から平成27年9月30日まで)

5 堺市まち美化促進事業

平成13年4月、市長に対し、市民・事業者・学識経験者等で構成された「堺市美化推進懇話会」から、“まちを汚さない 人づくり、ごみを捨てにくい まちづくり、市民・事業者・行政三者の協働による まちづくり”など、まち美化に関する基本的な方向性についての提言がありました。このため、市では、ごみの散乱及び自転車等の投棄を防止し、きれいで快適なまちづくりの推進をすることで、市民の生活環境の保全及び向上に資することを目的とした『堺市まちの美化を推進する条例』を制定し、同年10月に施行しました。

(1) 堺市まち美化促進プログラム

〔表5-7〕参照

平成13年10月、アドプト制度を採り入れた「堺市まち美化促進プログラム」をスタートさせています。アドプトとは、英語で「里親になる」、「養育する」といった意味で、アドプト制度は、市民グループや事業者が、公共スペース(歩道)の定期的な清掃活動(月1回以上)を引き受け、行政が清掃活動参加団体名を示したサインボードの設置、清掃用具の貸与、ボランティア保険の加入に伴う保険料負担及び清掃活動によるごみの回収等の支援を行うものです。

(2) 堺市美化推進協議会

市民・事業者・行政が一体となってまちの美化を取り戻し、住みよい環境を創り出すため、昭和57年12月に堺市美化推進協議会を設置し、道路上の違反広告物の撤去や各種キャンペーン等を通じて、地域の環境美化に対する市民意識の高揚に努めています。

平成10年3月、市議会において『健康都市宣言に関する決議』が全会一致で採択され、これに基づき『健康都市・堺』を宣言しました。本協議会でも“健康な都市づくりは美しい街づくりから”との基本方針のもと、構成団体その他関係機関と連携を深め、市民・事業者に対する広報啓発活動をはじめとしたクリーンキャンペーン等、次のような環境美化活動を実施しています。

① 「美化推進の日」

平成8年度から毎月10日（土・日・祝のときはその前後）を「美化推進の日」と定め、各地域整備事務所に於いて、違反広告物の撤去及び周辺事業者への啓発活動を実施しています。また堺東駅周辺でも、始業前にボランティアとして、本庁職員及びご賛同いただいた周辺事業者の方による違反広告物の撤去及び清掃活動を実施しています。

② 「中環をきれいにする日」等

大阪府では、昭和60年度から毎年9月20日を府道大阪中央環状線を一斉に清掃する「中環をきれいにする日」と定めていることから、堺市においても、大阪府と連携し、地元自治会やボランティア、関係企業・団体等の協力を得て、歩道の清掃や啓発活動を行っています。

また、毎年春と秋の年2回、地元自治会と市（各区役所・土木部・環境事業部）が協働で、市内の主要幹線道路での違反広告物の撤去及び道路清掃を実施しています。

③ 「道路ふれあい月間」

毎年8月を「道路ふれあい月間」とし、横断幕・大小路垂幕（フラッグ）の掲出、広報・啓発活動を実施しています。

・街頭啓発

8月10日の「道の日」に、市長をはじめとする堺市美化推進協議会役員、日本ボーイスカウト大阪連盟等約80名で街頭啓発活動を実施しています。

・横断幕の掲揚

『この道を 共に生かそう 育てよう』を、堺東駅前デッキに設置しています。

・垂幕（フラッグ）掲示

『8月は道路ふれあい月間』『道路は広く、美しく、安全に』を、大小路シンボルロードに260本を掲示しています。

・広報活動

広報さかい、ホームページ、エレベーターインフォメーション等による啓発

・その他

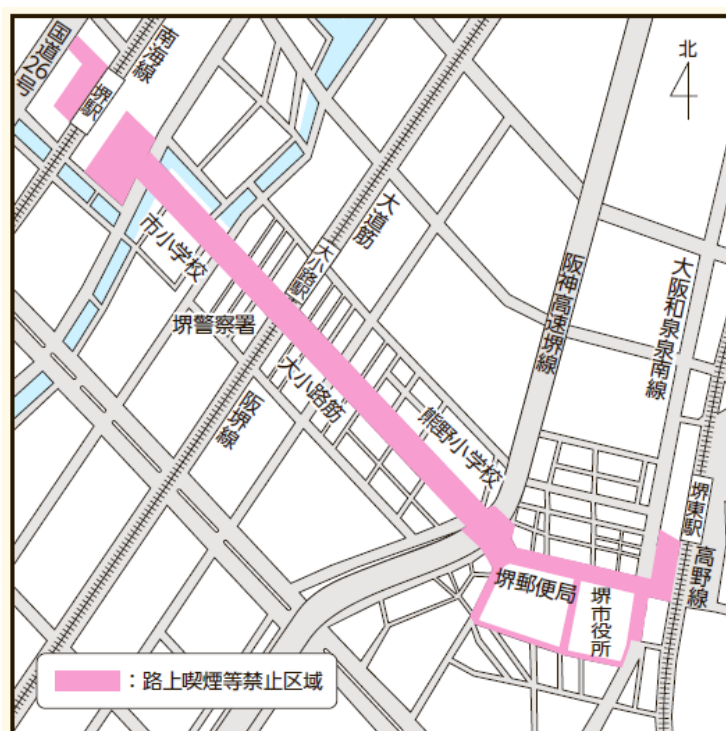
「不法投棄防止」啓発看板を作成し、希望のあった自治会等に貸与しています。

6 路上喫煙等対策事業

平成21年10月に、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、互いの自主性を尊重しながら協働で取り組みを進めることで、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行し、「防犯・防災・事故防止・環境美化」に関する取り組みについても基本理念として位置付けています。

この条例では、公共の場所でのポイ捨ての禁止と路上喫煙をしないよう努めることを規定するとともに、他人の身体を害するおそれのある喫煙の防止及び環境美化の促進を図るため、公共の場所のうち、特に必要があると認める区域を「路上喫煙等禁止区域」に指定し、当該区域における路上喫煙や空き缶等のポイ捨て行為に対して罰則が定められています。現在、堺東駅前広場、堺駅前(西・東)広場、大小路筋及び市役所周辺を路上喫煙等禁止区域とし、職員による巡視・啓発活動を行い、違反者には1,000円の過料を科しています。また、全市的な取組みとして、様々な広報媒体を利用した広報・啓発活動に加え、市内主要駅頭での啓発キャンペーンを実施しています。

《 路上喫煙等禁止区域 》



7 資料

◆資源化量の推移

[表 5-1]

(単位:t)

区 分 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
缶・びん	6,595	6,559	6,420	6,205	6,087
ペットボトル※1, 2	950	1,596	1,379	1,403	1,424
プラスチック製容器包装	2,450	4,932	4,810	4,933	4,580
小型金属	164	279	283	274	266
古紙類(美原区のみ)※3	—	106	96	101	112
有価物等(美原区のみ)※4	121	—	—	—	—
集団回収	33,999	33,316	31,898	30,388	29,195
庁内紙類	187	183	179	171	221
剪定枝	2,385	2,360	3,501	4,571	3,469
破碎処理施設鉄分回収	335	574	413	551	330
溶融スラグ※5	—	—	—	820	12,568
溶融メタル※5	—	—	—	899	2,423
総資源化量	47,186	49,905	48,979	50,316	60,675

《リサイクル率》(%)	13.7	14.8	14.2	14.5	17.8
-------------	------	------	------	------	------

(注) ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属は平成21年10月より分別収集開始しました。

※1 分別収集分と拠点回収分の合算した数値を計上しています(平成20年10月より中区で分別収集先行実施分を含みます)。

※2 ペットボトル拠点回収は、平成23年10月に廃止しています。

※3 古紙類は平成22年4月の制度統一後も美原区で継続して実施しています。

※4 有価物等(古紙類、繊維類、金属類、発泡トレイ)は、平成22年4月制度統一により終了しています。
金属類については平成20年度以降破碎処理施設鉄分回収に計上しています。
発泡トレイについては平成21年10月よりプラスチック製容器包装に計上しています。

※5 クリーンセンター臨海工場で溶融処理し、スラグ、メタルとして資源化しています。

◆資源(缶・びん)

[表 5-2]

(単位:t)

種 類 \ 年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
缶	アルミ	191	219	188	209	224
	スチール	1,103	1,059	1,022	947	950
	(計)	1,294	1,279	1,211	1,156	1,175
びん	白 色	905	810	735	725	671
	茶 色	1,086	994	966	972	933
	その他の色	618	561	470	469	461
	混みガラス	2,693	2,916	3,037	2,883	2,847
	(計)	5,301	5,281	5,209	5,049	4,913
缶・びん《合計》		6,595	6,559	6,420	6,205	6,087
混入小型金属※		6	11	10	8	6

※ 平成21年10月以降、缶・びんに混入している小型金属をリサイクルプラザで選別後、東工場貯留施設に搬入し、小型金属として資源化を図っています。

(注) 端数処理により、合計が合わない場合があります。

◆集団回収

[表 5-3]

(単位:t)

年 度 種 類		平成21年度	平成22年度	平成23年度※	平成24年度	平成25年度
《総合計》		33,999	33,316	31,898	30,388	29,195
〈内訳〉						(単位:kg)
(申請団体数)	旧堺市域	1,055	1,078	1,112	1,114	1,120
	美原区	34	33			
新 聞	旧堺市域	22,685,095	22,761,233	21,681,455	20,770,846	19,734,326
	美原区	915,940	161,670			
雑 誌	旧堺市域	5,473,722	5,503,592	5,421,176	5,088,345	5,001,944
	美原区	260,400	55,730			
ダンボール	旧堺市域	2,728,268	3,018,508	2,948,482	2,860,428	2,826,449
	美原区	236,220	42,880			
古 布	旧堺市域	1,533,095	1,687,063	1,778,256	1,603,327	1,571,769
	美原区	94,850	19,340			
紙パック	旧堺市域	72,03	65,501	68,869	64,818	60,099
	美原区	40	710			
《合 計》	旧堺市域	32,420,255	33,035,897	31,898,238	30,387,764	29,194,587
	美原区	1,507,450	280,330			
〔報償金額(円)〕	旧堺市域	129,882,600	132,055,500	127,505,900	121,465,900	116,689,700
	美原区	7,537,250	1,401,650			

(注) 年度の期間は、2月～1月です。

(注) 旧堺市域:報償金単価4円/kg(100円未満切捨)、美原区:奨励金単価5円/kg

※ 平成22年4月制度統一により、美原区は平成22年2、3月の2ヶ月分の数値となり、
4月～1月分については、旧堺市域に含みます。

◆各種イベント(各区民まつり等)の参加実績

[表 5-4]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数	4	7	7	13	24
人数	4,950	4,650	5,400	6,930	4,590

◆出前講座実績

[表 5-5]

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
あなたが出したごみのその先は…	—	—	—	—	—	—	—	—	23	2,175
ムーやんおしえて！ごみもんだい	—	—	—	—	—	—	—	—	39	4,207
ダンボール箱で生ごみ減量体験 ^{※1}	17	991	11	545	5	230	8	270	5	255
楽しく学んでみんなで分別！	—	—	—	—	—	—	16	667	19	1,259
「ごみ収集車」ってなあに	36	3,119	28	2,308	35	3,018	34	2,734	57	5,798
4R運動ってなあに	19	1,505	9	707	11	1,025	7	611	—	—
あなたが出したごみのゆくえ	17	1,019	7	338	6	543	10	667	—	—
あなたが分別した資源のゆくえ	—	—	—	—	20	1,547	6	399	—	—
環境とごみ問題	14	1,111	7	453	—	—	—	—	—	—
ごみとプラスチック	—	—	14	1,006	—	—	—	—	—	—
「生きごみさん」モニター実習	17	991	—	—	—	—	—	—	—	—
《合 計》	120	8,736	76	5,357	77	6,363	81	5,348	143	13,694

※1 平成 21 年度以前は、『生ごみ減量方法「生きごみさん」』として開催しています。

◆生きごみさん講習会実績(旧4R教室)

[表 5-6]

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
講習会	11	140	8	116	18	155	32	307	30	197
情報交換会	1	15	1	17	1	17	2	26	2	23
《合 計》	12	155	9	133	19	172	34	333	32	220

◆堺市まち美化促進事業認定状況(アドプト制度)

[表 5-7]

年度 \ 項目	認定数	参加人数(人)	認定距離(m)		
			市道	府道	国道
平成15年度	40	1,752	10,956	5,605	98
平成16年度	23	1,245	15,342	9,873	2,800
平成17年度	13	357	1,493	4,755	115
平成18年度	44	382	4,917	5,748	142
平成19年度	38	645	4,619	4,260	2,135
平成20年度	26	1,121	6,452	2,438	160
平成21年度	9	183	3,460	2,798	956
平成22年度	14	220	3,925	685	537
平成23年度	7	102	885	1,113	216
平成24年度	6	128	945	415	280
平成25年度	4	79	946	0	0
(延べ)計※1	274	9,094	70,020	65,092	7,919
協定解除	28	428	5,940	4,402	555
現在数	246	8,666	64,080	60,690	7,364
現在認定距離 合計			132,134		

※1 平成13年度以降累計

◆施設見学参加者数

[表 5-8]

(単位:人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クリーンセンター 東工場 (第二工場)※1	団体者数	95	102	111	101	-
	参加人数	7,263	7,861	7,374	7,369	-
クリーンセンター 臨海工場	団体者数	-	-	-	-	129
	参加人数	-	-	-	-	6,951
リサイクルプラザ	団体者数※2	12	10	16	14	11
	参加人数	551	520	793	421	418
《合 計》	団体者数	107	112	127	115	140
	参加人数	7,814	8,381	8,167	7,790	7,369

※1 平成25年度は東工場第二工場基幹改良工事のため見学受付を休止していました。

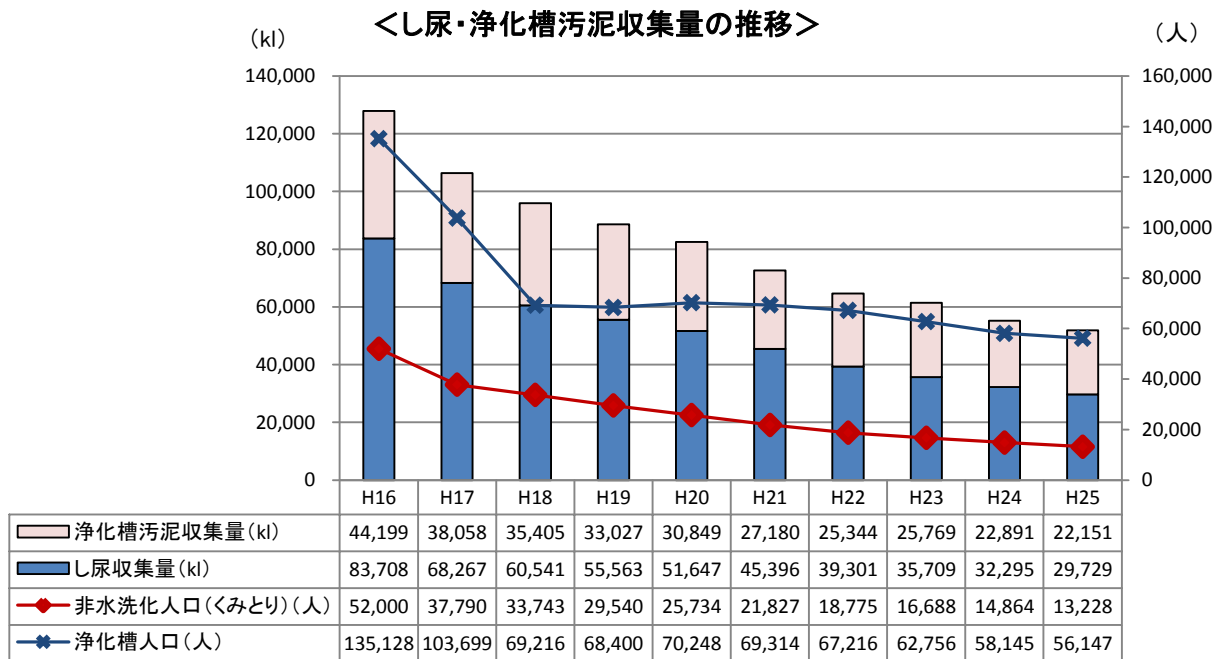
※2 リサイクルプラザの団体者数には個人を含みます。

第6章 し尿処理事業

1 概 説

市内で発生するし尿は、生活環境の保全と公衆衛生の維持・向上のため、下水処理場で処理を行い、きれいな処理水として川や海にかえっています。

本市では、直接公共下水道へ運び込みできないくみ取り便所のし尿及び浄化槽の汚泥を収集し、下水処理場に搬入しています。



2 し尿の収集運搬

し尿の収集運搬は、委託業者(11業者)によって実施しています。

(1) 継続収集

市内の家庭及び事業所等から排出されるし尿の収集で、おおむね月2回の収集を有料で実施しています。

(2) 臨時収集

便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合は、有料で収集を実施しています。

(3) 天災等による収集

天災等による浸水その他特別の事由があると認めた場合は、無料で収集を実施しています。

3 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬

浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬は許可業者(27業者)で実施しています。

4 し尿・浄化槽汚泥の処理

収集されたし尿・浄化槽汚泥は、クリーンセンター浄化ステーション及び三宝下水処理場に搬入しています。

なお、クリーンセンター浄化ステーションにおいては前処理後、下水道部所管の泉北下水処理場に圧送して、下水と共に処理を行っています。また、クリーンセンター浄化ステーションの処理汚泥には、他に地域下水道処理施設汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿を含むビルビッド汚泥があります。

5 資料

◆し尿・浄化槽汚泥施設別処理量の推移

(単位:kℓ)

区分 年度	し尿					浄化槽汚泥					《合 計》
	処理場別				し尿 総処理量	処理場別				浄化槽汚泥 総処理量	
	三宝下水 処理場	グリーンセンター 浄化ステーション (泉北下水処理場)	西除下水 処理場	富美山環境 事業組合 (美原区)		三宝下水 処理場	グリーンセンター 浄化ステーション (泉北下水処理場)	西除下水 処理場	富美山環境 事業組合 (美原区)		
16	34,467.4	39,532.7	—	9,707.6	83,707.7	14,232.6	24,350.7	—	5,615.5	44,198.8	127,906.5
17	27,085.0	31,938.0	—	9,243.8	68,266.8	13,023.0	20,395.6	—	4,639.5	38,058.1	106,324.9
18	12,069.4	39,366.2	—	9,105.4	60,541.0	12,333.6	18,915.0	—	4,156.1	35,404.7	95,945.7
19	4,966.6	41,282.9	—	9,313.4	55,562.9	11,057.4	18,260.9	—	3,708.3	33,026.6	88,589.5
20	4,529.8	38,922.5	—	8,194.9	51,647.2	9,576.0	16,927.5	—	4,345.4	30,848.9	82,496.1
21	3,831.8	34,193.0	—	7,371.5	45,396.3	7,286.4	16,211.1	—	3,682.8	27,180.3	72,576.6
22	3,087.0	36,213.9	—	—	39,300.9	7,641.0	17,703.2	—	—	25,344.2	64,645.1
23	2,752.1	32,956.6	—	—	35,708.7	7,655.4	18,113.5	—	—	25,768.9	61,477.6
24	2,059.0	30,235.5	—	—	32,294.5	7,392.6	15,498.2	—	—	22,890.8	55,185.3
25	2,338.6	27,390.7	—	—	29,729.3	7,093.8	15,056.7	—	—	22,150.5	51,879.8

(注) 平成15年度から、西除処理場は廃止となっています。

(注) 平成17年2月市町村合併から平成21年度末まで、美原区のみ富美山環境事業組合で処理していました。

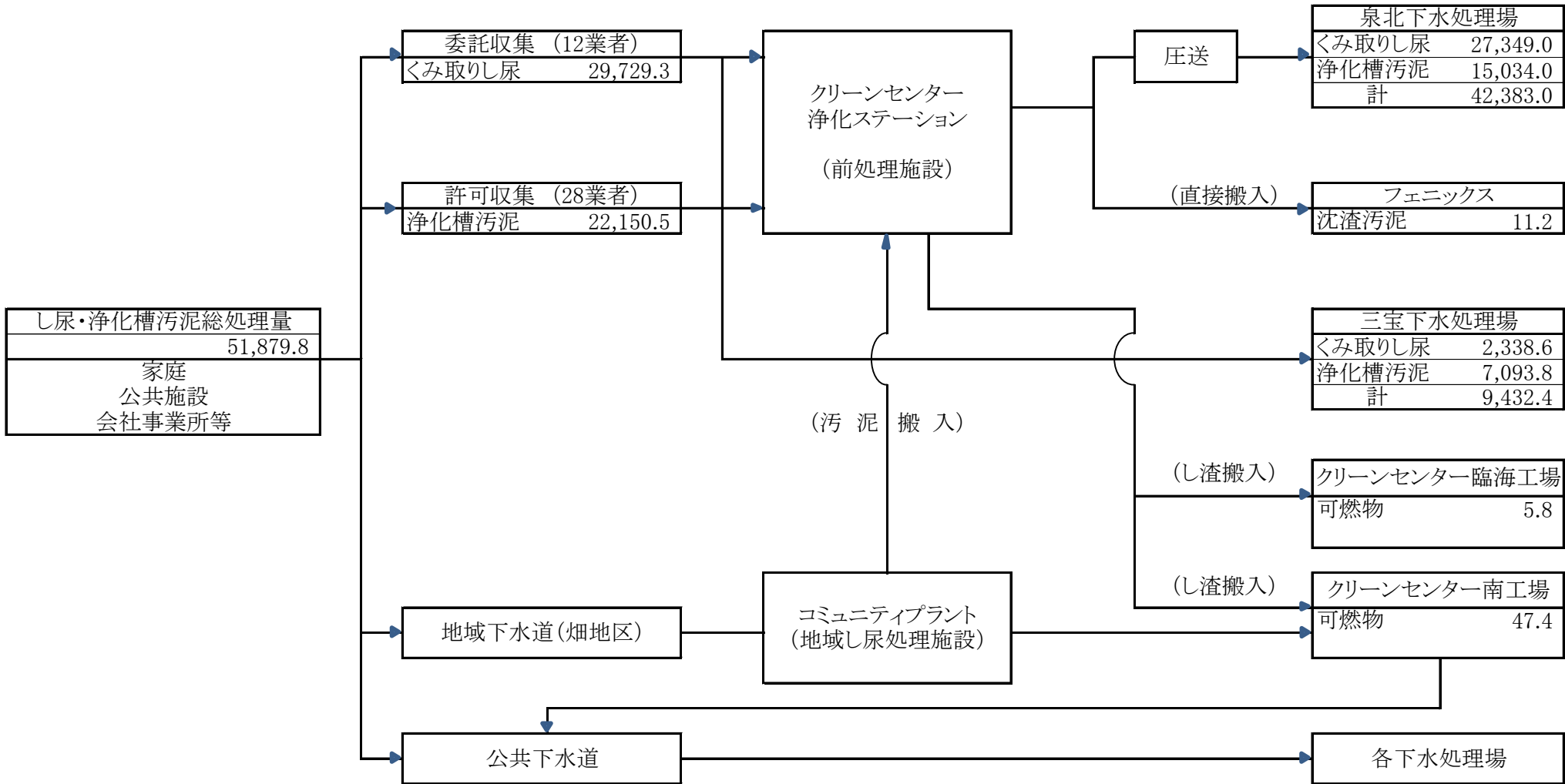
(注) 平成19年度のグリーンセンター浄化ステーションでの浄化槽汚泥処理量には、他市搬入量(1,309.1kℓ)を含みます。

(注) グリーンセンター浄化ステーション処理量には上記の他に地域下水道汚泥(平成19年度285.5kℓ、平成20年度289.8kℓ、平成21年度297.6kℓ、平成22年度296.4kℓ、平成23年度295.4kℓ、平成24年度189.2kℓ、平成25年度184.9kℓ)、ディスポーザ汚泥(平成19年度14.16kℓ、平成20年度4.2kℓ、平成21年度30.7kℓ、平成22年度18.6kℓ、平成23年度36.5kℓ、平成24年度29.6kℓ、平成25年度33.4kℓ)、し尿を含むビルピット汚泥(平成21年度23.3kℓ、平成22年度42.8kℓ、平成23年度57.5kℓ、平成24年度55.2kℓ、平成25年度76.2kℓ)があります。

◆平成25年度 し尿処理体系

(単位:kℓ)

46



※「フェニックス」は「大阪湾広域臨海環境整備センター」の通称

◆一般廃棄物(し尿)収集運搬業務委託業者一覧表

(平成26年4月1日現在)

社名又は屋号	代 表 者	電 話	住 所
堺一浄化興業 安川衛生社	木 村 義 雄	072-222-1924	〒590-0056 堺市堺区神保通1番18号
(株)よい利	代表取締役 宵 利太郎	072-233-1072	〒590-0969 堺市堺区新在家町西3丁1番4号
(株)SYC	代表取締役 米 田 健 司	072-237-8321	〒599-8241 堺市中区福田632番地1
(有)石川清掃	代表取締役 上 井 基 司	072-236-1133	〒599-8125 堺市東区西野347番地2
(株)三和興業	寺 西 成 男	072-279-5938	〒599-8271 堺市中区深井北町164番地16
永田清掃	永 田 泰 博	072-232-5523	〒590-0002 堺市堺区砂道町1丁2番20号
堀内清掃	藪 内 正 美	072-251-2326	〒591-8002 堺市北区北花田町3丁23番地7
(有)西辻事業所	代表取締役 西 野 実	072-230-3388	〒599-8234 堺市中区土塔町2174番地
(株)大和浄化工業所	代表取締役 岩 崎 正 治	072-279-5302	〒599-8271 堺市中区深井北町163番地2
(有)Progress Company	代表取締役 仲 谷 攻	072-296-2266	〒590-0141 堺市南区桃山台1丁23番8号
阪 南 清 掃 (株)	代表取締役 狭 間 真 弓	0721-23-6558	〒584-0039 富田林市美山台5番1号

◆堺市浄化槽清掃業許可件数

(平成26年4月1日現在)

事業の種類	件数
浄化槽清掃業	27

◆一般廃棄物収集運搬業許可件数

(平成26年4月1日現在)

廃棄物の種類	許可件数
浄化槽清掃汚泥	27 ^{※1}
ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥	27 ^{※1}
し尿を含むビルピット汚泥	25 ^{※2}

※1 収集・運搬区域の内訳は、全市(1業者)、旧堺市域(25業者)、美原区(1業者)

※2 収集・運搬区域の内訳は、全市(1業者)、旧堺市域(23業者)、美原区(1業者)

第7章 予算・決算等

1 平成26年度予算

一般会計に占める清掃費の割合

(単位:千円)

歳 出 合 計	379,700,000	
衛 生 費	40,693,885	10.7%
清 掃 費	10,794,209	2.8%

清掃費予算額

歳入 (単位:千円)

特定財源	使用料及び手数料	1,801,837
	財産収入	124,976
	諸収入	817
	市債	176,800
	《小計》	2,104,430
一般財源		8,689,779
《合計》		10,794,209

歳出 (単位:千円)

環境事業総務費	1,975,736
塵芥処理費	5,303,544
東工場費	1,755,590
南工場費	47,690
臨海工場費	860,023
し尿処理費	589,631
環境衛生対策費	35,197
し尿化学処理場費	141,661
南部処理場費	85,137
《合計》	10,794,209

2 平成25年度決算

一般会計に占める清掃費の割合

(単位:千円)

歳 出 合 計	337,586,330	
衛 生 費	30,052,578	8.9%
清 掃 費	16,468,697	4.9%

清掃費決算額

歳入 (単位:千円)

特定財源	使用料及び手数料	1,917,800
	国庫支出金	2,754,535
	財産収入	155,005
	諸収入	13,619
	市債	3,307,300
	《小計》	8,148,259
一般財源		8,320,438
《合計》		16,468,697

歳出 (単位:千円)

環境事業総務費	1,876,918
塵芥処理費	5,048,332
東工場費	7,238,327
南工場費	834,747
臨海工場費	682,925
し尿処理費	576,657
環境衛生対策費	33,144
し尿化学処理場費	121,059
南部処理場費	56,588
《合計》	16,468,697

廃棄物発電事業特別会計決算額

歳入 (単位:千円)

発電収入	発電収入	2,101
財産収入	財産運用収入	190
繰越金	繰越金	4
繰入金	基金繰入金	15,808
諸収入	雑入	10,441
《合計》		28,544

歳出 (単位:千円)

廃棄物発電事業費	廃棄物発電事業費	1,723
公債費	公債費	26,521
諸支出金	基金費	300
《合計》		28,544

※ 歳入・歳出差引剰余金 0千円

※ 平成25年度末をもって廃棄物発電事業特別会計を廃止

3 一般会計決算額と清掃費決算額の推移

(単位:千円)

年度	一般会計決算額	清掃費決算額	一般会計に占める 清掃費の割合(%)	備考
16	295,395,436	11,452,409	3.9	余熱利用施設建設事業
17	283,577,880	10,955,546	3.9	
18	284,782,842	10,749,518	3.8	
19	290,480,273	10,753,645	3.7	
20	294,275,779	10,622,817	3.6	
21	336,113,509	12,000,005	3.6	分別収集拡大事業 廃棄物処分地用地購入事業
22	322,455,485	12,708,611	3.9	グリーンセンター臨海工場建設事業
23	351,669,260	18,652,695	5.3	グリーンセンター臨海工場建設事業
24	344,487,259	20,638,383	6.0	グリーンセンター臨海工場建設事業 グリーンセンター東第二工場基幹改良事業
25	337,586,330	16,468,697	4.9	グリーンセンター東第二工場基幹改良事業

4 処理経費の推移

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分						
ごみ	年間経費(千円)	7,614,444	7,528,780	7,589,603	7,218,723	7,703,796
	1トン当たり経費(円)	38,487	38,760	38,802	39,079	43,445
		33,212	33,608	33,616	32,352	34,900
	1人当たり経費(円)	9,401	8,858	8,920	8,499	9,083
し尿	年間経費(千円)	984,181	947,379	872,820	810,599	776,397
	1kℓ当たり経費(円)	25,883	24,106	24,443	25,100	26,116
	1人当たり経費(円)	52,816	50,460	52,302	54,534	58,693

(注) 合併に伴う一市二制度により、平成21年度は美原区分を除いています。

(注) 各年度決算額になります。

(注) ごみ処理経費の1トン当たり経費は、収集運搬、中間処理、埋立処理それぞれの1トン当たり経費の合計。但し、上段は埋立処理経費を焼却残渣量1トン当たりで計算し、下段は埋立処理経費をごみ搬入量1トン当たりで計算しています。

(注) 年間経費には、投資的経費の内、新設に係る建設経費を除きます。

(注) し尿処理経費には、収集・運搬や浄化ステーションでの処理経費のほか、し尿の搬入先である三宝下水処理場や浄化ステーションの前処理後の圧送先である泉北下水処理場でのし尿処理経費も含まれています。

第8章 手数料

1 ごみ処理手数料

(平成26年4月1日現在)

種 別	区 分		単 位	手 数 料	
ご み	継 続 的 な 処 理		1 月 (おおむね週6回で 1個につき1容器(36 リットル))	家庭廃棄物	3,100円 ただし、週2回の定期的な生活ごみの処理は無料とする。
				事業系一般廃棄物	5,400円
	臨時的な 処理	破砕施設を使用 する廃棄物	1トン又は 2立方メートル	家庭廃棄物	12,200円
				事業系一般廃棄物	24,400円
		その他の廃棄物	1トン又は 2立方メートル	家庭廃棄物	8,800円
				事業系一般廃棄物	17,600円
	市の施設 への搬入 により行う 処分	破砕施設を使用 する廃棄物	10キログラム	170円	
		その他の廃棄物	10キログラム	110円	
粗 大 ご み (家庭廃棄物に限る。)	処 理		1 個	(別表参照)	
特定家庭用 機器廃棄物	収 集 及 び 再 商 品 化 等 施 設 へ の 運 搬		1 個	2,400円	
動物の死体	収 集、運 搬 及 び 処 分		1 回	1,900円 ただし、処分のみ場合は、 無料とする。	

備 考

- 1 処理数量が、この表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算しています。
- 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 生活ごみ 家庭から排出されるごみで、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物でないものをいう。
 - (2) 粗大ごみ その最大の辺又は径の長さがおおむね30センチメートルを超える耐久消費財をいう。
 - (3) 特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する廃棄物をいう。
 - (4) 再商品化等施設 特定家庭用機器再商品化法第6条の再商品化等をする者に係る施設をいう。
- 3 「継続的な処理」とは、1年間継続して毎日(日曜日及び1月1日から同月4日までを除く。)1回の収集、運搬及び処分の申し込みをするものをいい、「臨時的な処理」とは、これ以外のものをいいます。

別表(粗大ごみ処理手数料)

(平成22年4月1日改正)

	品 名		単 価
ア	アコーディオンカーテン		400円
	編み機		400円
	いす及び座いす(応接用を除く。)		400円
	一輪車		400円
	衣類乾燥機台		400円
	ウインドサーフィン(2メートル未満のみ)		800円
	ウッドカーペット	4.5畳以上	1,600円
		4.5畳未満	1,200円
	上敷(ホットカーペットを除く。)	4.5畳以上	800円
		4.5畳未満	400円
	応接用いす、ソファ	3人掛け	1,200円
		2人掛け	800円
		1人掛け	400円
	オーディオラック		800円
	オープンレンジ		800円
	オルガン(電子オルガンを除く。)		1,200円
カ	カーテンレール(3対まで)		400円
	ガスコンロ台(システムキッチン等一体型を除く。)		400円
	ガステーブル		1,200円
	ガスレンジ		800円
	カラオケ演奏装置		1,600円
	キーボード		400円
	ギター		400円
	脚立(はしごを含む。)	2メートル以上のもの	800円
		2メートル未満のもの	400円
	コートハンガー、キャスターハンガー等		400円
	給湯器	据置型のもの。ただし、電気温水器を除く。	1,600円
		据置型以外のもの。ただし、瞬間湯沸器を含む。	400円
	鏡台(鏡台用のいすを含む。)		800円
	クーラーボックス		400円
	草刈り機		400円
	車椅子	電動式	2,000円
		手動式	400円
	げた箱	最大の辺が1メートル以上	1,600円
		最大の辺が1メートル未満	1,200円
		幅45センチメートル以下高さ1.8メートル以下	800円
	更衣ロッカー	最大の辺が60センチメートル以上	1,600円
		最大の辺が60センチメートル未満	800円
	コピー機(卓上型に限る。)		800円
	ゴムボート		800円
	ゴルフ用具一式		400円
サ	サーフボード		400円
	サイクリングマシン		800円
	サイドボード	最大の辺が1メートル以上	2,000円
		最大の辺が1メートル未満	1,200円
	座布団(5枚まで)		400円
	自転車(小児用三輪車等を除く。)	電動アシスト付	1,200円
		15インチ以上	800円
		15インチ未満	400円
	芝刈り機		400円
	書棚	最大の辺が1メートル以上	1,200円
		最大の辺が1メートル未満	800円

	食器洗い乾燥機(システムキッチン等一体型を除く。)		800円
	食器棚	最大の辺が1メートル以上	1,600円
		最大の辺が1メートル未満	800円
	ショッピング用カート(荷物背負車及び手押し車を含む。)		400円
	寝具	布団(上下4枚まで)	400円
		毛布、座布団及び夏布団(5枚まで)	400円
	水槽	最大の辺が60センチメートル以上	800円
		最大の辺が60センチメートル未満	400円
	スーツケース(トランクを含む。)		400円
	スキー板(ストックを含む。)		400円
	スタンド照明器		400円
	スチール棚	最大の辺が1メートル以上	1,200円
		最大の辺が1メートル未満	800円
	ステレオスピーカー(1本につき)	最大の辺が60センチメートル以上	800円
		最大の辺が60センチメートル未満	400円
	ステレオセット(アンプ、チューナー等一体のものを含む。)	最大の辺が80センチメートル以上	1,600円
		最大の辺が80センチメートル未満	800円
	ストーブ		400円
	スノーボード		400円
	精米機(家庭用のものに限る。)		400円
	洗面化粧台(シャンプードレッサーを含む。)		1,600円
タ	畳(フローリング用畳を除く。)	1畳	1,200円
		半畳	800円
	卓球台		2,000円
	脱水機		800円
	建具(扉、窓等を除く。)		400円
	ダンス	最大の辺が1メートル以上	2,000円
		最大の辺が1メートル未満	1,200円
		ベビーダンス、チェスト及び押し入れダンス	800円
	ダンベル、アレイ、バーベル等の鉄類(10キログラムにつき)		400円
	チェンソー		800円
	調理台(システムキッチン等一体型を除く。)		800円
	ついたて		400円
	机	両袖のあるもの	2,000円
		両袖以外	1,200円
	テーブル	最大の辺又は径が1メートル以上	800円
		最大の辺又は径が1メートル未満	400円
	テレビジョン受信用アンテナ(パラボラアンテナを除く。)		400円
	テレビ台		400円
	電気こたつ(天板を含む。)	最大の辺又は径が1メートル以上	800円
		最大の辺又は径が1メートル未満	400円
	電子レンジ		800円
	電子レンジ台		800円
	トランポリン	角型	800円
		丸型	400円
ナ	流し台(システムキッチン等一体型を除く。)		1,200円
	生ごみ処理機(コンポスト容器を除く。)		800円
	なみ板		400円
ハ	バーベキューセット		400円
	バスケットゴール	自立型及び土台付きのもの	2,000円
		自立型及び土台付きのものを除く。	400円
	パソコン用ラック		800円
	パネルヒーター		1,200円

	ファクシミリ機		400円
	ファンシーケース		400円
	ファンヒーター		400円
	仏壇	最大の辺が1メートル以上	2,000円
		最大の辺が1メートル未満	800円
	フラワースタンド		400円
	ブラインド		400円
	フローリング用置畳		400円
	ベッド(ベッドマットレスを除く。)	電動機能付ベッド	2,000円
		ソファベッド(スプリングを使用しているもの)	2,000円
		セミダブル以上のベッド	1,200円
		シングルベッド、パイプベッド、2段式ベッド、ソファベッド(スプリングを使用していないもの)	800円
		ベビーベッド	400円
	ベッドマットレス	スプリングを使用しているもの	2,000円
		スプリングを使用していないもの	400円
	ベニヤ板(5枚まで)		400円
	ベビーカー(乳母車を含む。)		400円
	ペットハウス(要解体)	最大の辺が1メートル以上	800円
		最大の辺が1メートル未満	400円
	ポータブル発電機		800円
	ホットカーペット	3畳以上	800円
		3畳未満	400円
マ	マージャン台		1,600円
	マッサージ機	いす型	1,600円
		いす型以外	400円
	ミシン	卓上型以外	1,200円
		卓上型	400円
	物置(解体済みのものに限る。)	間口1メートル以上	2,000円
		間口1メートル未満	1,200円
		窓下用	800円
	物干し一式(物干ざおを除く。)	土台付きのもの	1,600円
		室内用及び土台の付いてないもの	400円
	物干ざお、パイプその他の棒状のもの(3本まで)		400円
ラ	ランニングマシン	電動機能付き	1,600円
		電動機能付きでないもの	800円
	リビングボード	最大の辺が1メートル以上	2,000円
		最大の辺が1メートル未満	1,200円
	冷風機		800円
	レジャーテーブル		400円
ワ	ワードプロセッサ		400円
	ワゴン		400円
その他	庭木、木材等(径が5センチメートル以上、かつ、最大の辺が30センチメートル以上1メートル未満のもので、長さがおおむね1メートルのひもで縛れるもの)		400円
	この表にない粗大ごみで、最大の辺又は径が1メートル以上のもの		800円
	この表にない粗大ごみで、最大の辺又は径が1メートル未満のもの		400円

備考

- この表において、アの部からワの部までに掲げる粗大ごみに類似するものについては、当該粗大ごみと同一のものとみなして、当該粗大ごみと同一の手数料を徴収するものとする。
- 琴、ギターその他の粗大ごみを排出する場合において、当該粗大ごみに附属し、又は当該粗大ごみを収納するためのケース類(以下「ケース等」という。)に、当該粗大ごみを収納し、又は併せてケース等を排出するときは、当該粗大ごみと一体のものとみなして、当該粗大ごみに係る手数料を徴収するものとする。ただし、ケース等を単体で排出する場合においては、当該ケース等に収納し、又は附属する粗大ごみと同等の手数料を徴収するものとする。

2 し尿処理手数料

(平成26年4月1日現在)

種 別	区 分		単 位	手 数 料	
し 尿	継続的な処理	定 額 制 によるもの	1人 1月	普 通 便 槽	240円
				無 臭 便 槽	240円 ただし、1便槽 につき360円 を加算する。
				簡 易 水 洗 式 便 槽	620円
	臨時的な処理	従 量 制 によるもの	30リットル	180円	
				基 本 手 数 料	1,200円
				し尿量手数料 (300リットル までごと)	1,800円

備 考

- 処理数量が、この表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。
- し尿の項手数料の欄において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 普通便槽 構造上、便器の使用時、し尿収集時等に水の使用又は投入を必要としないものをいう。
 - 無臭便槽 構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものをいう。
 - 簡易水洗式便槽 構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。
- し尿の項区分の欄において、従量制によるものとは、次のとおりとする。
 - 事業所等で不特定の人が使用する便槽
 - その他市長において特に従量制によることが適当であると認める便槽
- し尿処理手数料は、生後0歳児から適用する。

3 手数料の推移

一般廃棄物処理手数料の推移(ごみ関係)

(単位:円)

区 分		改正年月日 単位	S47年 4月1日	S49年 4月1日	S51年 4月1日	S53年 4月1日	S55年 4月1日	S57年 4月1日	S59年 4月1日	S61年 4月1日	H4年 4月1日	H10年 10月1日	H13年 4月1日	H13年12月1日 (区分名・単位変更)		
ごみの 継続的 な処理	家 庭 か ら 排出するもの	容 器 (36ℓ)	900	1,200	1,500	1,800	2,000	2,200	2,500	2,700	3,100	3,100	3,100	家庭廃棄物 3,100		
	そ の 他	1個1月	1,200	1,500	1,800	2,100	2,300	2,600	2,850	3,000	3,800	5,400	5,400	事業系一廃 5,400		
ごみの 臨時的 な処理	家 庭 か ら 排出するもの	1t	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000	2,500	2,700	3,500	4,000	4,000	4,000	その他	家庭 廃棄物	8,800
	そ の 他	又は2m³	2,000	3,000	5,000	5,000	5,000	6,500	7,700	9,100	11,700	17,600	17,600		事業系 一廃	17,600
	破 碎 施 設 を 使用するもの	1t 又は2m³	—	—	—	—	—	—	12,700	14,100	18,200	24,400	24,400	家庭廃棄物 12,200		
			事業系一廃 24,400													
市の施 設への 搬入に より行 う処分	一般廃棄物	100kg 又は 0.2m³	100	100	300	300	300	400	50 (単位変更 10kg)	55	80	110	110	家 庭 系 事 業 系 ※ 110		
	産業廃棄物	10kg	200	200	600	600	600	(一廃・産廃の区別を廃止し、破砕施設の使用の有無で区別することとした。)								
	破 碎 手 数 料		—	—	—	—	—	300	100	105	145	170	170	家 庭 系 事 業 系 ※ 170		
	破 碎 施 設 を 使用するもの	—	—	—	—	—	—									
粗大 ごみ	家庭廃棄物	1個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	品目別に400円単位で手数料を設定 (限度額) 2,000		
特定家庭用機器廃棄物		1個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,400	2,400		
動物の 死 体	5kg以下のもの	1体	400	400	400	400	400	400	1,500 (単位変更 1件)	1,700	1,900	1,900	1,900	1,900 (単位変更 1回)		
	5kg以上のもの		500	500	500	500	500	500								

(注) 市の施設への搬入により行う処分は、平成13年12月1日の手数料改正まで、家庭廃棄物は無料で受け入れていました。

一般廃棄物処理手数料の推移(し尿関係)

(単位:円)

区分	改正年月日 単位	S43年 4月1日	S50年 11月1日	S53年 4月1日	S55年 4月1日	S61年 4月1日	H12年4月1日 (区分・単位変更)		
人員により 算定するもの	1人 1月	45	100	130	150	200	定 額 制	普 通 便 槽	240
								無 臭 便 槽	240 (360)
								簡易水洗式 便 槽	620
人員により 算定しがたい もの	30リットル	45	100	130	150	160	従 量 制	180	
臨時に行う し尿の処理	基本手数料 1 回	500	500	500	500	500	1,200		
	30リットル	45	100	130	150	160	(単位変更) 300リットル	1,800	

(注) 定額制・無臭便槽の欄に記載している下段括弧内は、上段手数料のほかに1便槽につき加算される手数料です。

(注) し尿処理手数料の徴収方法は、平成12年4月から、し尿くみ取り券方式から納入通知書による納付制に変更しました。

◆参考資料

1 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)	世帯数(世帯)	年度	人口(人)	世帯数(世帯)
大正 2	67,399	12,799	昭和 55	811,552	263,275
5	71,085	13,498	56	813,354	265,170
10	90,284	17,849	57	815,002	267,352
昭和 元	111,240	24,739	58	818,520	265,895
5	120,348	26,318	59	818,247	267,242
10	141,286	29,518	60	817,800	268,544
15	182,147	39,455	61	816,276	269,902
20	168,348	40,971	62	815,796	272,448
25	213,688	47,709	63	814,466	274,268
昭和 30	251,793	55,237	平成 元	811,776	276,432
31	259,942	60,806	2	809,461	278,842
32	272,751	63,942	3	810,421	282,861
33	292,944	69,271	4	809,458	286,320
34	323,839	76,196	5	806,848	289,262
35	339,863	77,583	6	804,863	292,555
36	367,188	88,182	7	804,229	296,379
37	399,842	97,512	8	801,252	299,537
38	418,392	104,583	9	798,796	303,143
39	439,612	113,065	10	798,632	307,390
40	481,855	127,691	11	798,198	311,532
41	501,949	136,810	12	798,383	315,399
42	533,449	152,232	13	799,417	319,748
43	555,015	171,744	14	798,928	323,088
44	570,218	178,550	15	799,757	326,931
45	594,178	188,365	16	840,647	345,540
46	623,583	199,136	17	841,446	350,441
47	663,313	213,459	18	844,061	355,824
48	697,572	225,285	19	846,042	361,187
49	726,440	235,464	20	847,775	365,631
50	747,030	242,036	21	849,834	370,195
51	763,578	246,681	22	849,940	373,744
52	778,309	250,973	23	850,737	377,326
53	786,895	252,134	24	849,348	377,086
54	797,206	258,007	25	848,154	379,646

(注) 大正2年 衛生課設置

(注) 大正2年～昭和40年までは、「堺市統計書」から人口・世帯数を抜粋しています。

(注) 昭和40年度～平成23年度は各年度末の住民基本台帳及び外国人登録数です。

(注) 平成24年7月より外国人住民についても住民基本台帳人口に加えられたため、平成24年度から年度末の住民基本台帳(外国人住民を含む)による人口・世帯数です。

(注) 平成16年度より美原区分を含みます。(平成17年2月南河内郡美原町と合併)

2 ごみ処理量の推移

(単位:t)

年 度	埋立処分地搬入量	清掃工場搬入量	年 度	埋立処分地搬入量	清掃工場搬入量	資源化量
大正 2	12,142		昭和 55	81,811	218,288	
5	14,547		56	80,882	226,581	
10	21,233		57	84,687	234,373	
昭和 元	17,028		58	84,770	231,358	
5	17,797		59	86,987	236,918	
10	19,043		60	91,214	244,040	
15	23,824		61	92,743	261,240	
25	23,241		62	89,513	276,608	
昭和 30	14,776		63	92,438	288,939	
31	17,090		平成 元	100,493	298,087	
32	19,892		2	95,579	299,441	9,719
33	24,607		3	90,193	304,006	22,499
34	46,070		4	82,655	298,457	24,041
35	45,218	7,030	5	78,627	293,786	25,479
36	47,389	24,750	6	76,179	288,441	28,226
37	52,227	23,693	7	77,309	300,220	31,391
38	55,613	21,067	8	77,245	315,794	33,055
39	54,692	22,708	9	75,222	324,161	37,918
40	57,504	24,096	10	74,805	325,934	39,317
41	51,600	33,370	11	73,530	324,430	40,117
42	70,574	61,867	12	73,969	335,497	40,173
43	61,863	83,508	13	77,602	364,948	51,624
44	103,500	95,501	14	67,456	347,616	51,346
45	148,543	114,992	15	63,728	344,275	48,136
46	137,280	124,849	16	62,373	338,574	52,942
47	81,905	132,482	17	62,566	335,961	52,542
48	94,633	127,395	18	60,019	326,321	53,698
49	82,199	140,111	19	57,939	320,755	50,986
50	63,057	166,446	20	53,271	304,715	46,774
51	62,958	175,455	21	49,092	286,652	47,186
52	64,651	185,671	22	48,632	288,131	49,905
53	70,354	201,727	23	50,099	291,959	48,979
54	79,074	214,407	24	47,455	294,555	50,316
			25	33,444	293,175	60,675

(注) 昭和19～21年度までは資料がないため、昭和20年度は省略しています。

(注) 埋立処分地搬入量には焼却残渣及び公共施設処理残渣等を含みます。

(注) 清掃工場搬入量は、昭和35年10月塵芥焼却炉(120t/日)が完成したため昭和35年度から計上しています。

(注) 平成3～5年度の埋立については、南部処理場の積置き分(平成3年度－2,687.20t、平成4年度－63.98t、平成5年度－743.65t)の処分量を含みます。

(注) 資源化量は平成2年9月から有価物集団回収報償金交付制度を開始したため、平成2年度から計上しています。従来から実施していた鉄分回収を含みます。

(注) 平成17年2月に南河内郡美原町と合併し、美原区とした後も平成21年度末まで別途処理のため除いています。

(注) 平成22年4月美原区との制度統一により平成22年度から美原区分も含みます。

3 し尿処理量の推移(浄化槽汚泥を含む)

(単位:k0)

区分 年度	総処理数	処 理 別						施 行 者 別	
		農 村 還 元	海 上 投 棄	貯 留 槽 搬 入	三 宝 下 水 処 理 場	ク リ ー ン セ ン タ ー 浄 化 ス テ ー シ ョ ン ※1	西 除 ※2 処 理 場	委 託 業 者 許 可 業 者	農 業
昭和 52	210,538.4	(昭和47年度まで)	(昭和36年1月11日 廃止)	(昭和32年度まで)	109,358.5	71,740.9	29,439.0	210,538.4	(昭和36年度まで)
53	208,314.8				104,803.4	72,204.0	31,307.4	208,314.8	
54	208,421.2				98,312.6	72,675.8	37,432.8	208,421.2	
55	206,651.6				94,641.4	76,438.6	35,571.6	206,651.6	
56	206,866.0				93,952.6	77,750.4	35,163.0	206,866.0	
57	213,453.4				95,894.0	81,289.4	36,270.0	213,453.4	
58	210,096.8				88,302.0	85,560.8	36,234.0	210,096.8	
59	208,349.2				79,134.0	94,306.0	34,909.2	208,349.2	
60	207,525.3				78,446.0	93,079.3	36,000.0	207,525.3	
61	211,349.0				79,930.0	94,267.0	37,152.0	211,349.0	
62	214,162.2				80,670.0	96,919.8	36,572.4	214,162.2	
63	220,266.8				82,612.0	101,091.4	36,563.4	220,266.8	
平成 元	222,304.2				83,856.0	102,167.4	36,280.8	222,304.2	
2	213,930.9				84,638.0	93,408.1	35,884.8	213,930.9	
3	213,265.7				83,567.0	94,127.1	35,571.6	213,265.7	
4	212,152.9				82,231.0	94,764.3	35,157.6	212,152.9	
5	216,619.9				87,826.0	95,081.7	33,712.2	216,619.9	
6	214,228.5				88,553.0	93,828.1	31,847.4	214,228.5	
7	211,738.1				82,195.0	97,497.7	32,045.4	211,738.1	
8	201,958.4				75,732.0	95,401.4	30,825.0	201,958.4	
9	198,373.9				74,921.0	94,390.1	29,062.8	198,373.9	
10	193,903.3				74,501.0	91,309.7	28,092.6	193,903.3	
11	184,654.8				72,096.0	87,697.2	24,861.6	184,654.8	
12	173,389.6				66,526.0	84,412.2	22,451.4	173,389.6	
13	155,451.5				58,480.0	78,132.7	18,838.8	155,451.5	
14	142,424.2				53,417.0	73,061.0	15,946.2	142,424.2	
15	127,820.0				48,787.0	79,033.0		127,820.0	
16	112,583.4				48,700.0	63,883.4		112,583.4	
17	92,441.6				40,108.0	52,333.6		92,441.6	
18	82,684.2				24,403.0	58,281.2		82,684.2	
19	75,567.8				16,024.0	59,543.8		75,567.8	
20	69,955.5				14,105.8	55,850.0		69,955.5	
21	61,522.3				11,118.2	50,404.1		61,522.3	
22	64,645.1				10,728.0	53,917.1		64,645.1	
23	61,477.6				10,407.5	51,070.1		61,477.6	
24	55,185.3				9,451.6	45,733.7		55,185.3	
25	51,879.8				9,432.4	42,447.4		51,879.8	

(注) 平成17年2月に南河内郡美原町と合併し、美原区とした後も平成21年度末までは別途処理のため除いています。

※1 平成15年4月1日「化学処理場」から「クリーンセンター化学処理場」に、また、平成16年4月1日「クリーンセンター浄化ステーション」に名称変更しました。

※2 平成15年3月末に廃止しています。

4 事業年表

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
明治 22				4月・市制施行
30	・伝染病予防法制定			
32			3月・「市役所及び学校及び幼稚園尿尿汲取随意契約の件」議決	
33	3月・掃除巡視服務規定制定 4月・汚物掃除法施行 (昭和33年3月公布) 5月・掃除巡視採用試験手続制定 7月・掃除監視吏員職務章程制定 9月・同上施行細則制定 ・汚物掃除方法順序制定	10月・掃除事務所を庁内に開設 掃除監督長 1名 掃除監督 1名 掃除巡視 6名 ・掃除監視吏員は衛生課に所属 ・戎嶋に埋立地設置		☆収集されたごみは、市内の低地などに埋立処分
34	7月・掃除巡視休暇規定			
35	5月・各戸ノ溝渠下水掃除浚渫之件制定	11月・宿屋町浜、少林寺町浜に埋立地設置		
38	4月・溝渠浚渫汚泥蒐集期日制定			
43	4月・汚物掃除法施行規則改正			
大正 3		・塵芥汚泥蒐集場 3か所設置	・公設便所 59か所設置	
9		4月・掃除巡視2名増員 ・塵芥汚泥蒐集場 19か所設置	・公設便所 31か所設置	
13				☆掃除人夫の増員や塵芥自動車の導入を行う
15				☆ごみ捨場に困る様になる
昭和 3			・北半町、宿院町東1丁、栄橋通2丁北之橋南詰西角に公共便所設置	
4			・神明町、櫛屋町東、宿院町東、宿院町西に公共便所設置	
5	5月・汚物掃除法の一部改正 7月・掃除監視吏員設置条例制定 ・掃除監視吏員権限及職務章程制定		・菅原神社境内に公共便所設置	☆市内各所で焼却場建設反対運動おこる
6				☆塵芥が堺の海を汚すようになる
7		・海岸に2名の衛生夫を置く	・宿院町大道西に公共便所設置	
8		6月・大阪市、神戸市に対して塵芥の海上投棄について抗議	・南半町東に公共便所設置	
9		2月・塵芥焼却場建設について市長無期延期声明	・熊野町西に公共便所設置	
10	7月・掃除人夫勤務規定制定 ・塵芥自動車運転手並掃除人夫時間外勤務歩増支給内規制定		・堺市衛生会の設立 (実費を以って汲取)	
11	11月・清掃監視吏員休日休暇規定制定 12月・汚物掃除規定制定	7月・「堺市衛生施設概要」と題する冊子作成 ・人夫塵芥33人、汚泥10人 塵芥自動車3台、箱荷車5台 汚泥運搬車4台		
12		10月・「堺市衛生施設概要」と題する冊子作成		
16		7月・厨芥蒐集開始(少林寺学区)		☆戦争の進行とともに、ごみ処理はほとんど行われなくなる
20	10月・堺市復興部規定制定			☆戦災地の清掃が行われ、保健部によりごみ処理が再開される
22		5月・清掃旬間を実施し、市民に対する啓発普及活動を実施	9月・公衆便所10カ所設置 三国ヶ丘町、一条通7丁、耳原町、昭和通、南半町、中安井町、宿院町、戎之町、錦之町、中向陽町	
24	11月・堺市し尿処理条例制定	4月・週1回ごみ収集開始 (以前は10日に1回) ・清掃週間を実施し、映画試写会や街頭宣伝、ポスター等による啓発普及活動を実施	7月・堺市清掃組合設立	☆肥料行政とあわせて農家と業者によりし尿を処理するようになり、市は、農家・業者に対し「し尿農村還元交付金」と「し尿廃棄処理交付金」を支出 2月○産業民生部 農水産課(し尿処理)、衛生課(ごみ処理)となる
25		2月・山本町1丁にごみ埋立地設置(沼地)		
26				8月○衛生課→清掃課となる
27	10月・堺市し尿くみ取り手数料条例制定		11月・新市街地区し尿直営開始	12月○産業民生部 清掃課→土木部 清掃課、産業民生部 農水産課→経済部 農水産課となる
28		4月・出島町戎別珍工場西側沼地に埋立地設置 11月・浜寺石津町東26号線東南海線西側に埋立地設置	5月・し尿投棄被曳船購入(50k0積) 7月・生島橋北側にし尿投棄船積替所設置 8月・し尿海上投棄開始	

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
昭和 29	7月・汚物掃除法廃止 ・清掃法施行	12月・香ヶ丘町市立堺商業高校北側の池に埋立地設置	6月・し尿くみ取手数料改正	
30	12月・堺市清掃条例施行	3月・新家町に埋立地設置 6月・北条町高野街道西低地に埋立地設置 12月・ごみ有料制度実施 (多量排出毎日収集)	4月・し尿関係業務農水産課から清掃課へ移管 5月・し尿海中投棄船購入(54k0積)こがね丸 12月・し尿収集委託業者区域割実施	4月○経済部農水産課のし尿処理は、土木部清掃課の業務となる 7月○土木部 清掃課→保健所衛生部となる
31		4月・豊田に埋立地設置 11月・田出井町刑務所官舎東側池に埋立地設置	・委託業者に全市の収集区域の割当を実施 ・公共施設のみ直営で収集	
32		2月・清掃事務所を北向陽町2丁より海山町1丁に移転 3月・上野芝向ヶ丘町水源池東側谷間に埋立地設置	10月・し尿投棄船積替所を築港北町に移転	4月○保健所衛生部→衛生課となる 6月・台風5号により下水排水不備による予想外の浸水被害
33	4月・下水道法制定	4月・直営で公共施設を収集	4月・し尿収集委託業者区域割変更実施 9月・三宝下水処理場着工	
34	8月・堺市塵芥焼却炉建設調査委員会規程制定	8月・塵芥焼却炉着工(昭和49年度廃止) 10月・福田地区のごみ収集を業者委託とする		
35		3月・北八下、南八下、日置荘地区のごみ収集を業者委託とする 7月・浜寺、浜寺昭和、鳳、八田荘地区のごみ収集を業者委託とする 8月・有料ごみ収集を業者委託とする 10月・塵芥焼却炉完成 12月・東浅香山、五箇荘、東百舌鳥、藏前町、西花田地区を業者委託とする	1月・し尿収集委託業者木槽車をバキューム車に切替完了 ・し尿投棄船積替所築港南町へ移転 6月・し尿くみ取手数料改正 10月・し尿投棄船積替所を北波止町に移転	☆この頃、排出量の増加に伴い収集に支障を来すようになる 12月○衛生課→保健衛生部衛生課となる
36		1月・美原町多治井、田の低地に埋立地設置 4月・福泉、東三国ヶ丘、金岡、踞尾、浜寺石津、百舌鳥と神石の一部のごみ収集を業者委託とする	1月・三宝下水処理場し尿処理施設完成 ・し尿の海上投棄廃止(1月11日)	
37		3月・平尾村677番地に埋立地設置 4月・登美丘地区のごみ収集を業者委託とする 7月・土塔町、東百舌鳥小学校南側低地に埋立地設置 12月・塵芥焼却炉増設工事着工		
38	12月・生活環境施設整備緊急措置法公布、施行	2月・野遠町、田の低地に埋立地設置 4月・泉ヶ丘地区のごみ収集を業者委託とする 7月・豊田山林谷間に埋立地設置 (旧桜木、現茶山台) 8月・塵芥焼却炉増設工事完成 ・トラックスケール設置 12月・高蔵寺山間谷間に埋立地設置		7月○保健衛生部 衛生課→清掃部 清掃課、衛生課の2課制となる
39		4月・向陵中町、向陵東町26号線以西の出島浜通より大和川に至る地区のごみ収集を業者委託とする 11月・美木多上、檜尾、大森地区のごみ収集を業者委託とする ・豊田山間谷間に埋立地設置	2月・化学処理場建設工事着工	
40	8月・生活環境施設整備5カ年計画(第1次)閣議決定	4月・有料ごみ手数料改正 泉田中、釜室、畑、富蔵、梅、豊田、片蔵地区のごみ収集を業者委託とする	3月・化学処理場竣工 6月・し尿くみ取手数料改正 11月・公共施設の直営廃止 全市業者委託となる	7月○化学処理場を置く 10月○塵芥焼却場、衛生事務所、清掃事務所を置く
41		3月・塵芥焼却炉集塵装置完成		・泉北ニュータウン着工
42	8月・公害対策基本法公布	3月・第一清掃工場建設工事着工 8月・鉄砲町、三宝町、海山町、山本町、栄橋町、神南辺町、竜神橋町、住吉橋町、大浜北町、大浜南町内川より26号線の間、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘南町、石津北町のごみ収集を業者委託とする ・7日 大阪府の斡旋により泉田中泉北ニュータウン敷地内に埋立地設置 ・第一清掃工場固定炉の焼却業務を委託する 11月・泉北ニュータウン内建設住宅週2回収集始まる(27世帯)	7月・堺市浄化槽管理組合発足	8月・4日から8日までの大掃除中止の事態が起こり、ごみの処理に困る

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
昭和 43	5月・清掃施設整備緊急措置法公布施行	1月・七道西町、七道東町、並松町、北旅籠町、桜之町、綾之町、砂道町、遠里小野町、南清水町、香ヶ丘町、今池町と浅香山町のうち(三宝浅香山線以北大和川まで)の地区のごみ収集を業者委託とする ・高蔵寺、泉北ニュータウン敷地内に埋立地設置 4月・有料ごみ処理手数料改正 ・死犬猫等の収集業務を業者委託とする 10月・第一清掃工場竣工 11月・衛生事務所を香ヶ丘4丁に移転	3月・大阪府「し尿浄化槽清掃営業取締条例」廃止許可業務を市に移管 4月・し尿くみ取り手数料改正し尿浄化槽管理業許可基準制定	10月○塵芥清掃工場→第一清掃工場に名称変更
44	2月・清掃施設整備5カ年計画(第2次)閣議決定 10月・大阪府公害防止条例公布	4月・鉢ヶ峯寺地区のごみ収集を業者委託 ・第一清掃工場ごみ焼却業務機械炉の運転を業者委託 7月・堺市畑1287番地先に埋立地設置(借地) ・埋立処分地保安業務新設、業者委託 10月・コンクリートごみ容器撤去作業開始(浜寺昭和地区) 12月・不法投棄物収集業務新設、業者委託		
45	2月・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例及び施行規則の施行 4月・ごみ収集実施要領策定(家庭ごみ収集週2回)	5月・粗大ごみ収集、三宝学区海山町4丁テスト的に実施(5月30日) 10月・中高層住宅ごみ収集基準作成 ・処分地へ搬入するのに許可書交付	4月・三宝下水処理場し尿処理施設増設	4月○清掃部 清掃課・衛生課→厚生産業局 清掃部 清掃監理課・清掃第一課・清掃第二課となる ○清掃事務所→第一清掃事務所、衛生事務所→第二清掃事務所に名称変更
46	9月・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行(昭和45年12月公布)	2月・産業廃棄物の大口搬入事業所の埋立地への搬入制限 ・第二清掃工場建設工事着工(現クリーンセンター南工場) 4月・臨時処理手数料改正 ・有料ごみ処理改正(アパート等の共同容器制度なくなる) ・死犬猫等の焼却業務を業者委託 5月・粗大ごみ収集実施(テスト・7学区10団地) 11月・粗大ごみ収集実施(5月実施地区を除く)	4月・転廃業に関する覚書調印(25業者) 11月・西除処理場し尿処理開始	4月○第二清掃工場準備室を置く 7月・環境庁が発足
47	3月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則制定 6月・廃棄物処理施設整備緊急措置法公布、施行	3月・戸別の粗大ごみ収集実施(テスト) ・有料廃棄物処理要領施行 4月・有料ごみ処理手数料改正 ・臨時処理各委託業者での処理を廃止し美化班にて実施 ・死犬猫等収集処理手数料改正 ・市直営週1回収集完全定日収集となる ・第一清掃工場、埋立処分地へ搬入するのに処分料徴収 6月・粗大ごみ収集実施に伴い業者へ新設委託(9業者) 7月・廃棄物処理業等許可申請受付 ・セイタカアワダチ草に係る苦情受付開始(清掃第一課) 8月・有料ごみ新規委託業者認可 9月・直営区域内の粗大ごみ収集実施 12月・集水樹清掃短期業務として開始	4月・堺市清掃連絡協議会発足(し尿収集委託業者18業者) ・し尿収集業務近代化補償について契約(8業者) ・し尿中継輸送業務、公共施設し尿収集輸送業務を委託	4月○厚生産業局→環境保健局となる
48	4月・清掃部事業所事務分掌規則施行	3月・第二清掃工場竣工 4月・第一・第二清掃工場搬入地区指定 ・週2回収集で路線収集方式採用 ・セイタカアワダチ草に係る苦情受付業務、清掃第二課へ移管 ・集水樹清掃継続業務として清掃第二課が担当 12月・第三清掃工場建設工事着工(現東第一工場)	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更	4月○局制廃止 環境保健局 清掃部 清掃監理課→清掃部 清掃総務課となる ○第二清掃工場準備室→第二清掃工場に変更

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
昭和 49	3月・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例及び規則の一部改正 4月・廃棄物搬入処分要領施行	4月・有料ごみ、臨時処理・死犬猫等の処理手数料改正 ・全市粗大ごみ収集を決定する 5月・畑埋立処分地借地契約1年間延長 7月・第二清掃工場で粗大ごみの破碎焼却処理開始 ・パッチ炉撤去工事完了 ☆清掃業務調査員制度発足	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更 ・パキューム車2人乗務制発足	
50	1月・廃棄物処理施設整備計画(第3次)閣議決定 4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則一部改正	3月・第三清掃工場用地を堺市土地開発公社より買収 4月・畑埋立処分地民間搬入停止	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更 11月・くみ取手数料改正	4月・産業廃棄物に係る事務を公害対策部へ移管 7月・第二清掃工場で粗大ごみ破碎焼却処理困難に陥る
51	4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正 6月・廃棄物処理法及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正 8月・廃棄物処理施設整備計画(第4次)閣議決定	4月・ごみ処理手数料改正 8月・全市域での一般家庭ごみ週2回収集完全実施 9月・泉北清掃事務所建設工事着工		
52		3月・第三清掃工場竣工 ・泉北清掃事務所建設工事竣工 8月・廃棄物処分地造成工事(第1期着工) 10月・泉北清掃事務所開所 ・直営委託収集区域変更 (委託業者収集区域一部直営化へ)	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更 5月・化学処理場の精密機能検査を日本環境衛生センターに委託 ・浜寺石津町西3丁(石津川駅前)に公衆便所設置	10月○泉北清掃事務所を置く
53	4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正	2月・死犬猫焼却炉設置工事着工(第二清掃工場内) 3月・死犬猫焼却炉設置工事竣工 4月・ごみ処理手数料改正 5月・第一清掃工場破碎処理施設設置工事着工 9月・廃棄物処分地造成工事(第1期)竣工 10月・第一清掃工場旧炉排ガス処理施設設置工事着工 11月・南部処理場開設 12月・南部処理場汚水処理施設完成	3月・化学処理場改修工事開始 ・化学処理場第二次処理設備改修工事着工(50kℓの受入増) 4月・し尿くみ取手数料改正	11月○南部処理場を置く
54	10月・堺市再生利用業の個別指定に関する規則の制定	3月・第一清掃工場破碎処理施設竣工 ・第一清掃工場旧炉排ガス処理施設設置工事竣工 5月・直営委託業者収集区域変更 6月・第二清掃工場排水処理施設建設工事着工 ・第一清掃工場排水処理施設工事着工	3月・化学処理場第二次処理設備改修工事竣工(50kℓの受入増) 4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更	4月・地連堺清掃労働組合の労働争議(4月～6月) 6月・集中豪雨に伴う浸水発生(最高 52mm/h) 12月・第一清掃工場破碎処理施設で火災事故発生
55	4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則一部改正	2月・第二清掃工場排ガス処理施設設置工事竣工 3月・破碎処理施設復旧工事着工 ・第一清掃工場排水処理施設竣工 ・第二清掃工場排水処理施設竣工 4月・有料ごみ手数料改正 5月・破碎処理施設復旧工事終了 7月・廃棄物処分地造成工事(第2期)着工	2月・堺市浄化槽管理センター発会(48業者) 4月・し尿くみ取手数料改正 6月・堺東駅前公衆便所駅前整備のため閉鎖 7月・堺市清掃連絡協議会が堺市環境センター連絡協議会に名称変更(18業者)	
56	6月・広域臨海環境整備センター法公布 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正 11月・廃棄物処理施設整備計画(第5次)閣議決定	4月・第一清掃工場の統計電算化 6月・死犬猫保管用冷蔵庫設置 7月・廃棄物処分地造成工事(第2期)竣工	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更 5月・堺東駅前公衆便所使用再開 7月・化学処理場排水処理施設工事着工	
57	3月・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス計画)に参画 4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正	4月・ごみ処理手数料改正 ・破碎機使用に伴う破碎手数料新設 5月・第二清掃工場の統計電算化 8月・第二清掃工場煙突建替工事着工 12月・廃棄物処分地造成工事(第3期)着工	10月・浄化槽汚泥専用処理施設着工 12月・浄化槽汚泥を化学処理場から三宝下水処理場へ中継開始	8月・台風及び豪雨に伴うごみ処理大(1,265t) ・台風及び豪雨による浸水被害甚大(6,975戸)
58	5月・浄化槽法公布 10月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正	3月・第二清掃工場煙突建替工事完了 6月・ごみとし尿の処理についての冊子を作成 10月・廃棄物処分地造成工事(第3期)竣工	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更 5月・一般廃棄物の運搬許可(1社) 9月・浄化槽汚泥の中継廃止 10月・浄化槽汚泥専用処理施設完成 12月・し尿くみ取台帳電算化	11月・清掃工場におけるダイオキシン問題勃発
59	4月・堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正	3月・谷Ⅲの搬入開始 ・「くらしとごみ」パンフレットを作成	11月・堺駅公衆便所廃止	

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
昭和 60	10月・浄化槽法施行(昭和58年5月公布) ・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正 ・ 堺市浄化槽法施行細則施行	8月・堺市廃棄物処理施設等建設委員会発足 12月・粗大ごみ収集日程表61年から各戸配布(年1回)に変更	4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更	4月○局制復活 清掃部→環境保健局 環境事業部となる ○清掃総務課→環境事業総務課・施設課、清掃第一課・清掃第二課→業務課、第一清掃事務所→北環境事業所、泉北清掃事務所→泉北環境事業所、第二清掃事務所→環境事業センター、第一清掃工場→東工場、第二清掃工場→南工場となる
61	4月・廃棄物処理施設整備緊急措置法一部改正 ・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則の一部改正	4月・ごみ処理手数料改正 7月・新廃棄物埋立処分地建設工事着工	3月・公共施設し尿収集運搬業務に係る契約代金について覚書調印 4月・し尿くみ取り手数料改正 12月・堺駅南口公衆便所使用再開	1月・アスベスト問題 3～5月・環境事業部、市役所分館へ移転 ☆全国的にごみ排出量増加
62			3月・化学処理場受入槽改修並びに増設工事完成 4月・し尿収集委託業者の収集区域一部変更	10月・浄化槽の日設置 11月・P.C.B問題
63		2月・埋立処分地浸出水処理施設完成 3月・埋立処分地造成工事完成(第1・2工区) 5月・廃棄物処理計画検討委員会設置 11月・新埋立処分地搬入開始	11月・宿院公衆便所建替に伴い閉鎖	
平成 元		4月・減量化委員会組織設置 10月・各町会へ古紙等の集団廃品回収実態調査実施	4月・し尿収集委託業者の収集区域の一部変更 ・宿院公衆便所使用再開 ・石津川公衆便所建替、移転先使用開始 7月・公共施設し尿収集運搬業務契約解除 9月・畑地区地域下水道(コミュニティ・プラント)処理施設建設工事着工	☆古紙再生紙使用の風潮高まる ☆厚生省より医療廃棄物処理ガイドラインが出る
2	1月・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の一部改正	3月・減量化啓発ビデオ作成 9月・埋立処分地施設建設工事(2期工事)着工(第3、4工区) ・東工場内にシュレッダー処理施設を建設着工 ・集団回収報償金制度開始(4円/kg) 12月・大型シュレッダー処理施設完成 庁内紙類資源化の実施		4月○減量化担当を置く 6月・厚生省が全国自治体に対し、資源ごみの回収・再利用の推進等を指示する 7月・庁内コピー用紙の70%再生利用へ 12月・厚生省からダイオキシン類発生防止等ガイドラインが出る
3	4月・ 堺市地域下水道条例及び施行規則の制定 10月・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正 ・再生資源の利用の促進に関する法律制定施行(平成3年4月公布) ・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 ・ 堺市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)策定	3月・ごみ減量の啓発パンフレット「さかい市ごみ事情」を全戸配布 4月・臨時ごみ収集委託業者1社から9社となる 6月・コンポスト容器及び簡易焼却器の使用モニター制度の実施 9月・資源ごみ(あき缶・あき瓶)回収モデル事業の実施	4月・畑地区地域下水道(コミュニティ・プラント)処理施設完成稼働 ・し尿収集委託業者の収集区域の一部変更 ・し尿中継輸送業務2業者となる	3～4月・環境事業部、市役所高層館へ移転 4月○ごみ問題緊急対策室を置く 6月・資源回収箱を全庁舎内に設置
4	2月・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の一部改正 7月・廃棄物処理法の一部改正(平成3年10月公布) 9月・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行(平成4年5月) 12月・廃棄物処理法の一部改正 ・特定有害廃棄物の輸出入の規制に関する法律(パーゼル法)公布、施行	4月・ごみ処理手数料改正 ・大阪湾センター堺基地(フェニックス計画)に搬入開始 8月・「堺市ごみの減量を考える協議会」の発足 9月・埋立処分地造成工事完成(第2期)		7月・あき缶処理対策協会よりあき缶リサイクルカーの寄贈を受ける
5	4月・ 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 11月・環境基本法公布、施行	3月・「堺市再生資源集団回収推進協議会」の発足 4月・減量化計画書の義務化 6月・東工場旧炉更新及び破碎処理施設建設工事着工 7月・堺市ごみの減量を考える協議会からの提言 9月・粗大ごみ収集の電話申込み開始 10月・粗大ごみ収集の収集回数年12回に変更 ・ごみ収集委託業者の収集区域の一部変更	4月・し尿収集委託業者の収集区域の一部変更	

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
平成 6	4月・堺市廃棄物減量等推進審議会規則の制定	7月・リサイクルプラザ建設工事着工 10月・堺市廃棄物減量等推進審議会の設置 11月・堺市ごみ減量化推進員制度の開始		3月・適正処理困難物として ・廃ゴムタイヤ(自動車用) ・廃テレビ受像機 (25型以上) ・廃電気冷蔵庫 (2500以上) ・廃スプリングマットレス 8月・環境基本計画の施行
7		1月・堺市廃棄物減量等推進審議会に「本市における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項について」(諮問) 3月・中・南区域全域で資源ごみ収集開始 7月・堺市リサイクルプラザ竣工 10月・粗大ごみ収集の収集回数年24回に変更 ・廃冷蔵庫からのフロン回収開始 12月・堺市廃棄物減量等推進審議会が市長に中間答申	4月・し尿収集委託業者の収集区域の一部変更	4月○ごみ問題緊急対策室→減量対策課となる
8	6月・廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正	9月・堺市廃棄物減量等推進審議会が市長に答申 10月・堺市廃棄物減量等推進審議会に「堺市における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的な事項について」(諮問) ・東・西区域全域で資源ごみ収集開始 ・東工場(旧炉)運転停止 ・南工場の運転業務委託開始 ・東工場破碎処理施設運転業務を委託に変更		4月・中核市へ移行 ○環境事業総務課・施設課→事業課となる
9	3月・堺市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)改定 12月・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部施行 (平成9年6月公布)	3月・資源ごみ収集の全市実施 ・南区を除く資源ごみ収集に委託業者10社による指名競争入札方式を採用 ・クリーンセンター東第二工場竣工 ・クリーンセンター東第二破碎施設竣工 12月・環境事業センター移転		1月・厚生省から「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」が出る 4月・厚生省が全国のごみ焼却施設のダイオキシン排出量の実態を公表 ○東工場・南工場→クリーンセンター管理課・東第一～第二工場・南工場となる 11月・堺市立小中学校の小型焼却炉の使用禁止
10	6月・廃棄物処理法の一部改正 9月・ごみ問題啓発指針の策定	2月・ペットボトルの拠点回収開始 4月・直営3事業所体制への変更に伴う直営・委託の収集区域変更 ・有価物集団回収報奨金制度対象品目に紙パックを追加 9月・堺市廃棄物減量等推進審議会が市長に答申 10月・ごみ処理手数料改正		3月・堺市環境基本計画の策定 4月○北環境事業所・泉北環境事業所→南第一～第三環境事業所となる(直営3事業所体制へ変更) 7月・環境保健局が冊子「ダイオキシンの発生を抑制しよう」を作成
11		12月・南区域での「ふれあい収集」モデル事業を開始する		
12	1月・ダイオキシン類対策特別措置法施行 (平成11年7月公布) 3月・堺市一般廃棄物処理基本計画第2回見直し 4月・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)施行(平成7年6月公布、平成9年4月部分施行)	5月・家庭ごみのごみ袋透明化実施 6月・南工場のダイオキシン類対策整備工事開始 9月・堺市廃棄物減量等推進審議会が市長に答申 10月・「ふれあい収集」モデル事業に堺区域を追加 ・廃棄物収集情報管理(粗大ごみ収集受付)システムを導入	4月・し尿処理手数料改定 ・くみ取り券制度から、納入通知書による納付制度に変更	4月○機構改革による名称変更により、環境保健局→市民保健局となる ○事業課→環境事業課、業務課→環境業務課、減量対策課→減量推進課となる ○環境事業センターが保健福祉局に移行 ○南部処理場→クリーンセンター南部処理場となる(名称変更)

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
平成 13	1月・循環型社会形成推進基本法施行 (平成12年6月公布、一部施行) 3月・堺市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)改定 4月・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行 (平成10年6月公布) ・資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)施行 (平成12年6月公布) ・国等による環境物品の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)施行 (平成12年5月公布) ・廃棄物処理法の一部改正 (平成12年6月公布) ・浄化槽法の一部改正 (平成12年6月公布) 5月・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を策定 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)施行 (平成12年6月公布) 7月・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)施行 (平成13年6月公布) ・堺市まちの美化を推進する条例を制定	4月・市内古紙資源化施設(シュレッダー施設)を減量推進課から総務人権局総務部総務課に移管し、市内資源化推進センターに改称 ・家電4品目の収集開始 ・「堺市美化推進懇話会」から提言 6月・東第一工場のダイオキシン類対策整備工事開始 7月・「ふれあい収集」全市実施 ・アドプト制度開始 10月・その他プラスチック製容器包装分別収集のモデル事業を実施 12月・粗大ごみ収集の有料化を実施 ・ごみ処理手数料改正		1月・省庁再編、環境省発足
14	5月・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行 (平成12年5月公布)	4月・東第二破砕施設運転業務委託開始「クリーンセンター破砕処理施設運転及び保守管理業務(東第一破砕を含む)」 ・クリーンセンター東工場スケール搬入受付業務委託開始 ・埋立処分地(南部処理場)の借地契約を7年延長 (平成20年度末まで) 9月・南部処理場埋立作業業務の一部を委託		2月・ISO14001取得(本庁舎)
15	3月・循環型社会形成推進基本計画閣議決定 6月・廃棄物処理法の一部改正 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)公布、施行 ・環境教育推進法の制定	4月・東第一工場運転業務委託開始 ・クリーンセンター南工場スケール搬入受付業務委託開始		4月○環境事業課→環境事業管理課となる ○化学処理場→クリーンセンター化学処理場となる(名称変更) 10月・資源有効利用促進法に基づきPCRリサイクル開始 12月・堺市循環型社会形成推進条例の制定
16	12月・廃棄物処理法の一部改正	3月・健康増進施設:堺市のびやか健康館(焼却余熱・スーパーごみ発電電力(高効率廃棄物発電)エネルギー活用施設)竣工 4月・美木多、宮山台、福泉中央、上神谷小学校区のごみ収集を委託化 10月・堺市廃棄物減量等審議会に「循環型社会構築に向けた一般廃棄物(ごみ)の減量化について」(諮問)	9月・クリーンセンター浄化ステーション竣工	4月○(仮)啓発指導センター準備担当を置く ○化学処理場→浄化ステーションとなる
17	1月・使用済自動車の最資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)施行 (平成14年7月公布) 5月・廃棄物処理法の一部改正 ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針の改正 ・浄化槽法の一部改正公布	2月・(株)エスワイミハラ、阪南清掃(株)に美原支所区域のごみ収集を委託(同区域のごみは南河内清掃施設組合で処理) 3月・一般廃棄物収集運搬業務入札参加資格登録制度創設 4月・庭代台、高倉台西、城山台小学校区、晴美台及び岩室区域のごみ収集を委託化 ・南部処理場埋立作業業務を委託 ・廃棄物行政一市二制度開始	2月・(株)SYC、阪南清掃(株)に美原支所区域のし尿収集運搬業務を委託(同区域のし尿は富美山環境事業組合で処理)	2月・南河内郡美原町と合併 4月・循環型社会推進交付金制度創設 ○環境事業企画推進担当部長を置く それに伴い、減量推進課→環境事業企画課、環境業務課→環境事業推進センターとなる ○清掃工場建設担当課長を置く

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
平成 18	2月・廃棄物処理法の一部改正公布 ・浄化槽法の一部改正施行 3月・第2次「堺市一般廃棄物処理基本計画」策定	4月・槇塚台、竹城台東、御池台小学校区のごみ収集を委託化 9月・堺市廃棄物減量等審議会が「循環型社会構築に向けた一般廃棄物(ごみ)の減量化について」市長に答申 10月・堺市廃棄物減量等審議会に「一般廃棄物(ごみ)の減量化の具体的手法について」(諮問)		4月・政令指定都市(15番目)に移行 ・7区制 (一市二制度による) 旧堺市域 堺、中、東、西、南、北区 旧美原町 美原区 ○清掃工場建設室を置く ○環境事業推進センター→北部環境事業推進センターとなる ○旧南第一環境事業所廃止→南部環境事業推進センターを置く ○旧南第三環境事業所廃止→南第一環境事業所となる
19	4月・容器包装リサイクル法の一部改正施行(平成18年6月施行) 12月・食品リサイクル法の一部改正施行(平成19年6月公布)	3月・PFI手法による清掃工場の整備運営事業に着手 4月・茶山台、高倉台小学校校区のごみの収集を委託化	4月・し尿中継輸送業務を廃止	4月○東第一工場・東第二工場→東工場となる
20	3月・第2次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	4月・三原台小学校校区のごみの収集を委託化 9月・南部処理場、埋立停止 ・最終処分場への搬入停止 ・埋立処分を大阪湾フェニックス計画に全面依存 ・堺市廃棄物減量等審議会が「一般廃棄物(ごみ)の減量化の具体的手法について」市長に答申 10月・中区、ペットボトル分別収集開始		4月○南第一・第二環境事業所→環境事業所となる 7月・大都市清掃事業協議会減量化資源化担当課長会議開催
21	4月・家電リサイクル法施行令一部改正施行(平成20年12月5日に公布政令で液晶及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加)	3月・クリーンセンター東工場貯留施設着工 4月・若松台、はるみ(晴美台1丁除く)小学校区のごみ収集を委託化 7月・事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度の開始 9月・クリーンセンター東工場貯留施設竣工 10月・分別収集区分を7品目6分別に拡大(ペットボトル・プラスチック製容器包装・小型金属を追加) ・南区の生活ごみと資源ごみ収集を合わせた18業務の一斉入札を実施		1月・「環境モデル都市」認定 3月・「堺・クールシティ宣言」 4月○循環型社会推進室を置く それに伴い、循環型社会企画担当課長・循環型社会推進担当課長を置く(環境事業企画課→環境保全部・循環型社会推進担当課長)
22	5月・廃棄物処理法の一部改正公布	3月・ごみの減量化等に関する市民意識調査実施 3月末・廃棄物行政一市二制度解消 6月・クリーンセンター臨海工場着工 10月・美原区粗大ごみ無料券の経過措置期間終了	4月・美原区でのくみ取り券制度から納入通知書による納付制度に変更 ・美原区内のし尿及び浄化槽汚泥をクリーンセンター浄化ステーションにて受け入れ処理開始	4月○循環型社会推進室を統合し、本庁3課に再編(環境事業管理課・北部環境事業推進センター・循環型社会推進室→廃棄物政策課・資源循環推進課・環境業務課) ○南部環境事業推進センター廃止 ○南部処理場廃止 7月・大都市清掃事業協議会作業担当課長会議を本市で開催 8月・堺市版事業仕分け「みんなの審査会」減量化・資源化事業を含む3事業が環境部門で対象となる 10月・全国都市清掃会議秋季評議員会を本市で開催
23		4月・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出基準を見直し及び廃棄物管理責任者の設置 10月・ペットボトル拠点回収終了		3月・東日本大震災 マグニチュード9の被害甚大 震災廃棄物の受入が全国的な課題となる 4月○施設整備担当を置く(旧廃棄物政策課施設係) 10月・大都市清掃事業協議会施設担当課長会議を本市で開催
24		6月・クリーンセンター東工場第二工場基幹改良工事着手 8月・環境事業部キャラクター「ムーヤン」決定 11月・ごみの減量化等に関する市民意識調査実施		4月○清掃工場建設室→環境施設課となる 11月・大都市清掃事業協議会庶務労務担当課長会議を本市で開催

年 号	法 律 ・ 条 例 等	ご み 関 係	し 尿 関 係	参 考
平成 25	4月・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行(平成24年8月公布) 5月・第3次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	3月・クリーンセンター臨海工場竣工 4月・清掃工場搬入の際のごみ袋の透明化実施 10月・堺市廃棄物減量等推進審議会に「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画について」(諮問)		5月・大都市清掃事業協議会局長会議を本市で開催 7月・大都市清掃事業協議会国家予算要望を提出
26		1月・ごみの減量化等に関する意識調査実施 3月・クリーンセンター東工場第二工場基幹改良工事竣工 ・クリーンセンター南工場休止		4月○廃棄物政策課→環境事業管理課となる ○環境事業所がクリーンセンターに移行

◆条例・規則・要綱等

- ・堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例
- ・堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則
- ・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例
- ・市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例施行規則
- ・堺市まちの美化を推進する条例
- ・堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例
- ・堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例施行規則
- ・堺市浄化槽法施行細則
- ・堺市ごみ収集要綱
- ・堺市有価物集団回収報償金交付要綱
- ・堺市まち美化促進事業実施要綱
- ・堺市事業用大規模建築物に係る事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する要綱
- ・その他条例・規則・要綱等一覧

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例

平成5年3月31日 最近 平成26年3月20日
条例第5号 改正 条例第4号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 廃棄物の減量(第6条—第14条)
- 第3章 廃棄物減量等推進審議会(第15条)
- 第4章 廃棄物の処理(第16条—第26条)
- 第5章 市の処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続(第27条—第31条)
- 第6章 廃棄物処理手数料等(第32条・第33条)
- 第7章 技術管理者の資格 (第34条)
- 第8章 雑則(第35条・第36条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物を含む。)をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

(平12条例53・一改)

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

4 市長は、廃棄物の減量及び処理について市民の意見を施策に反映させるよう努めなければならない。(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(市長の減量義務)

第6条 市長は、資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の減量義務)

第7条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(事業者の減量義務)

第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(平14条例1・一改)

(再利用の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第12条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。))は、再利用の可能な物の分別及び再利用を促進すること等により、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、前項の規定による事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量

及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。

(平22条例39・全改)

(改善勧告及び公表)

第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が、前条各項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平22条例39・全改)

(収集及び受入れの拒否)

第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表をされた後において、同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(平22条例39・一改)

第3章 廃棄物減量等推進審議会(平6条例7・追加)

(堺市廃棄物減量等推進審議会)

第15条 法第5条の7第1項の規定に基づき、本市に堺市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 本市議会議員
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
(平6条例7・追加、平14条例1・平16条例13・一改)

第4章 廃棄物の処理(平6条例7・旧第3章繰下)

(一般廃棄物の処理)

第16条 市長は、法第6条の規定に基づいて定めた一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

- 2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。
- 3 事業者は、第21条第1項に定めるところによるほか、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上障害が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
- 4 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
- 5 一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理の基準は、規則で定める。
(平6条例7・旧第15条繰下、平20条例48・一改)

(処理困難性の自己評価等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(平6条例7・旧第16条繰下)

(適正処理困難物の指定及び回収)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難であると認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 市民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。
(平6条例7・旧第17条繰下)

(占有者の責務)

第19条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を保管するため、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発

散しないように容器又は設備を設けるとともに、当該容器又は設備を常に清潔にしておかなければならない。

- 2 占有者は、前項の容器又は設備については、一般廃棄物の移替えが容易なものとし、かつ、移替えが便利な場所に設けなければならない。

(平6条例7・旧第18条繰下)

(排出規制物等)

第20条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集及び処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しい悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 適正処理困難物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平6条例7・旧第19条繰下)

(処理の申込み)

第21条 占有者は、自ら運搬し、又は処分しなければならない一般廃棄物のうち、市長において当該作業が困難であると認めるものを除くほか、その処理を市長に申し込むことができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の一般廃棄物について分別、破碎、脱水、圧縮その他の事前処理を行うよう指示することができる。

(平6条例7・旧第20条繰下)

(処理施設の利用許可等)

第22条 一般廃棄物を本市の処理施設に搬入しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、本市の委託を受けて一般廃棄物を搬入しようとする場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けた者は、規則で定める受入基準に従うとともに、市長が随時行う搬入物検査に協力しなければならない。

(平6条例7・旧第21条繰下、平20条例48・一改)

(改善勧告等)

第23条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第2項の受入基準に従わないとき、又は同項の搬入物検査に協力しないときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(平6条例7・旧第22条繰下、平20条例48・一改)

(受入拒否等)

第24条 市長は、第22条第1項の許可を受けた者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該許可を取り消し、又は当該一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(平6条例7・旧第23条一改・繰下、平20条例48・一改)

(清潔の保持)

第25条 占有者は、その土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地又は建物の清潔が保たれていないため生活環境の保全上支障があると認めるときは、その占有者に対し必要な措置を命ずることができる。

3 土木、建築等の工事の施行者は、都市の美観を損なわないように、当該工事に伴い生じた土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

(平6条例7・旧第24条繰下)

(一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の範囲)

第26条 法第11条第2項の規定により本市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲のもので、災害時における廃棄物その他市長において公益上処理する必要があると認めて告示したものに限るものとする。

2 前項に定める産業廃棄物の処理については、第22条から第24条までの規定を準用する。

(平6条例7・旧第25条一改・繰下、平12条例53・平14条例1・平25条例4・一改)

第5章 市の処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続(平10条例32・追加)

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類)

第27条 法第9条の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例32・追加)

(生活環境影響調査書等の縦覧)

第28条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、

規則で定める事項を告示するものとする。

2 市長は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から1月間、生活環境影響調査書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例32・追加)

(意見書の提出)

第29条 前条第1項の規定による告示があったときは、当該告示に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該施設に係る生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

(平10条例32・追加)

(準用)

第30条 前3条の規定は、法第9条の3第7項の規定による届出について同条第8項において準用する同条第2項の規定による縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。

(平10条例32・追加)

(環境影響評価との関係)

第31条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は規則に定める環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(平10条例32・追加)

第6章 廃棄物処理手数料等(平6条例7・旧第4章繰下、平10条例32・旧第5章繰下)

(一般廃棄物処理手数料等)

第32条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し別表に定める区分に従い、同表で定める額の範囲内において規則で定める額の手数料を徴収する。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の算定、徴収方法及び還付に関し必要な事項は、規則で定める。

4 市長は、第26条の規定により産業廃棄物を処理するときは、一般廃棄物の例により手数料を徴収する。

(平6条例7・旧第26条繰下、平10条例32・旧第27条一改・繰下、平11条例36・一改)

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第33条 法に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件 20,000円

- (2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 1件 15,000円
 - (3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件 30,000円
 - (4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可更新申請手数料 1件 20,000円
 - (5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業に係る事業範囲の変更許可申請手数料 1件 15,000円
 - (6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業に係る事業範囲の変更許可申請手数料 1件 20,000円
 - (7) 前各号に規定する許可に係る許可証の再交付手数料 1件 2,000円
- 2 既納の手数料は、還付しない。
- (平20条例48・全改)

第7章 技術管理者の資格(平24条例5・追加)

第34条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者であることとする。

(平24条例5・追加)

第8章 雑則

(平6条例7・旧第5章繰下、平10条例32・旧第6章繰下、平24条例5・旧第7章繰下)

(立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平6条例7・旧第28条繰下、平10条例32・旧第29条繰下、平24条例5・旧第34条繰下)

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平6条例7・旧第29条繰下、平10条例32・旧第30条繰下、平24条例5・旧第35条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

- 2 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- (美原町の編入に伴う経過措置)
- 4 美原町の編入の日から当分の間、旧美原町の区域において市が処分する古紙の排出方法、収集、運搬及び処分の方法については、この条例の規定にかかわらず、旧美原町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成7年美原町条例第11号)の例による。

(平16条例74・追加、平21条例37・一改)

附 則(平成6年3月31日条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第8号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年12月21日条例第32号)

この条例は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成11年12月24日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行日以後のし尿の処理から適用し、同日前のし尿の処理における手数料及び徴収方法については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月22日条例第53号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中粗大ごみに関する部分は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(／平成14年3月28日条例第1号／平成16年3月30日条例第13号／)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第74号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第48号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日 条例第37号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日 条例第39号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月20日 条例第5号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(平10条例8・平11条例36・平12条例53・平14条例1・一改)

種別	区分		単位	手数料	
ごみ	継続的な処理		1月 (おおむね週6回で 1回につき容器 (36リットル))	5,400円 ただし、週2回の定期的な生活 ごみの処理は、無料とする。	
	臨時的な処理		1トン又は 2立方メートル	24,400円	
	市の施設への搬入により行う処分		10キログラム	170円	
粗大ごみ (家庭廃棄物 に限る)	処理		1個	2,000円	
特定家庭用 機器廃棄物	収集及び再商品化等施設への 運搬		1個	2,400円	
動物の死体	収集、運搬及び処分		1回	1,900円 ただし、処分のみの場合は、 無料とする。	
し尿	継続的な処理	定額制に よるもの	1人 1月	普通便槽	240円
				無臭便槽	240円 ただし、1便槽につ き360円を 加算する。
		簡易水洗 式便槽		620円	
	従量制に よるもの	30リットル	180円		
			臨時的な処理	便所の改造、 廃止その他 特別の理由 によるもの	1回
し尿量 手数料 (300リットル までごと)	1,800円				
備考 1 ごみ又はし尿の処理数量が、この表の単位の欄に定める数量(以下「単位量」という。)未満であるとき、又はその処理数量に単位量未満の端数があるときは、これを単位量とみなして計算する。 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)生活ごみ 家庭から排出されるごみで、粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物でないものをいう。 (2)粗大ごみ その最大の辺又は径の長さがおおむね30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。 (3)再商品化等施設 特定家庭用機器再商品化法第6条の再商品化等をする者に係る施設をいう。 (4)普通便槽 構造上、便器の使用時、し尿収集時等に水の使用又は投入を必要としないものをいう。 (5)無臭便槽 構造上、し尿収集等、水の投入を必要とするものをいう。 (6)簡易水洗式便槽 構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。 3 し尿の項区分の欄において、従量制によるものとは、次のとおりとする。 (1)事業所等で不特定の人が使用する便槽 (2)その他市長において特に従量制によることが適当であると認める便槽					

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

平成5年4月1日 最近 平成26年 3月28日
規則第25号 改正規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は次のとおりとする。

- (1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物
 - (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (平23規則5・全改)

(廃棄物管理責任者の選任等)

第2条の2 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(平23規則5・追加)

(計画書の作成及び提出)

第2条の3 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。

2 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に

提出しなければならない。

(平23規則5・追加)

(家庭廃棄物の処理の申出)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき、又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の区分及び処理基準)

第4条 条例第16条第5項の一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、次のとおりとする。

(1) ごみ

ア 家庭廃棄物

(ア) 生活ごみ 週2回

(イ) 粗大ごみ 処理の申込みによりその都度

(ウ) 資源ごみ(缶、びん及びペットボトル) 月2回

(エ) 資源ごみ(プラスチック製容器包装) 週1回

(オ) 資源ごみ(おおむね最大の辺又は径が30cm以下の小型金属で家電製品を除くもの) 月1回

(カ) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)

(キ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度

(ク) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度

イ 事業系廃棄物

(ア) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)

(イ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度

(ウ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度

(エ) 法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者(以下単に「一般廃棄物収集運搬業者」という。)による搬入ごみ 搬入によりその都度

(2) 特定家庭用機器廃棄物

ア 収集及び再商品化等施設への運搬 申込みによりその都度

(3) 動物の死体(実験動物の死体のうち市において処理できないものを除く。)

ア 収集、運搬及び処分 申込によりその都度

イ 処分のみ 搬入によりその都度

(4) し尿

ア 継続的な処理 おおむね月2回

イ 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度

(5) 浄化槽^{そう}清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥(建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むものをいう。以下同じ。) 搬入によりその都度

(6) 前各号以外の廃棄物 処理の申込みによりその都度
(平5規則60・平6規則18・平10規則47・平11規則10・平13規則33・平13規則63・平20規則143・平21規則76・平21規則94・平22規則31・平24規則96・一改)
(一般廃棄物の排出方法)

第4条の2 前条第1号に掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物を識別できる状態で排出しなければならない。この場合において、当該廃棄物を袋に収納して排出しようとするときは、次に掲げる基準に適合する袋を使用しなければならない。

- (1) 無色又は白色であって内容物を識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (2) 内容物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。
(平24規則121・追加)
(分別収納)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、占有者又は地域を指定して占有者に対し、廃棄物を可燃物、不燃物、再利用可能な物等の種類ごとに各別の容器又は設備に分別して収納することを指示することができる。
(処理の申込み)

第6条 条例第21条第1項の規定により一般廃棄物の処理の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに一般廃棄物処理申込書(様式第2号(甲)(乙))を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

- (1) 継続的な処理 前月の25日まで
 - (2) 臨時的な処理 当該処理を必要とする日の5日前まで
 - (3) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び再商品化等施設への運搬 当該処理を必要とする日の5日前まで
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、適当と認めたときは、これを承諾し、その旨を申込者に通知するものとする。この場合において、所定の現金出納員領収書又は納入通知書に必要事項を記入し、これを申込者に交付することにより承諾の通知に代えるものとする。
(平6規則18・平9規則71・平13規則33・平19規則43・一改)
(搬入許可の申請等)

第7条 条例第22条第1項(条例第26条第2項において準用する場合を含む。)に規定する市長の許可(以

下「搬入許可」という。)を受けようとする者は、廃棄物搬入許可申請書(様式第3号(甲)(乙))を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第24条の規定により搬入許可を取り消し得る場合において、特別の理由があると認めるときは、1年を超えない範囲で市長が定める期間において当該搬入許可を停止するものとする。
- 3 搬入許可の取消処分を受けた者は、1年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、搬入許可の申請をすることができない。
(平6規則18・平11規則6・平20規則143・平21規則76・一改)
(搬入許可書の交付等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、搬入を適当と認めたときは、廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲)(乙))を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により廃棄物搬入許可書の交付を受けた者のうち、一般廃棄物収集運搬業者(以下この条において「許可業者」という。)に対して、搬入許可を受けた収集運搬車両ごとに搬入承認カード(様式第4号の2)を貸与するものとする。
- 3 許可業者は、市の処理施設への搬入に際しては、搬入承認カードを携帯し、当該施設の管理者から求められたときはこれを提示しなければならない。
- 4 許可業者は、廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。
- 5 第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲))に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、許可業者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日から当該申請者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が満了する日までとする。
- 6 一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた許可業者に係る搬入許可の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該取消処分に係る通知が当該取消処分を受けた者に到達した日までとする。
- 7 前項の場合において、許可業者は、失効した廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを、速やかに市長に返納しなければならない。
(平20規則143・平21規則76・平25規則31・一改)
(搬入許可書の再交付等)

第8条の2 前条第1項の規定により廃棄物搬入許可書の交付を受けた者は、当該廃棄物搬入許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、廃棄物搬入許可書再交付申請書(様式第4号の3)により市長に廃棄物搬入許可書の再交付を申請することができる。

- 2 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、搬入承認カード再貸与申請書(様式第4号の4)により市長に搬入承認カード

の再貸与を申請することができる。

3 汚損又は破損により前2項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを申請書に添付しなければならない。

4 亡失により第1項の規定による再交付又は第2項の規定による再貸与を受けた者は、亡失した廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを発見したときは、発見した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを直ちに市長に返納しなければならない。

5 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該搬入承認カードについて賠償しなければならない。

(平20規則143・追加)

(搬入許可の変更承認)

第8条の3 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲)に限る。)の交付を受けた者は、当該許可書の記載内容に変更を生じたときは、速やかに廃棄物搬入許可変更承認申請書(様式第4号の5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の廃棄物搬入許可変更申請書には、申請の内容を証する書類及び市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。

3 市長は第1項の承認をしたときは、廃棄物搬入許可変更承認書(様式第4号の6)を交付するものとする。

(平25規則31・追加)

(受入基準)

第9条 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、別表第1のとおりとする。

(平6規則18・一改)

(一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の範囲)

第10条

(平6規則18・平13規則33・平14規則65・一改、平25規則31全改)

(縦覧の告示)

第10条の2 条例第28条第1項の規定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、当該廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 生活環境影響調査書等を縦覧に供する場所及び期間

(7) 担当部課名

(8) その他市長が必要と認める事項

(平11規則10・追加)

(縦覧時間等)

第10条の3 条例第28条に規定する縦覧は、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する市の休日を除く日における午前9時から午後4時までの間にしなければならない。

(平11規則10・追加、平13規則33・一改)

(縦覧場所における遵守事項)

第10条の4 法第9条の3第2項の規定により縦覧に供された生活環境影響調査書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活環境影響調査書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 生活環境影響調査書等を丁寧に扱い、それを汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) この規則及び職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、縦覧を停止し、又は禁止することがある。

3 市長は、前項に規定する場合のほか、生活環境影響調査書等の管理のために特に必要があると認めるときは、縦覧を停止し、又は禁止することがある。

(平11規則10・追加)

(意見書の記載事項)

第10条の5 条例第29条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 当該施設の名称
- (3) 当該施設設置等に関する利害関係の内容
- (4) 生活環境保全上の見地からの当該施設に対する意見

(平11規則10・追加)

(環境影響評価)

第10条の6 条例第31条の規則で定める環境影響評価は、堺市環境影響評価条例(平成18年条例第78号)によるものとする。

(平11規則10・追加、平20規則76・一改)

(他の市町村との協議)

第10条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める区域を管轄する市町村

に生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域において、生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続を実施することについて、協議するものとする。

- (1) 施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。
 - (2) 施設の設置等を行うことが生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺の地域に他の市町村の区域が含まれるとき。
 - (3) その他特に必要があると認めるとき。
- (平11規則10・追加)

(廃棄物処理施設の維持管理記録の閲覧)

第10条の8 廃棄物処理施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者が法第9条の3第7項の規定による維持管理記録の閲覧を請求する場合は、廃棄物処理施設維持管理記録閲覧請求書(様式第4号の7)を廃棄物処理施設の設置者に提出しなければならない。

(平11規則10・追加、平20規則143・平23規則45・平25規則31・一改)

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 条例第32条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。ただし、第4条第1号ア(イ)の粗大ごみに係る手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(平6規則18・平11規則10・平13規則63・一改)

(ごみ処理手数料の徴収方法)

第12条 ごみ処理に係る手数料は、全額一括納付とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の手数料は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める方法により徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 粗大ごみに係る手数料 粗大ごみ処理券(様式第4号の8)により徴収
- (2) 継続的な処理に係るごみに係る手数料 納入通知書により徴収
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者による搬入ごみに係る手数料 納入通知書により徴収又はその都度徴収
- (4) 前3号に規定するごみ以外のごみに係る手数料 その都度徴収

3 ごみの継続的な処理に係る手数料については、収集開始月から当該収集開始月の属する年度の末月までの月分の全額を市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、分割納付することができる。

4 前項の規定により手数料を納付した後、ごみ収集の中止又は量の減少の申請があったときは、市長は、当該申請の日の属する月の翌月分以後の月分の手数料を還付することができる。

5 月を単位として徴収すべき手数料については、月の中途でごみ処理に係る収集等の利用を開始し、又は中止した場合においても、当該月分全額を徴収する。

(平9規則71・平12規則16・平13規則63・平20規則143・平25規則31・一改)

(粗大ごみ処理券の貼付)

第12条の2 粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとする者は、当該粗大ごみに係る粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。

(平13規則63・追加、平24規則96・一改)

(粗大ごみ処理手数料の不還付)

第12条の3 第12条第2項第1号の規定により納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13規則63・追加)

(し尿処理手数料の徴収方法)

第13条 し尿処理に係る手数料は、次のとおり徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 継続的な処理のうち定額制によるものに係る手数料 納入通知書により徴収
- (2) 継続的な処理のうち従量制によるものに係る手数料 月を単位として直接に徴収
- (3) 臨時的な処理に係る手数料 その都度徴収

2 前項第1号に規定する手数料に係る納入通知書の発行は、各年度の初日における世帯員の数及び便槽の種別に基づき算定した手数料の額により行うものとする。この場合において、2か月分を合算した額を1回分として、6回分の納付書を一括して発行する。

3 定額制によるし尿処理をされている世帯の世帯主は、世帯員に増減があったとき、又は便槽の種別を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該増減のあった月又は便槽の種別を変更した月の翌月(当該増減のあった日が月の初日であるときは、当該月)から届出に基づき算定した手数料の額に変更するものとする。

4 市長は、転入その他の理由によりし尿の継続的な処理の開始の申込みがあったときは、処理を開始する日が属する月から手数料を徴収するものとし、転入その他の事由によりし尿の継続的な処理の停止又は中止の申込みがあったときは、処理を停止し、又は中止した日が属する月まで手数料を徴収するものとする。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定により徴収した手数料の全部又は一部を還付することができる。

(平12規則16・全改、平18規則15・平20規則90・平22規則31・一改)

(し尿処理手数料の納付期限)

第14条 し尿の継続的な処理における手数料の納付期限は、次表のとおりとする。

区分	納期	期間	納付期限
定額制	第1回	4月から5月まで	5月31日
	第2回	6月から7月まで	7月31日
	第3回	8月から9月まで	9月30日
	第4回	10月から11月まで	11月30日
	第5回	12月から1月まで	1月31日
	第6回	2月から3月まで	3月31日
従量制			処理をした日の属する月の翌月の20日

2 し尿の臨時的な処理における手数料の納付期限は、当該処理をした日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がこれらの規定に定める納付期限により難いと認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

4 第1項又は前項の納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日を納付期限とする。

(平12規則16・全改、平15規則70・平18規則15・平22規則31・一改)

(手数料の減免)

第15条 条例第32条第2項の規定に基づき手数料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災による被害のために市長が免除を必要と認めた地域に居住している者であるとき。免除(市長が必要と認める期間に限る。)
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者であるとき。免除
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の必要があると認めた者であるとき。5割減額(市長が必要と認めた場合は、免除)
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者は、手数料の減額又は免除を受けようとするときは、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第5号)又はし尿くみ取手数料減免申請書(様式第6号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(平6規則18・平11規則10・平12規則16・平19規則77・平20規則76・一改)

(減免の決定)

第16条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、減額又は免除の可否の決定を行い、その

旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、一般廃棄物処理手数料(市の施設に搬入するものに限る。)の免除をしたときは、一般廃棄物処理手数料免除券(様式第7号。次条において「免除券」という。)を発行するものとする。

(平12規則16・全改)

(免除券の譲渡禁止)

第17条 免除券は、他人に譲渡してはならない。

2 前項の規定に違反して譲渡された免除券は、無効とする。

3 前条の規定により免除券の交付を受けた者が第1項の規定に違反した場合は、当該減額又は免除の決定を取り消すことがある。

(平12規則16・一改)

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第18条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者(以下この条においてこれらを「申請者」という。)は、一般廃棄物収集運搬業(許可・更新許可)申請書(様式第8号)に次に掲げる書類及び図面を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設、事務所及び事業場の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の案内図及び配置図
- (3) 申請者が前号の施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合は、定款その他これに類する書類及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類
- (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書類
- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者が法人である場合は、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類並びに直前3年(法第7条第2項に規定する許可の更新の申請(以下この条において「許可の更新申請」という。)を行う場合は、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (9) 申請者が個人である場合は、所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類並びに資産に関する調書
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し並びに当該法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類(法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号ニの役員(以下こ

の号及び次号において同じ。)の住民票の写し並びに当該役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類

(11) 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し並びに当該役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類

(12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類(法人である場合は、登記事項証明書)

(13) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し並びに当該使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する書類

(14) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 市長は、申請者の事業の用に供する施設等の検査をすることができる。

3 市長は、その内容に変更がない場合における許可の更新申請をするときその他特にその必要がないと認めるときは、第1項各号に掲げる書類及び図面の一部の添付を省略させることができる。

(平20規則143・全改、平23規則5・平24規則96・一改)

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第18条の2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により許可の更新を受けようとする者(以下この条においてこれらを「申請者」という。)は、一般廃棄物処分業(許可・更新許可)申請書(様式第9号)に次に掲げる書類及び図面を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第4号から第14号までに掲げる書類

(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、当該施設の案内図及び配置図、事務所の案内図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(3) 申請者が前号の施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類

(4) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合は、当該処分後の廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前条第2項及び第3項の規定は、一般廃棄物処分業の許可の申請又は許可の更新の申請について準用する。

(平20規則143・追加、平23規則5・一改)

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可の申請)

第18条の3 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者(以下この条においてこれらを「申請者」という。)は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第10号)の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類及び図面については、第18条又は前条の規定を準用する。

3 市長は、申請者の事業の用に供する施設等の検査をすることができる。

(平20規則143・追加、平23規則5・一改)

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第18条の4 法第7条第1項の規定による許可若しくは法第7条第2項の規定による許可の更新又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可(以下この条及び次条において「一般廃棄物収集運搬業の許可等」という。)をする場合の基準は、法第7条第5項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。ただし、第3号から第8号までにあっては、市長が別に定める者を除くものとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が自らその事業を実施する者であること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が収集運搬しようとする一般廃棄物は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 本市の区域内(以下「市内」という。)の事業所から排出されたもの

イ 市内において排出された浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥又はし尿を含むビルピット汚泥

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、個人である場合は市内に住所及び事務所を、法人である場合は市内に本店を有していること。

(4) 前号の事務所又は本店に役員又は従業員を常駐させていること。

(5) 収集運搬車両について大阪運輸支局長の登録を受けており、当該登録において使用の本拠地が市内であり、自ら所有権又は使用する権原を有すること。

(6) 収集運搬車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。

(7) 収集運搬車両を保管するために、市内において、一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者自ら所有権又は使用する権原を有する施設を有すること。

(8) 法第7条第2項の規定による許可の更新の場合は、一般廃棄物収集運搬業に伴う収集及び運搬の実績量が、市長の定める量以上であること。

(9) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得

税(法人にあつては法人税)を滞納していないこと。

- 2 法第7条第6項の規定による許可若しくは法第7条第7項の規定による許可の更新又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可(以下この項及び次項において「一般廃棄物処分業の許可等」という。)をする場合の基準は、法第7条第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (2) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が、市内に事務所を有していること。
- (3) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税(法人にあつては法人税)を滞納していないこと。

- 3 前2項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可等及び一般廃棄物処分業の許可等に係る基準について必要な事項は、市長が別に定める。

(平20規則143・追加、平21規則76・平23規則5・一改)

(車両の表示等)

第18条の5 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両に市長が別に定める表示及び塗装をしなければならない。ただし、浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥、し尿を含むビルピット汚泥並びに実験動物の死体及びふん尿(感染性一般廃棄物を除く。)の一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両は、この限りでない。

(平20規則143・追加、平21規則76・一改)

(一般廃棄物収集運搬業の変更承認申請)

第18条の6 一般廃棄物収集運搬業者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物収集運搬業変更承認申請書(様式第10号の2)の正本1部及び副本1部を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、収集運搬車両の台数を減らす場合は、この限りでない。

- (1) 収集運搬車両(前条ただし書に規定する車両を除く。)

- (2) 搬入先

- 2 前項の申請書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

- 3 市長は第1項の承認をしたときは、一般廃棄物収集運搬業変更承認書(様式第10号の3)を交付する。ただし、第1項第2号の事項の変更に係る承認をした場合は、当該承認書の交付に代えて一般廃棄物収集運搬業許可証の書換え交付を行うことができる。

(平20規則143・追加、平21規則76・一改)

(一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出等)

第18条の7 一般廃棄物収集運搬業者又は法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者(以下単に

「一般廃棄物処分業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定によりその事業を廃止し、又は変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業(廃止・変更)届出書(様式第10号の4)の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

- 3 法第7条の2第4項の規定による届出は、該当するに至った日から2週間以内に、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第10号の5)の正本1部及び副本1部を提出することにより行うものとする。

(平20規則143・追加)

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第19条 市長は、法第7条第1項若しくは第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第11号)を交付する。

- 2 市長は、法第7条第6項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第12号)を交付する。

(平12規則16・平16規則46・平20規則143・一改)

(許可証の書換え交付)

第20条 市長は、前条の規定により交付した許可証又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書換え交付する。

- 2 前項の規定による許可証の書換え交付を受ける者は、それぞれ書換え前の許可証を市長に返納しなければならない。

(平13規則39・平14規則65・平20規則143・一改)

(許可証の再交付の申請)

第21条 第19条第1項若しくは第2項若しくは第23条の3又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書(様式第13号)により市長に許可証の再交付を申請することができる。

- 2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。

- 3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。

(平12規則16・平13規則39・平14規則65・一改)

(違反業者に対する措置)

第21条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき、又は法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、本市の処理施設への搬入の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(平20規則143・追加)

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新の申請期間)

第22条 法第7条第2項、法第7条第7項、法第14条第2項、法第14条第7項、法第14条の4第2項又は法第14条の4第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の3箇月前から当該許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。

(平16規則46・一改)

(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第23条 第19条第1項若しくは第2項又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14若しくは省令第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 政令第4条の5、政令第4条の8、政令第6条の9各号、政令第6条の11各号、政令第6条の13各号又は政令第6条の14各号に規定する期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。
- (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により事業の全部を廃止した旨を市長に届け出たとき。
- (3) 法第7条の4又は法第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により当該許可が取り消されたとき。

(平11規則10・平13規則39・平14規則65・平16規則46・平23規則45・一改)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可及び変更許可の申請)

第23条の2 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第14号)の正本1部及び市長が必要と認める部数の副本を提出することにより行わなければならない。

2 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第15号)の正本1部及び市長が必要と認める部数の副本を提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第23条の3 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該許可に係る事項の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第16号)を交付するものとする。

(平13規則39・追加)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査及び定期検査に係る申請)

第23条の4 法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第17号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第8条の2の2第1項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第17号の2)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加、平23規則45・一改)

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第23条の5 省令第4条の17の規定による報告は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第18号)の正本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第23条の6 法第9条第3項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第19号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加、平23規則45・一改)

(一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了の届出)

第23条の7 法第9条第4項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第20号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加、平23規則45・一改)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第23条の8 法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)に規定する廃止の確認は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第21号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加、平23規則45・一改)

(一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第23条の9 法第9条の3第1項の規定による設置の届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第22号)の正本1部及び市長が必要と認める部数の副本を提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第23条の10 法第9条の3第8項の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第23号)の正本1部及び市長が必要と認める部数の副本を提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加、平23規則45・一改)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第23条の11 法第9条の5第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第24号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(合併又は分割の認可の申請)

第23条の12 法第9条の6第1項に規定する合併又は分割の認可の申請は、合併・分割認可申請書(様式第25号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(相続の届出)

第23条の13 法第9条の7第2項の規定による届出は、相続届出書(様式第26号)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平13規則39・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請等)

第23条の14 法第9条の2の4第1項に規定する認定の申請は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第21号の2)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第21号の3)を交付するものとする。

3 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第21号の4)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

4 省令第5条の5の11の規定による報告は、熱回収報告書(様式第21号の5)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平23規則45・追加)

(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可証の返納)

第24条 第23条の3の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設を廃止した旨を市長に届け出たとき。

(2) 法第9条の2の2の規定により一般廃棄物処理施設に係る許可が取り消されたとき。

2 省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により産業廃棄物処理施設を廃止した旨を市長に届け出たとき。

(2) 法第15条の3の規定により産業廃棄物処理施設に係る許可が取り消されたとき。

(平11規則10・旧第25条一改・繰上、平13規則39・平16規則46・平23規則45・一改)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第25条 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書(様式第26号の2)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、法第15条の2の5の規定により届出を受理したときは、受理書(様式第26号の3)を交付するものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更等届出書(様式第26号の4)の正本1部及び副本1部を市長に提出することにより行わなければならない。

(平23規則45・全改、平25規則31・一改)

(届出台帳の備え置き)

第26条 法第19条の11第1項に規定する届出に係る最終処分場の台帳(以下「届出台帳」という。)を環境局に備え置く。

(平20規則143・全改)

(届出台帳の閲覧)

第27条 法第19条の11第3項の規定により前条の届出台帳の閲覧(以下「閲覧」という。)を請求しようとする関係人は、届出台帳閲覧請求書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

(平11規則10・旧第28条一改・繰上、平12規則16・平13規則39・平14規則65・平20規則143・一改)

(届出台帳の閲覧の停止及び禁止)

第28条 市長は、法第19条の11第3項の規定により閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(1) 届出台帳を破り、若しくは汚損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 他の閲覧者に迷惑をかけたとき。

- (3) 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、届出台帳の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(平11規則10・旧第29条一改・繰上、平14規則65・平20規則143・一改)

(書類の提出部数等)

第29条 省令において様式の定めがある申請書、届出書及び報告書の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 省令第11条及び省令第12条の9の廃棄物処理施設設置許可・変更許可申請書 正本1部及び副本については市長が必要と認める部数
- (2) 省令第8条の27及び省令第12条の7の15の報告書 正本1部
- (3) 前2号を除く申請書、届出書及び報告書 正本1部及び副本1部

(平11規則10・旧第30条・全改、平13規則39・平23規則45・一改)

(委任)

第30条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

(平11規則10・旧第31条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- (堺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の廃止)
- 2 堺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年規則第6号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 旧規則様式第10号の規定により交付された許可証は、様式第12号の規定により交付された許可証とみなす。
- 5 美原町の編入の日から当分の間、旧美原町の区域において市が処分する古紙の排出方法、収集、運搬及び処分の方法については、この規則の規定にかかわらず、旧美原町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(平成7年美原町規則第14号)の例による。

(平22規則31・全改)

- 6 前項の規定にかかわらず、市が処分する一般廃棄物のうち、動物の死体の排出方法、収集、運搬及び処分の方法並びに処理手数料については、平成17年4月1日からこの規則を適用する。

(平18規則5・追加)

- 7 美原町の編入の際、現に同町の区域において法第3章の規定に基づき大阪府知事の産業廃棄物処理業の許可等を受けている者及び大阪府知事に変更等の届出等を行っている者は、同章の規定に基づく市長の産業廃棄物処理業の許可等を受けている者及び市長に対し変更等の届出等を行っている者とみなす。

(平17規則10・追加、平18規則5・旧第6項繰下)

- 8 前項の規定にかかわらず、美原町の編入の際、現に法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の規定により大阪府知事の産業廃棄物の収集運搬業又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可(これらについて、同町の区域内において積替え保管を行うものに係る許可を含むものを除く。)を受けている者は、同町の区域内並びに大阪府知事の行った許可の期限及び範囲に限り、市長の産業廃棄物の収集運搬業又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可(これらについて、同町の区域内において積替え保管を行うものに係る許可を含むものを除く。)を受けている者とみなす。この場合においては、第20条から第22条までの規定は、適用しない。

(平17規則10・追加、平18規則5・旧第7項繰下)

附 則(平成5年9月29日規則第60号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第18号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則(平成7年2月3日規則第3号)
- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則(平成9年8月22日規則第71号)
- この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 附 則(平成10年6月2日規則第47号)
- この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 附 則(平成11年2月1日規則第6号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前に改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第8条の規定により交付された許可証は、改正後の第8条の規定により交付された許可証とみなす。
- 附 則(平成11年2月22日規則第10号)
- この規則は、平成11年3月1日から施行する。ただし、第10条の6を加える改正規定は、大阪府環境影

響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)の施行の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の規定は、この規則の施行日以後のごみ又はし尿の処理から適用し、同日前のごみ又はし尿の処理における手数料及びその徴収方法については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日規則第33号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月2日規則第63号)

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成14年7月15日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月25日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第14条第1項の表の規定は、平成15年7月1日以後に処理するし尿に係る手数料から適用し、同日前に処理したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日規則第46号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月20日規則第10号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年2月25日規則第49号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第73号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月23日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、旧美原町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(平成7年美原町規則第14号)の規定の例により現に交付されている無料もえるごみ処理券については、当該無料もえるごみ処理券に記載された期日までの間は、使用することができる。

附 則(平成18年3月10日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月9日規則第120号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定(様式第8号から様式第12号までの規定を除く。)により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第43号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月23日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(／平成20年2月12日規則第4号／平成20年3月31日規則第76号／)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(／平成20年5月30日規則第90号／平成20年10月27日規則第143号／)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月13日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月5日規則第76号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定並びに様式の改正規定(様式第10号の2の改正規定を除く。)は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則(平成21年9月30日規則第94号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、別表第3ハの部の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、旧美原町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(平成7年美原町規則第14号。以下「旧美原町規則」という。)の規定の例により現に交付されている無料粗大ごみ処理券については、平成22年9月30日までの間、第16条に規定する一般廃棄物処理手数料免除券とみなし、粗大ごみにちょう付して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、旧美原町規則の規定の例により現に交付されている有料ごみ処理券又はし尿処理券が転出等の理由により不必要となったときは、当該有料ごみ処理券又はし尿処理券の交付の日から5年間に限り、還付を受けることができる。
- 4 美原町の編入日前に、旧美原町規則の規定の例によりなされた申請は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(／平成23年2月18日規則第5号／平成23年3月30日規則第45号／)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月5日規則第96号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第5号の改正規定、同項第10号の改正規定(「住民票の写し等」を「住民票の写し」に改める部分に限る。)及び同項第11号から第13号までの改正規定は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票としてみなして使用できるものとする。
- 3 平成24年7月9日前に、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)による

改正前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3の規定により交付された外国人登録原票記載事項証明書は、当分の間、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)による改正後の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の規定により交付された住民票の写しとみなす。

附 則(平成24年11月22日規則第121号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条及び別表第1に係る改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

様式省略

別表第1(第9条関係)

(平11規則6・全改、平13規則33・平20規則143・平25規則31・一改)

1 搬入禁止物

- (1) 引火性又は発火性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 有害性のある物
- (4) 著しく発色性又は発泡性のある物
- (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 産業廃棄物(条例第26条第1項の規定により市長が告示したものを除く。)
- (7) 特別管理一般廃棄物
- (8) 適正処理困難物
- (9) 特定家庭用機器廃棄物
- (10) 動物の死体

- (11) 不燃物
 - (12) 液状又は泥状の物
 - (13) 本市の区域外で発生した廃棄物
 - (14) 長さの最大がおおむね200センチメートルを超える物及び幅又は径がおおむね30センチメートルを超える物
 - (15) その他関係施設及び周辺の環境の悪化又は作業を阻害するおそれがあると市長が認めるもの
- 2 焼却施設搬入ごみで前処理の必要なもの
- (1) 長さの最大がおおむね50センチメートルを超える物
 - (2) 厚さ又は径がおおむね5センチメートルを超える物
 - (3) ロール状の物及びひも状又は帯状の物(おおむね50センチメートルに切断等の前処理を行った物を除く。)
 - (4) 強固に圧縮梱包された物
 - (5) 著しく含水率の高い物(厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く。)

別表第2(一般廃棄物処理手数料)(平10規則47・平12規則16・平13規則33・平13規則63・一改)

種別	区分		単位	手数料	
ごみ	継続的な処理		1月 (おおむね週6回で 1回につき1容器 (36リットル))	家庭廃棄物	3,100円
				事業系一般廃棄物	5,400円
	臨時的な処理	破碎施設を使用する廃棄物	1トン又は 2立方メートル	家庭廃棄物	12,200円
				事業系一般廃棄物	24,400円
		その他の廃棄物	1トン又は 2立方メートル	家庭廃棄物	8,800円
				事業系一般廃棄物	17,600円
	市の施設への搬入により行う処分	破碎施設を使用する廃棄物	10キログラム	170円	
		その他の廃棄物	10キログラム	110円	
特定家庭用機器廃棄物	収集及び再商品化等施設への運搬		1個	2,400円	
動物の死体	収集、運搬及び処分		1回	1,900円	
し尿	継続的な処理	定額制によるもの	1人1月	普通便槽	240円
				無臭便槽	240円 ただし、1便槽につき360円を加算する。
				簡易水洗式便槽	620円
		従量制によるもの	30リットル	180円	
	臨時的な処理	便所の改造、廃止その他特別の理由によるもの	1回	基本手数料	1,200円
				し尿量手数料 (300リットルまでごと)	1,800円

市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例

(昭49条例14・改称)

昭 和 44年 12月 20日 最近 昭 和 49年 3月 30日
条 例 第 27号 改正 条 例 第 14号

(目的)

第1条 この条例は、市街地におけるあき地について、適正な管理状態を保全することにより、住民の生活環境の清潔保持その他環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(昭49条例14・全改)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空間部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)で市長が指定するものをいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に定める廃棄物をいう。
- (3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行っていないために、廃棄物の投棄を招く原因となり、又は雑草が繁茂することにより、次の各号の一に該当すると認められる土地の状態をいう。
 - ア 人の健康を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
 - イ 犯罪又は災害の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく汚損するとき。

(昭47条例3・昭49条例14・一改)

(所有者等の責務)

第3条 土地の所有者又は管理者は、その土地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(指導及び助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態にあるとき又は不良状態になるおそれがあるときは、当該あき地の不良状態の解消に関してとるべき必要な措置について指導又は助言することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、あき地の所有者又は管理者が前条の指導又は助言に応せず、不良状態が著しく、かつ、これ

を放置することが近隣の生活環境を阻害すると認めるときは、不良状態の解消に関して必要な措置をとるべきことを命令することができる。

(昭49条例14・一改)

(助成)

第6条 市は、第4条の指導又は助言に応じて当該指導又は助言にかかるとる措置をとることにより、この条例の目的とする生活環境の清潔保持に積極的に努めるあき地の所有者又は管理者のうち、特に市長において必要と認めるものに対して、市長が定めるところにより、その者の負担すべき直接の行為の一部につき助成することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則(昭和47.3.30条例3) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49.3.30条例14)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例施行規則

(昭49規則29・改称)

昭和45年1月14日 最近 平成19年3月29日
規則第1号 改正規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例(昭和44年条例第27号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(昭49規則29・一改)

(あき地の指定基準)

第2条 条例第2条第1号の規定に基づきあき地として市長が指定するものは、市街地において、道路に接している土地で、現に条例第2条第3号に規定する不良状態にあり、又は不良状態となるおそれがあると認められるものとする。

2 市長において特に必要があると認めるときは、前項に定めるもの以外の土地について、別に指定を行うことができる。

(昭49規則29・平19規則14・一改)

(措置命令書)

第3条 条例第5条の規定による不良状態の解消措置の命令は、不良状態解消措置命令書(様式第1号)によるものとする。

(平19規則14・旧第5条一改・繰上)

(助成の範囲等)

第4条 条例第6条の規定に基づく助成は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合であつて、あき地と道路との境界線から3メートルまでの範囲における廃棄物及び雑草の除去に限り行うものとする。ただし、かこいその他の設備(以下「かこい等」という。)の設置は、助成の対象としない。

(1) あき地の所有者又は管理者が自らかこい等を設置することにより、その後あき地が不良状態にならないように管理できると認められること。

(2) 生活環境の清潔保持その他環境衛生上の必要性が強く、指導又は助言に係る措置のすべてをあき地の所有者又は管理者の負担とすることがそのあき地の位置条件上著しく過酷であると認められること。

2 条例第6条の規定に基づく助成を受けようとする者は、不良状態解消措置一部助成申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(昭49規則29・一改、平19規則14・旧第6条一改・繰上)

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

(昭58規則42・一改、平19規則14・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和47.3.30規則6) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49.4.1規則29)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和58.8.1規則42)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和59.1.30規則2)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成5.3.24規則7)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月29日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第4条第4項の規定は、平成16年9月1日以後に納付した費用から適用する。

附 則(平成19年3月29日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様 式 省 略

堺市まちの美化を推進する条例

平成13年9月21日 最近 平成21年9月14日
 条例第20号 改正 条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、ごみの散乱及び自動車等の投棄の防止について必要な事項を定めることにより、きれいで快適なまちづくりを推進し、もって市民の生活環境の保全及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬等のふん、紙くず類その他これらに類する物で、容易に捨てられ、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうおそれのあるものをいう。
- (2) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。次号において「法」という。)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車並びに家電製品、家具類その他これらに類する粗大ごみをいう。
- (3) 投棄 自動車等(自動車にあつては法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項の車両番号標を、原動機付自転車にあつては堺市市税条例(昭和41年条例第3号)第61条第1項の標識を取り外したものに限る。)が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当な期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 市民等 本市の区域内(以下この条において「市内」という。)に住所を有する者のほか、市内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 自主的活動団体 ごみの散乱を防止するための自主的かつ継続的な活動を実施する市民(事業者を含む。)の団体をいう。

(基本理念)

第3条 きれいで快適なまちづくりの推進は、市民等、事業者、土地所有者等及び市が互いに協力し合い、歴史と伝統のまち堺にふさわしい、美しい景観を持ち、ごみの散乱のない、人と自然が共生する環境に優しいまちを目指し、市民の生活環境の保全及び向上に資するよう行ふものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの散乱及び自動車等の投棄の防止を図るために必要な次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民等、事業者及び土地所有者等に対するきれいで快適なまちづくりに係る意識の啓発に関する施策
- (2) 市民の生活環境の保全及び向上のためのパトロールに係る実施体制の整備に関する施策
- (3) きれいで快適なまちづくりに係る自主的活動団体等の支援等に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、きれいで快適なまちづくりを推進するため市長が必要と認める施策(市民等の責務)

第5条 市民等は、道路、広場、公園その他の公共の場所(以下単に「公共の場所」という。))においてごみを生じさせないようにするとともに、ごみを生じさせたときは、これを持ち帰る等適切に処理しなければならない。

- 2 市民等は、自動車等を投棄し、若しくは投棄させ、又はこれらの行為を行おうとする者に協力してはならない。
- 3 市民は、その居住する地域における美化活動に積極的に参加するなど、ごみの散乱のない、きれいで快適なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 市民等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業を行う地域における清掃活動を積極的に行うよう努めるとともに、ごみの散乱の防止に係る従業員への啓発に努めなければならない。

- 2 事業者のうち、飲料、たばこ等の自動販売機の設置者、ファストフード、弁当等の販売者その他ごみの散乱の原因となるおそれのある商品を販売する者は、ごみの散乱の防止に係る消費者への啓発に努めるとともに、ごみの回収容器の設置その他当該商品に基づくごみの散乱の防止について必要な処置を講じるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自動車等を投棄し、若しくは投棄させ、又はこれらの行為を行おうとする者に協力してはならない。
- 4 事業者のうち、自動車等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者は、自動車等の投棄の防止に係る市民等への啓発に努めなければならない。
- 5 事業者は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱の防止に係る利用者への啓発、清掃活動その他必要な処置を講じるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。(公共の場所におけるごみの散乱の防止)

第8条 公共の場所において、ビラ、パンフレットその他これに類する印刷物を配付し、又は配付させた者

は、その配付場所又はその周辺の場所に当該ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物が散乱したときは、速やかにこれらの場所を清掃しなければならない。

(平21条例26・旧第10条繰上)

(推進組織)

第9条 市長は、第4条各号に規定する施策を実施する上で重要となる事項について審議するため必要と認めるときは、推進組織を置くことができる。

(平21条例26・旧第11条繰上)

(関係機関等への要請)

第10条 市長は、公共の場所にごみが散乱し、又は自動車等が投棄されていることにより市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して、ごみの回収、自動車等の撤去その他の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(平21条例26・旧第12条繰上)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平21条例26・旧第13条繰上)

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月14日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例

平成21年9月14日
条 例 第 2 6 号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 安全・安心・快適なまちづくり(第9条―第19条)

第3章 路上喫煙等の禁止(第20条―第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

安全、かつ、安心で快適なまちに暮らすことは、市民共通の願いである。また、安心して日常生活を営むことができる住んでみたいまち、住み続けたいまちを築き、将来に引き継ぐことは、私たちの責務であり、堺が全国に誇れるまちとして発展していくための基盤である。

しかし、都市化や情報化の進展及び価値観や生活様式の多様化に伴う規範意識の低下を背景に、私たちの周辺では安全が脅かされる事件、事故及び犯罪が後を絶たず、平穏な生活環境を妨げる行為が多く見受けられる。

安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現するためには、自分たちのまちは自分たちで良くするという住民自治の精神に基づき、市、市民及び事業者が緊密に連携し、課題に取り組まなければならない。また、市民一人ひとりが安全・安心・快適なまちづくりを自らの問題としてとらえ、地域の安全確保やまちの美化に主体的に関わる必要があり、さらに、防犯、防災、事故防止、環境美化等の活動が地域において市民との協働により展開されることが重要である。

全国に先駆けて人権尊重社会の実現に取り組み、人を大切にする心をはぐくんできた私たちは、人を大切にすることを基本に、環境や美化に配慮し、犯罪や事故が起りにくい、あらゆる暴力を許さない安全・安心・快適なまちづくりを市民協働で進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 子ども・青少年 おおむね18歳未満の者をいう。
- (4) 公共的団体 国及び地方公共団体並びにこれらの関係機関以外の団体で、本市の区域内において公共的な活動を行うものをいう。
- (5) 学校等 本市の区域内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所その他これらに類する施設で、子ども・青少年を保育し、教育し、又は育成するものをいう。
- (6) 交通法規 道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の交通安全に関する法令をいう。
- (7) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。
- (8) 自動車 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (9) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (11) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(内容物の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、包装紙、チューインガムのかみかす、紙くずその他容易に捨てることのできるものをいう。
- (12) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。
- (13) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、池その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (14) 落書き 道路、公園その他の公共の施設又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に、承諾を得ることなく、文字、図形、絵画等を書くことをいう。
- (15) 喫煙 火のついたたばこを吸うこと及び所持することをいう。
- (16) 要援護者 高齢者(65歳以上の者をいう。)、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)、難病患者(原因が不明で、治療法が確立されていない疾病で、後遺症を残すおそれが少なくないもの又は慢性的な疾病で、経済的負担のみならず、介護等に著しく人手を要する等の家族の負担が大きく、精神的負担も大きいものに罹患している者をいう。)、発達障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する者をいう。)、子ども・青少年、外国人、妊産婦等で、援護を要する状態にあるものをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、人権に配慮し、人を思いやり、支えあう心を大切にするとともに、暴力を決して認めないという強い意志を持って、安全・安心・快適なまちづくりを進めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、犯罪及び事故の防止、防災、地域の美化活動等を協働で行うことにより、安全・安心・快適なまちづくりを進めるものとする。

- 3 市、市民及び事業者は、安全・安心・快適なまちづくりを進めるに当たり、要援護者に十分配慮するとともに、子ども青少年をはぐむ環境づくりに留意するものとする。

（関係条例の定め）

第4条 この条例は、安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定めるものであり、その推進については、この条例に定めるもののほか、堺市違法駐車等の防止に関する条例（平成8年条例第25号）、堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）、堺市まちの美化を推進する条例（平成13年条例第20号）、堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）その他関係条例の定めるところによる。

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、国、大阪府及び関係機関と連携し、安全・安心・快適なまちづくりに関する市民の意識の啓発を行うとともに、市民や事業者が行う安全・安心・快適なまちづくりに関する活動の積極的な支援を行うものとする。
- （市民の責務）

第6条 市民は、互いに協力して、犯罪及び事故の防止、防災等の地域の安全に関する活動の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、地域における美化活動への参加等の美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

- 3 市民は、市及び関係機関が行う安全・安心・快適なまちづくりに関する活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、安全管理を最重点として事業活動を展開し、その所有若しくは管理に係る土地若しくは建物その他の工作物を適切に管理し、及び地域社会を構成する一員として地域の安全の推進に貢献するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業を行う地域の美化を推進する活動に協力し、従業員及び関係者に対して美しいまちづくりに関する意識を啓発し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市及び関係機関の行う安全・安心・快適なまちづくりに関する活動に協力するよう努めなければならない。

（条例の推進体制）

第8条 市、市民、事業者及び関係機関は、区ごとに協働して安全・安心・快適なまちづくりに関する活動を行うための組織を整備するものとする。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、安全・安心・快適なまちづくりの推進に関する体制を整備するものとする。

第2章 安全・安心・快適なまちづくり

（防犯等に対する取組）

第9条 市は、国、大阪府及び関係機関と連携し、犯罪（配偶者等からの暴力を含む。）の防止に関する啓発及

び環境の整備を行うとともに、公共的団体が実施する犯罪の防止等の活動及び市民又は事業者が行う暴力を排除する活動を支援するものとする。

- 2 市民及び事業者は、常に安全に関する意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、市が実施する犯罪の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、学校等の敷地内における生徒等の安全を確保するよう努めなければならない。

- 4 市、学校の設置者等及び市民は、地域及び通学時における子ども青少年の安全を確保するよう努めなければならない。

（防災に対する取組）

第10条 市は、国、大阪府及び関係機関と連携し、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災対策を推進するものとする。

- 2 市民は、災害から自らの生命、身体及び財産を守るよう努めるとともに、地域の自主防災活動を推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、従業員及び関係者の安全を確保する等の防災体制の充実を図るとともに、地域の自主防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

（交通安全に対する取組）

第11条 市は、国、大阪府及び関係機関と連携し、市民の交通安全意識の高揚及び交通安全の確保のための施策を実施するとともに、公共的団体又は事業者が行う交通安全に関する活動を支援するものとする。

- 2 市民及び事業者は、高齢者をはじめとする要援護者の円滑な移動及び事故防止に配慮するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、安全運転の確保のため、その事業に使用する車両（自動車、自転車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の点検及び整備を十分に行い、その運転者に交通法規を遵守させなければならない。

- 4 車両を運転する者は、交通法規を遵守し、歩行者及び他の車両の運行に十分注意を払い、安全に運転しなければならない。

- 5 歩行者は、道路を通行するに当たり、交通法規を遵守し、交通の危険を生じさせてはならない。

（違法駐車等の禁止）

第12条 自動車の運転者及び所有者は、違法駐車等（堺市違法駐車等の防止に関する条例第2条第2号に規定する行為をいう。）の防止に努めなければならない。

（自転車等の放置の禁止）

第13条 自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の利用者及び所有者は、自転車等をみだりに放置して良好な都市環境を悪化させてはならない。

（美しいまちづくりのための取組）

第14条 市は、美しいまちづくりを推進するため、市民及び事業者の意識の啓発等環境美化の促進に必要な施策を実施するとともに、公共的団体又は事業者が行う環境美化に関する活動等に対する支援を行うものとする。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、空き缶等及び印刷物等をみだりに捨てること。
- (2) 落書きをすること。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第15条 犬等の飼い主(その所有者以外で犬等を飼育し、又は保管している者を含む。)(は、当該飼い犬等のふんを公共の場所に放置してはならない。

(喫煙の制限)

第16条 何人も、公共の場所(当該公共の場所を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した吸い殻入れその他これに類する設備が設けられた場所を除く。)(において、喫煙しないよう努めなければならない。

(屋外広告物の掲出)

第17条 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定するものをいう。)(を掲出する者は、美しい街並みの形成及び安全に配慮して掲出するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第18条 市、市民及び事業者は、相互に協力し、植樹、草花の植栽等を積極的に行い、緑を保全し、快適な生活環境の維持に努めなければならない。

(要援護者に対する取組)

第19条 市は、公共的団体が行う地域における要援護者の安全と安心に係る活動を積極的に支援するものとする。

2 市民及び事業者は、市及び関係機関と連携し、要援護者が地域において安心して暮らせるよう配慮しなければならない。

3 市及び事業者は、大阪府、関係機関及び市民と連携し、要援護者に対する虐待の早期発見に努めなければならない。

第3章 路上喫煙等の禁止

(路上喫煙等禁止区域の指定等)

第20条 市長は、公共の場所のうち、他人の身体を害するおそれのある喫煙の防止及び環境美化の促進を図るため特に必要があると認める区域を、路上喫煙等禁止区域に指定することができる。

2 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域の住民及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙等禁止区域を変更し、又は廃止することができる。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定し、変更し、又は廃止したときは、その旨を告示するものとする。
(喫煙の禁止)

第21条 何人も、路上喫煙等禁止区域において、喫煙(自動車(道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)(の車内において行う喫煙を除く。)(をしてはならない。ただし、市長が喫煙所として指定する場所において喫煙する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書に規定する喫煙所を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(空き缶等及び印刷物等の投棄の禁止)

第22条 何人も、路上喫煙等禁止区域において、空き缶等及び印刷物等をみだりに捨ててはならない。

(過料)

第23条 前2条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第2号で平成23年4月1日から施行)

(堺市民の安全の推進に関する条例の廃止)

2 堺市民の安全の推進に関する条例(平成10年条例第22号)(は、廃止する。

堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例施行規則

平成22年3月17日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例(平成21年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(路上喫煙等禁止区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第20条第1項の規定により路上喫煙等禁止区域を指定したときは、当該路上喫煙等禁止区域内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙等禁止区域である旨を表示した標識(様式第1号)及び区域図を設置するものとする。

(路上喫煙等禁止区域の指定等の告示)

第3条 条例第20条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 路上喫煙等禁止区域の名称
- (2) 路上喫煙等禁止区域の区域
- (3) 路上喫煙等禁止区域の指定がその効力を生ずる日

2 条例第20条第4項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 路上喫煙等禁止区域の名称
- (2) 変更前及び変更後の路上喫煙等禁止区域の区域
- (3) 路上喫煙等禁止区域の変更がその効力を生ずる日

3 条例第20条第4項の規定による廃止の告示は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 路上喫煙等禁止区域の名称
- (2) 路上喫煙等禁止区域を廃止した日

(喫煙所の指定の告示)

第4条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 指定に係る喫煙所(以下「指定喫煙所」という。)の名称
- (2) 指定喫煙所の位置及び当該位置を表示した図面

(路上喫煙等防止巡視員)

第5条 条例第23条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙等の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙等防止巡視員を置く。

2 路上喫煙等防止巡視員は、市長が任命する。

3 路上喫煙等防止巡視員は、路上喫煙等の防止に関する事務を行う場合は、堺市路上喫煙等防止巡視員証(様式第2号)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。(告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第23条の規定により過料の処分をしようとするときは、本人に対し、告知書(様式第3号)により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明書(様式第4号)による弁明の機会を付与するものとする。

(過料処分の通知)

第7条 市長は、条例第23条の規定により過料の処分をするときは、本人に対し、過料処分決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、条例附則第1項ただし書の規則で定める日から施行する。

様 式 省 略

堺市浄化槽法施行細則

昭 和 60年 9月 28日 最 近 平 成 24年 7月 5日
規 則 第 6 2 号 改 正 規 則 第 9 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の施行について、関係政令及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(平23規則50・一改)

(浄化槽の使用開始の報告)

第2条 法第10条の2第1項の規定により浄化槽の使用開始の報告をしようとする者は、浄化槽使用開始報告書(様式第1号)を保健所長に提出しなければならない。

(平12規則62・一改)

(技術管理者の変更の報告)

第3条 法第10条の2第2項の規定により技術管理者の変更の報告をしようとする者は、浄化槽技術管理者変更報告書(様式第2号)を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、技術管理者としての資格を有している旨を記載した書類を添付しなければならない。

(平12規則62・一改)

(管理者の変更の報告)

第4条 法第10条の2第3項の規定により浄化槽管理者の変更の報告をしようとする者は、浄化槽管理者変更報告書(様式第3号)を保健所長に提出しなければならない。

(平12規則62・一改)

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第5条 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第4号)の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第10条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 従業員名簿

(2) 汚泥収集運搬車の正面及び側面からの写真

(3) 汚泥収集運搬車の車検証の写し

(4) 汚泥収集運搬車の車庫の所在地を記載した付近見取図

(5) 浄化槽の清掃に使用する器具の名称及び数量を記載した書類

(6) 汚泥等の処分方法を記載した書類

(7) 営業所及び主たる事務所の付近見取図

(8) 浄化槽清掃料金表

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平18規則4・旧第6条一改・繰上、平21規則17・一改)

(許可書の交付)

第6条 市長は、浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可書(様式第5号)を交付する。

2 浄化槽清掃業許可書は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平18規則4・旧第7条一改・繰上)

(許可書の返納及び再交付)

第7条 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可書が不要となったときは、その日から10日以内に、これを市長に返納しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可書を汚損し、又は紛失したときは、直ちに浄化槽清掃業許可書再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

3 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可書の再交付を受けた後、紛失した浄化槽清掃業許可書を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平10規則63・平12規則62・一改、平18規則4・旧第8条一改・繰上)

(清掃実施の届出)

第8条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を実施しようとするときは、実施しようとする日の10日前までに浄化槽清掃実施届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平18規則4・旧第9条一改・繰上)

(許可事項の変更の届出)

第9条 法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第8号)の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更の事実を明らかにした書類を添付しなければならない。

(平18規則4・旧第10条一改・繰上、平21規則17・一改)

(業の休止又は廃止の届出)

第10条 浄化槽清掃業者は、法第38条の規定により業の休止又は廃止をしようとするときは、当該休止又は廃止の日から30日以内に、浄化槽清掃業(休止・廃止)届出書(様式第9号)の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、浄化槽清掃業許可書を添付しなければならない。

(平18規則4・旧第11条一改・繰上、平21規則17・一改)

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

(平18規則4・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

(平23規則81・旧第1項・一改)

附 則(昭和61年2月17日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月29日規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定に基づく帳票とみなして使用できるものとする。

附 則(平成12年3月31日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附 則(平成17年1月19日規則第3号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月3日規則第53号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定中「能力」を「行為能力」に改める部分は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)附則第1条の政令で定める日から施行する。

附 則(平成18年1月12日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、改正前の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則(平成21年3月26日規則第17号)

最近改正 平成23年8月30日規則第81号

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平23規則81・一改)

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則(平成23年3月30日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定に基づく帳票とみなして使用することができるものとする。

附 則(平成23年8月30日規則第81号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月5日規則第98号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市浄化槽法施行細則の様式に関する規定に基づく帳票とみなして使用できるものとする。

様 式 省 略

堺市ごみ収集要綱

施 行 昭 和 63年 4月 1日

最近改正 平 成 22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第25号。以下「規則」という。)第4条第1号ア(ア)の生活ごみ及び同号ア(ウ)から(オ)までの資源ごみ(以下「ごみ」という。)の排出、収集及び集積場の設置等について必要な事項を定める。

(ごみの収集方法)

第2条 ごみの収集方法は、次のとおりとする。

(1)各戸収集方式 各住宅に接した道路で、収集車(原則として、2トン車両以上の車両とする。)が前進通行をすることができる道路(袋小路となっている場合は、当該袋小路において収集車の方向転換ができるものに限る。以下「各戸収集路線」という。)の際に排出されたごみを収集する方法をいう(別図第1参照)。

(2)ごみ集積場収集方式 第5条に規定するごみ集積場に排出されたごみを収集する方法をいう(別図第2参照)。

(ごみの排出方法)

第3条 次の各号に掲げる住宅の居住者は、収集日当日に、それぞれ当該各号に定めるところにより、透明又は白色の半透明のポリ袋(その容量が45 リットル以下のものに限る。以下「ポリ袋」という。)にごみを入れ、排出しなければならない。この場合において住宅のうち、居住用以外の用途を併せ持つものについては、ごみと当該用途により生ずる事業系一般廃棄物とを区分しなければならない。

(1)各戸収集路線沿いにある一戸建て等の住宅 当該住宅前の各戸収集路線の道路際に排出すること(別図第1参照)。

(2)各戸収集路線沿いこない一戸建て等の住宅 各戸収集路線の道路際の所定のごみ集積場(規則第4条第1号ア(オ)の資源ごみ(以下この条において「小型金属」という。))については、次条第2項に規定する粗大ごみの排出場所に排出すること(別図第2のa図参照)。

(3)共同住宅等 所定のごみ集積場(小型金属については、次条第2項に規定する粗大ごみの排出場所)に排出すること(別図第2のb図参照)。

(ごみ集積場の設置)

第4条 ごみ集積場は、前条第2号及び第3号に規定する住宅等について設置しなければならない。この場合において、居住用以外の用途を併せ持つ住宅については、当該用途により生じる事業系一般廃棄物の排出量を考慮し、その収集日当日にごみと区別して排出することができる場所を確保しなければならない。

らない。

2 ごみ集積場の設置に際しては、粗大ごみの収集日当日においてごみと区別して排出することができる場所を確保しなければならない。

(ごみ集積場の種類及び構造等)

第5条 生活ごみ及び資源ごみ(缶、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)に係るごみ集積場の種類は、袋集積場及びコンテナボックス集積場とし、その構造等については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が当該各号の規定により難いと認めるごみ集積場の構造等については、別に定める。

(1)生活ごみに係る袋集積場 別表第1に定める構造等

(2)生活ごみに係るコンテナボックス集積場 別表第2に定める構造等

(3)資源ごみに係る袋集積場 別表第3に定める構造等

(4)資源ごみに係るコンテナボックス集積場 別表第4に定める構造等

(ごみ集積場の設置場所)

第6条 新たにごみ集積場を設置しようとする者(以下「設置者」という。)は、設置場所の選定に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1)ごみ集積所の設置場所に係る周辺住民との協議を確実に行うこと。

(2)清潔な生活環境の保全及び美観の維持を考慮すること。

(3)ごみの排出及び収集が安全かつ容易に行うことができる場所とすること。

(4)交通の安全を図るため、踏切、交差点及び横断歩道の付近を避けること。

(5)交通又は収集作業に支障を来すおそれのある場所を選定しないこと。

(ごみ集積場等の管理)

第7条 ごみ集積場の管理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1)収集日当日以外には、ごみを排出しないこと。

(2)ごみ集積場及びその付近は、常に清潔にするとともに、コンテナボックスについては、定期的に洗浄し、害虫が発生することなどないよう衛生保持に努めること。

(3)ごみ集積場の付近及び進入路に不法駐車され、又は障害物等が放置されないよう十分管理し、安全かつ容易に収集作業が行えるようにすること。

(4)ごみ集積場又はコンテナボックス等は、破損、老朽化等により収集作業に支障を来さないよう定期的に点検し、異常があれば速やかに修理、又は取替えを行うこと。

(5)コンテナボックスについては、車輪の修理及び油差しを適宜行うとともに、コンテナ設置場所の床面については、車輪の損傷を引き起こさないようするため、段差のないよう常に管理を行うこと。

(6)ごみ収集作業に当たり、コンテナボックスの出し入れ等を行う必要のあるごみ集積場の設置者、維持

管理者等は、強風等によるコンテナボックスの移動等に起因する事故のないよう、車輪のブレーキを確実に掛ける等の安全管理に努めること。

- 2 本市は、ごみ集積場において発生した事故(当該ごみ集積場の管理上の瑕疵に係るものに限る。)に係る損害については、その責めを負わない。

(ごみ収集の申込み)

第8条 本市の区域内に居住しようとする者は、入居開始日までに一般廃棄物処理申込書(別記様式)により市長にごみの収集を申し込まなければならない。

- 2 住宅等の所有者又は管理者は、入居時にごみの排出日、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

- 3 転居等で臨時に排出されるごみの収集については、別に定めるところにより、あらかじめ市長に臨時的な処理を申し込まなければならない。

(改善の指導)

第9条 市長は、ごみ集積場又は収集作業場において、ごみの収集に関して支障が生じたとき、若しくは事故(車両接触事故を含む。)等の発生が予想されるとき、又は環境の保全の妨げとなる状況があるときは、当該施設の占有者等に対し、この要綱の規定に沿って改善するよう指導するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63 年4月1日から施行する。

(中高層住宅のごみ収集基準の廃止)

- 2 中高層住宅のごみ収集基準(昭和45 年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10 月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、同年12月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の堺市ごみ収集要綱第5 条及び第6 条の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに設置するごみ集積場(堺市開発行為等の手続に関する条例(平成15年条例第22 号)第7条の規定による協議を必要とするごみ集積場にあつては、同日以後に同条の規定による協議の申出があつたものに限る。)について適用し、同日前に設置したごみ集積場及び同日前に同条の規定による協議の申出があつたごみ集積場については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の堺市ごみ収集要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市ごみ収集要綱の様式に関する帳票とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様 式 等 省 略

堺市有価物集団回収報償金交付要綱

施 行 平 成 2 年 9 月 1 日

最近改正 平 成 24 年 2 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、住民団体が自主的に行う有価物の集団回収に対して報償金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 報償金の交付対象となる団体は、市内の自治会、子ども会その他の営利を目的としない住民団体とする。

(団体の登録)

第3条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ堺市有価物集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により市長に申請して登録を受けなければならない。

2 市長は、登録団体に対し、協力世帯数が概ね20世帯以上となるよう要請することができる。

3 市長は、登録団体が2年以上集団回収を実施しないときは、その登録を取り消すことができる。

4 登録団体は、団体名、代表者の住所、役職、氏名又は電話番号、振込先等に変更があったとき又は集団回収を中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(対象品目及び報償金)

第4条 報償金の交付対象となる品目は、別表のとおりとする。

2 報償金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 報償金の交付を受けようとする団体は、毎年度市長が別に定める日までに堺市有価物集団回収報償金交付申請書(様式第2号)に所定の伝票を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する所定の伝票は、堺市有価物集団回収報償金専用伝票(様式第3号)及び計量票とする。

3 第3条第1項の規定による登録を受けたときは、登録日以降の実施分についてのみ申請することができるものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体に対して、口座振替の方法により報償金を交付するものとする。

(報償金の返還)

第7条 市長は、報償金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した報償金

の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 報償金の申請に不正があったとき。

(2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第2項の表旧美原町要綱第6条第1項の項及び旧美原町要綱第6条第2 項の項に基づき読み替えて適用される堺市有価物集団回収報償金交付要綱施行細目(平成2年制定)別表については、平成18年度に限り、同表中「7月まで」とあるのは「6月まで」と、「8月から」とあるのは「7月から」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第2条の規定による改正前の堺市有価物集団回収報償金交付要綱附則第2項の規定により例によることとされる旧美原町環境美化及び有価物回収奨励金等交付要綱(昭和57年制定)第3条の規定による登録を受けている団体については、第2条の規定による改正後の堺市有価物集団回収報償金交付要綱第3条の規定による登録を受けた団体とみなす。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の堺市有価物集団回収報償金交付要綱の規定は、平成22 年4月1日以後に実施する集団回収等に伴う報償金について適用し、同日前に実施した集団回収等に伴う報償金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の堺市有価物集団回収報償金交付要綱第5条に規定する所定の伝票については、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に実施する集団回収について市長に申請する場合に限り、改正後の堺市有価物集団回収報償金交付要綱第5条第2項に規定する堺市有価物集団回収報償金専用伝票(様式第3号)とみなして使用することができる。

別表

対象品目	報 償 金
新 聞	1キログラム当り 4 円
雑 誌	
ダンボール	
古 布	
紙 パ ッ ク	

(注)1 対象品目については、家庭から排出されたものとする。

2 報償金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様 式 省 略

堺市まち美化促進事業実施要綱

施 行 平 成 13 年 11 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する道路その他の公共施設の一定区域における清掃、緑化等のボランティア活動(以下「美化活動」という。)を行おうとする自治会、企業その他の団体に対し支援等を行う堺市まち美化促進プログラム(以下「まち美化促進プログラム」という。)の実施について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 この要綱の支援等の対象となる団体は、原則として月1回以上美化活動を行う自治会、商工業者等の地域住民団体並びに教育機関、行政機関、法人及びその従業員から成る団体(おおむね5人以上)で、第5条第1項に規定する協定を締結したもの(以下「実施団体」という。)とする。

(申込み)

第3条 実施団体となることを希望する団体は、堺市まち美化促進実施団体認定申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、実施団体となることが適当と認められるときは、その団体と協議の上、美化活動を行う区域(以下「美化活動区域」という。)を決定するとともに、まち美化促進プログラムに関する協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

2 協定には、その目的、美化活動区域、実施団体と堺市との役割分担、美化活動中の安全の確保、協定の解除、その他必要事項について定めるものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により協定を締結したときは、実施団体に対して美化活動を行う者であることを証する認定証(様式第2号)を交付するものとする。

(支援の内容)

第7条 市長は、実施団体が回収等を行ったごみの処理に協力するとともに、実施団体の申出により、別に定める基準に基づき、清掃用具の貸出しを行うものとする。

(サインボードの設置)

第8条 市長は、協定に基づき、美化活動区域内又はその近隣区域に美化活動区域を示すサインボードを設置する。

(報告)

第9条 市長は、美化活動の状況について、実施団体に報告を求めることができる。

2 実施団体は、美化活動中に事故等が発生したときは、速やかに、その旨を堺市美化活動時事故等報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(覚書の締結)

第10条 市長は、美化活動区域内に大阪府の管理する施設が存するときは、当該施設の管理者と当該施設に係る美化活動における双方の役割及び費用の負担等について覚書を締結するものとする。

(委任)

第11条 第7条に規定する清掃用具の貸出基準及びその他まち美化促進プログラムの施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する

様 式 省 略

堺市事業用大規模建築物に係る事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する要綱

施 行 平 成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第5号。以下「条例」という。)第12条から第14条までの規定及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第25号。以下「規則」という。)第2条から第2条の3までの規定に基づき、条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)に係る事業系一般廃棄物の減量化及び適正な処理の確保について必要な事項を定める。

(床面積の算定)

第2条 同一敷地内に2以上の建築物がある場合の規則第2条第1項に規定する床面積の算定については、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の床面積の合計とする。

(事業用大規模建築物の所有者に代わる者)

第3条 次に掲げる者は、事業用大規模建築物に係る事業系一般廃棄物の減量化及び適正な処理について事業用大規模建築物の所有者に代わってこれを行うことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合においては、事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者の代表者
- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借又はその他の理由により占有して使用している者
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者(廃棄物管理責任者の業務)

第4条 条例第12条第3項の廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する減量及び適正な処理並びに再利用に係る指導及び啓発に関すること。
- (2) 条例第12条第4項に規定する計画書の作成に係る所有者への協力に関すること。
- (3) 再利用(再資源化)対象物及び事業系一般廃棄物の量並びに処理の方法等の把握に関すること。
- (4) 事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理を実施するための関係者との連絡及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。

(勧告書の交付等)

第5条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)を交付して行うものとする。

- 2 前項の勧告書の交付を受けた所有者は、当該勧告に従い是正のために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の完了後遅滞なく、改善報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の改善報告書が提出された場合において必要があると認めるときは、事実確認のため実地調査等を行うことができる。

(弁明書等の提出)

第6条 前条第1項の勧告書の交付を受けた所有者は、当該勧告書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して弁明書(様式第3号)及び自らに有利な証拠を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により提出を受けた弁明書の内容について、実地調査等の結果、理由があると認めるときは、条例第14条の規定による事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れの拒否を行わないことができる。

(公表)

第7条 条例第13条第2項に規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業用大規模建築物の名称及び所在地
 - (2) 事業用大規模建築物の所有者の氏名
 - (3) 勧告書で指摘した措置事項
- (収集拒否通知書)

第8条 条例第14条の規定による事業系一般廃棄物の収集の拒否は、収集拒否通知書(様式第4号)を交付して行うものとする。

- 2 市長は、前項の収集拒否通知書を交付した後、当該事業用大規模建築物において収集拒否の理由となった勧告書で指摘した措置事項が改善されたことが確認できたときは、収集の拒否を解除するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により収集の拒否を解除したときは、収集拒否解除通知書(様式第5号)により当該所有者に通知するものとする。

(受入拒否通知書)

第9条 条例第14条の規定による事業系一般廃棄物の本市の処理施設への受入れの拒否は、受入拒否通知書(様式第6号)を交付して行うものとする。

- 2 市長は、前項の受入拒否通知書を交付した後、当該事業用大規模建築物において受入拒否の理由となった勧告書で指摘した措置事項が改善されたことが確認できたときは、受入れの拒否を解除するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受入の拒否を解除したときは、受入拒否解除通知書(様式第7号)により当該所

有者に通知するものとする。

(搬入許可業者への通知)

第10条 前条第1項の受入拒否通知書を交付したとき、又は同条第3項の規定による通知をしたときは、その通知の内容を規則第8条第2項に規定する搬入許可業者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

・その他一覧

【その他の条例・規則】

堺市地域下水道条例

堺市地域下水道条例施行規則

堺市循環型社会形成推進条例

堺市循環型社会形成推進条例施行規則

堺市立のびやか健康館条例

堺市立のびやか健康館条例施行規則

堺市再生利用業の個別指定に関する規則

堺市廃棄物減量等推進審議会規則

【その他要綱等】

堺市廃棄物の搬入者に対する指導及び処分の基準等に関する要綱

堺市ごみ減量化推進員設置要綱

堺市一般廃棄物処理業審査庁内委員会要綱

堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱

堺市有料廃棄物処理要領

堺市美化推進協議会会則

粗大ごみふれあい収集事業実施要領

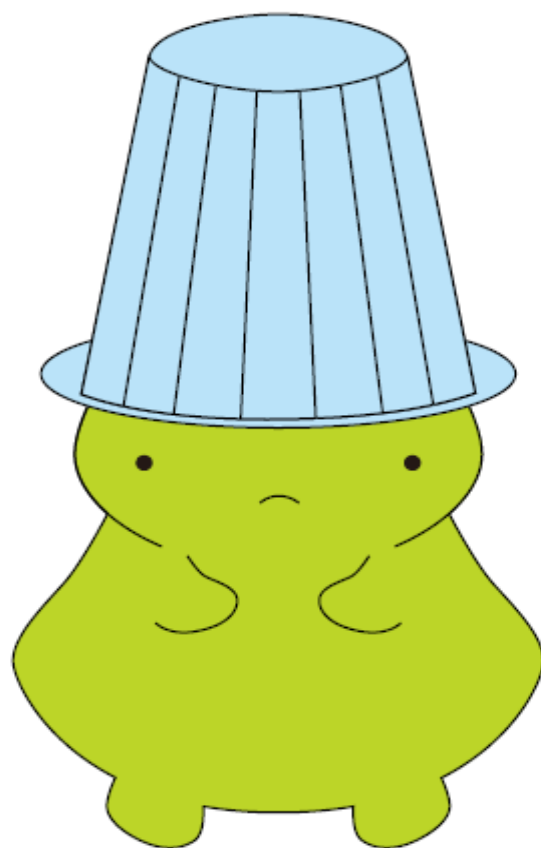
堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領

堺市カラスネットの譲渡に関する要領

堺市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する事務取扱要領

堺市一般廃棄物処分業に係る許可等事務取扱要領

堺市ごみ減量マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用要領



堺市ごみ減量キャラクター

「ムーやん」

事業概要（平成26年度版）

平成26年度 発行

編集・発行 堺市 環境局 環境事業部 環境事業管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

（TEL） 072-228-7478（直通）

（FAX） 072-229-4454（共用）

（URL） <http://www.city.sakai.lg.jp/>

行政資料番号

2-13-14-0184